

平成 19 年度

東京女子体育大学  
自己評価報告書

平成 19 年 7 月  
東京女子体育大学

## 目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色	1
II. 東京女子体育大学の沿革と現況	3
III. 「基準ごとの自己評価」	
基準 1 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的	5
基準 2 教育研究組織	9
基準 3 教育課程	15
基準 4 学生	21
基準 5 教員	43
基準 6 職員	53
基準 7 管理運営	59
基準 8 財務	69
基準 9 教育研究環境	75
基準 10 社会連携	81
基準 11 社会的責務	89
IV. 特記事項	93

## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色

### 1. 東京女子体育大学の建学の精神と基本理念

#### (1) 建学の精神について

東京女子体育大学では「心身ともに健全で、質素で誠実、礼儀正しい女子体育指導者の育成」を建学の精神としている。

創立は明治 35(1902)年であるが、その時代は女性が運動やスポーツを行うことが容易に認められる社会ではなかった。そのような時代に、自身、運動によって命を救われた藤村トヨは女性にとっての運動の必要性を強く感じ、女性の運動普及のためには女性の体育指導者が不可欠であるとしたことから、このような建学の精神が生まれた。

#### (2) 大学の基本理念について

建学の精神を基底において、女性の特性に配慮し、女性の感性を生かした指導・学習を基盤に新たな「知」の創造と活用を通して、社会や人類の発展に貢献していく。人間教育を重視し、知・徳・体のバランスのとれた人間性豊かな人材の育成に努める。

### 2. 東京女子体育大学が目指す大学像

#### (1) 使命・目的について

創造力豊かで、高い専門性を身につけた、実践力がある人材を育成し、時代の要請に応えていく。特に、教育に携わる指導者の育成には力を入れ、教員養成機関としての役割を果たすとともに、生涯学習を踏まえて、スポーツや運動を文化として社会に浸透させていく牽引車となることを具体的な目的としている。

競技スポーツの発展への貢献として、国際動向を踏まえた選手・指導者の育成に努めるとともに、学校や地域社会におけるスポーツ・芸術文化の振興にも力を入れ、ティーチングアシスタント、スポーツ指導員並びに補助役員等の派遣に成果をあげている。

#### (2) 個性・特色について

##### ① 日本で最も伝統ある女性の体育指導者の養成機関である。

明治 35 (1902) 年創立「私立東京女子体操音楽学校」

女性の健康な身体・健康な生活を志向することで、当時の女性の社会的地位の向上に努めた。

その心は、脈々と受け継がれ、日本で最初の女子体育大学として、昭和 37 年の「東京女子体育大学」設置に繋がった。

##### ② 女性の感性に配慮し、女性の特性を生かした運動・スポーツの実践

- ・ 校訓：曹洞宗・鶴見総持寺の新井石禅から藤村トヨに贈られた扁額の教え

- ・ 健康の秘訣：「腰伸ばせ即腹の力」

藤村トヨの提唱した、この教えは、本学の礎を築くとともに、今も卒

業生をはじめとする多くの人達に広く継承されている。

- ・ 音楽と運動のリズムを重視した、リズム体操や新体操の展開。

③ 教員と学生が価値観を共有し、ともに行動することによって、成長を図る姿勢。

- ア クラス担任制 : 全教員が担任として、約 30 名のグループを担当
- イ 後援会活動 : 学生の父母との懇談、部館長等大学運営に携わる教員が、全国的に展開する支部懇談会に出向する。
- ウ クラブ指導 : ほとんどの教員が、クラブ部長もしくは、指導者として参画。

## II. 東京女子体育大学の沿革と現況

### 1. 大学の沿革

東京女子体育大学は、設置法人である藤村学園という名称が示すとおり、藤村トヨを再興の祖と仰ぎ、象徴として今日に至っている。実際には、明治35（1902）年5月に「私立東京女子体操学校」（後に私立東京女子体操音楽学校と改称）として創設者の山崎周信とその後を継いだ高橋忠次郎によって設立されたが、当時の資金不足による経営困難を救ったのが、明治41（1908）年に校長に就任した藤村トヨであるため、以後、藤村トヨを実質的創設者と定めている。

藤村トヨは、禅に帰依し、禅の考え方を教育にも取り入れ、女性の体育教師にふさわしい人格形成に努めた。全寮制の教育を通じて、「誠・信・仁・和・忍」の人間教育を理念として、誠実で思慮深い女性の育成に励んだのである。

こうした藤村トヨの考えは、昭和19（1944）年の「東京女子体育専門学校」、昭和25（1950）年の「東京女子体育短期大学」を経て、昭和37（1962）年の「東京女子体育大学」の設置まで、一貫して建学の理念として受け継がれ今日に至っている（表Ⅱ-1-1）。

健康教育や体育・スポーツあるいは幼児・児童教育といった、スポーツ文化や教育分野への志向を持つ多様な学生を大学と短大との一体的運営により受容し、学生側のニーズに対応しているところが本学の大きな特性といえる。

表Ⅱ-1-1. 大学の沿革

明治35（1902）5月	「私立東京女子体操学校」を東京都小石川に設立
明治35（1902）11月	「私立東京女子体操音楽学校」と改称
明治41（1908）3月	藤村トヨ第4代校長に就任
大正10（1921）12月	北多摩郡武蔵野村吉祥寺（現在の武蔵野市吉祥寺）に移転
昭和19（1944）4月	専門学校令に基づき「財団法人東京女子体育専門学校」（修業年限3年）となる
昭和25（1950）4月	学制改革により「東京女子体育短期大学保健体育科」（修業年限2年）となる
昭和25（1950）3月	学校法人「藤村学園」設立
昭和36（1961）9月	現在の国立市富士見台に移転
昭和37（1962）4月	学校法人藤村学園「東京女子体育大学」（修業年限4年）を新設 ・初代学長 伊澤エイ ・女子体育研究所開設
昭和39（1964）10月	東京オリンピック閉会式を飾る
昭和58（1983）2月	創立80年記念事業による建設で、本館（教室・研究室棟）が完成
平成5（1993）10月	創立80周年記念事業で、藤村総合教育センターを建設
平成14（2002）10月	創立100周年を契機に、教育改革に着手
平成15（2003）4月	地域交流センターを設立
平成18（2006）4月	健康管理センターに「診療所」を開設

なお、併設している東京女子体育短期大学は、保健体育学科と児童教育学科の2学科（それぞれ修業年限2年）である

2. 本学の現況

- ・大学名 東京女子体育大学
- ・所在地 東京都国立市富士見台四丁目 30 番地の 1 号
- ・学部構成 体育学部
- ・学科構成 体育学科
- ・学士課程の学生定員及び在籍学生数（表Ⅱ-2-1）
- ・教職職員数及び事務職員数（表Ⅱ-2-2）

表Ⅱ-2-1. 学士課程の学生定員及び在籍学生数

(平成19(2007)年5月1日現在)

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員	在籍学生総数	在籍学生数			
						1年次	2年次	3年次	4年次
体育	体育	300	50	1,300	1,672	389	376	438 (54) ※1	469 (62) ※1

※1 ( ) 内は、編入学者数

併設校 (東京女子体育短期大学)

学科	入学定員	収容定員	在籍学生総数	在籍学生数	
				1年次	2年次
保体	100	200	252	129	123
児教	150	300	260	106	154

表Ⅱ-2-2. 教育職員数及び事務職員数

専任教員 (平成19(2007)年5月1日現在)

学部	学科	教授	准教授	講師	助教	合計
体育	体育	26	9	2	1	38

兼任教員 東京女子体育短期大学

学科	教授	准教授	講師	助教	計
保体	6	3	0	0	9
児教	8	2	5	0	15

事務職員

	大学	短大
正職員	34	13
その他	11	3

## 基準1 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

### 1-1 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されていること。

《1-1の視点》

1-1-① 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されているか。

#### (1) 1-1の事実の説明（現状）

1-1-① 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されているか。

建学の精神は大学要覧、学生募集要項、ホームページ等に明示しており、学生便覧には「藤村トヨ先生の遺訓」及び「建学の精神を生かした教育理念」として示している。また、年2回発行している「TOJOTAI HEADLINE」や「TWCPE News Letter」、年1回発行している「TWCPE HANDBOOK」において、建学の精神を掲載し、大学の内外に周知している。また、平成18(2006)年度末より携帯電話サイトを構築し、各種情報の伝達とともに本学の教育指針の広報に努めている。

これらの資料を活用し、学校の外に向けては、オープンキャンパス、進学説明会、教員による高校訪問等の場で説明している。

また、学校の内に向けては、新入生対象のオリエンテーション期間（フレッシュウィーク）において、「建学の精神」の時間を設置し、建学の精神や教育理念についての学生の理解を深めている。さらに、昭和58(1983)年藤村トヨ像を建立し、平成14(2002)年には藤村トヨの言葉である「腰伸ばせ即腹の力」を含む石碑を建立し、藤村トヨの精神を伝え、建学の精神・基本理念の周知を図っている。藤村トヨの教育観に共鳴した鶴見総持寺の新井石禅老師が揮毫した扁額を大会議室に掲げ、また、複製して学内に掲示し、教職員及び学生に建学の精神・基本理念の浸透を図っている。藤村学園創立80周年及び100周年のときには、記念事業の一つとして、それぞれ「藤村学園八十年のあゆみ」、「藤村学園100年のあゆみ」と題する記念誌を刊行、全学生・全教職員に配布し、学園への理解を深める手だてとするなど、折に触れ、建学の精神の徹底に励んでいる。

#### (2) 1-1の自己評価

学内外に向けてあらゆる機会を活用して建学の精神・基本理念の徹底を図っており、新入生を含む学生も本学の建学の精神・基本理念について理解している。また、教員による教育活動もその具現化として行われている。建学の精神・大学の基本理念の学内外への周知は十分に行われていると判断している。

#### (3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

学外への広報活動として、本学ではまだ歴史の浅い、ホームページや携帯サイトによるものの在り方を検証し、今後一層の充実を図っていく。

### 1-2 大学の使命・目的が明確に定められ、かつ学内外に周知されていること。

《1-2の視点》

1-2-① 建学の精神・大学の基本理念を踏まえた、大学の使命・目的が明確に定め

られているか。

1-2-② 大学の使命・目的が学外に公表されているか。

**(1) 1-2の事実の説明（現状）**

**1-2-① 建学の精神・大学の基本理念を踏まえた、大学の使命・目的が明確に定められているか。**

本学は、建学の精神や基本理念に裏付けられた教育目標を定めている。教育目標は教務委員会で随時点検され、必要に応じて改定している。平成19年度のキャンパスライフガイド（学生便覧）に示された教育目標は次の8項目である。

**教育目標<平成19(2007)年度>**

- (1) 学生にとって分かりやすく、かつ質の高い授業を目指す
- (2) 個に応じた教育指導を目指す
- (3) より資質の高い教員の養成を目指す
- (4) 社会の様々な場で活躍できる人材の育成を目指す
- (5) 体育・スポーツ・芸術を通しての人的陶冶を目指す
- (6) グローバル時代に対応できる人材の育成を目指す
- (7) 地域社会に貢献できる開かれた大学を目指す
- (8) 自己点検・自己評価を行い、本学の教育水準の向上を目指す

**1-2-② 大学の使命・目的が学生及び教職員に周知されているか。**

毎年度発行する学生便覧に「建学の精神を生かした教育理念」及び「本学の教育目標」を示し、全学生に周知している。また「履修の手引き」では「カリキュラムの意義」として、これも全学生に示している。

**1-2-③ 大学の使命・目的が学外に公表されているか。**

上記学生便覧とともに、学生募集要項に「建学の精神」及び「本学の求める学生像」を示している。また大学のホームページに、多様な情報を提供するなかで、随時、大学の教育の目標や指針を公開している。

**教育理念**

- 本学は、これまでに培ってきた「女性の特性に配慮し、女性の感性を生かした指導・学習理論」を基盤に、きめ細かな教育指導を行い、高い専門性を身に付けた、実践力のある人材を育成します。
- 本学は、時代の要請に応えることのできる、創造性豊かで、社会のあらゆる場で活躍できる有能な人材を育成します。  
特に、次代を担う子ども達の教育に携わる人材を育成し、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教員を幅広く養成する大学としての使命を果たします。

- 本学は、人間教育に力を入れ、知識・技能のみに偏しない、社会性や深い教養を身に付けた、人間性豊かな、知・徳・体のバランスのとれた人材を育成します。  
「2007 キャンパスライフガイド（学生便覧）」より

### **(2) 1－2の自己評価**

教育目標を達成するために、体育、スポーツ、芸術等の諸活動が有機的に構成されたカリキュラムが実施されている。学生も大学の方針のもと、自らの資質や能力、個性に応じた科目を選択し、自己実現を目指している。このような状況から、大学の使命・目的の明確な設定及び学内外への周知は十分に行われていると判断している。

### **(3) 1－2の改善・向上方策（将来計画）**

今後も建学の精神を社会の変化に対応するものとして具現化に努めながら、時代の要請や学生の価値観の変化に対応した教育の在り方を明らかにするため、理事会、教授会が一体となり、具体的には教務委員をはじめ各種委員会で教育目標について随時、検討していく。また、組織の横断的検討を推進するために総務企画委員会の構成を早急に行う。

### **[基準1の自己評価]**

本学の基本的な精神・理念に共鳴して入学した学生が多く、教職員も日常の教育活動を建学の精神・基本理念を具現化したものとして行っている。建学の精神・大学の基本理念の学内外への周知、大学の使命・目的の明確な設定及び学内外の周知については、十分に行われていると判断している。

### **[基準1の改善・向上方策（将来計画）]**

基準1については、現在も十分な水準に達していると考えているが、本学ではまだ歴史の浅いホームページや携帯サイトも含め、新しい媒体や方法についても随時、開発・研究し、学内外への広報活動について、一層の充実を目指していく。



## 基準2 教育研究組織

### 2-1 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が、大学の使命・目的を達成するための組織として適切に構成され、かつ、各組織相互の適切な関連性が保たれていること。

《2-1の視点》

- 2-1-① 教育研究上の目的を達成するために必要な学部、学科、研究科、附属機関等の教育研究組織が、適切な規模、構成を有しているか。
- 2-1-② 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が教育研究上の目的に照らして、それぞれ相互に適切な関連性を保っているか。

#### (1) 2-1の事実の説明（現状）

##### 2-1-① 教育研究上の目的を達成するために必要な学部、学科、研究科、附属機関等の教育研究組織が、適切な規模、構成を有しているか。

本学は一学部一学科であり、附属図書館、健康管理センター、女子体育研究所、地域交流センターが設置されている（次頁、図Ⅲ-2-1）。学長とこれら附属機関等の長である教授は、日常的に緊密な連絡を取り合っている。また、学長、教務部長（教授）、学生部長（教授）、就職対策部長（教授）と附属機関等の長（教授）は、月1回の定例教授会の前に教授会提出議題を審議・調整している。

体育学部体育学科には平成19(2007)年5月1日現在で計1,672人の学生が在籍し、専任教員は38人（内、教授は26人）、非常勤講師は19人（学外実習の非常勤講師を除く）である。専任教員のうち教授・准教授・講師は通年換算で8コマ（1コマは90分）を上限として授業を担当するとともに、学長の下に設置される一つ以上の各種委員会（13頁、図Ⅲ-2-2. 参照）に所属しており、適切に運営されている。

附属図書館は平成16(2004)年に改めて新設され、座席数は254席である。平成18(2006)年度末の蔵書数は約16万冊であり、蔵書検索機6台、インターネット検索機11台、データベース検索機4台、AV機器12台を備え、館長（教授）、事務長の下、2人の司書を配置し、アルバイト職員も加わって図書等資料検索に関わるサービス向上に努めている。購入図書資料等の選定については、毎年度すべての教員や学生から幅広く推薦を受け、図書館委員会（教員7人）で選定しており、図書館は適切に運営されている。

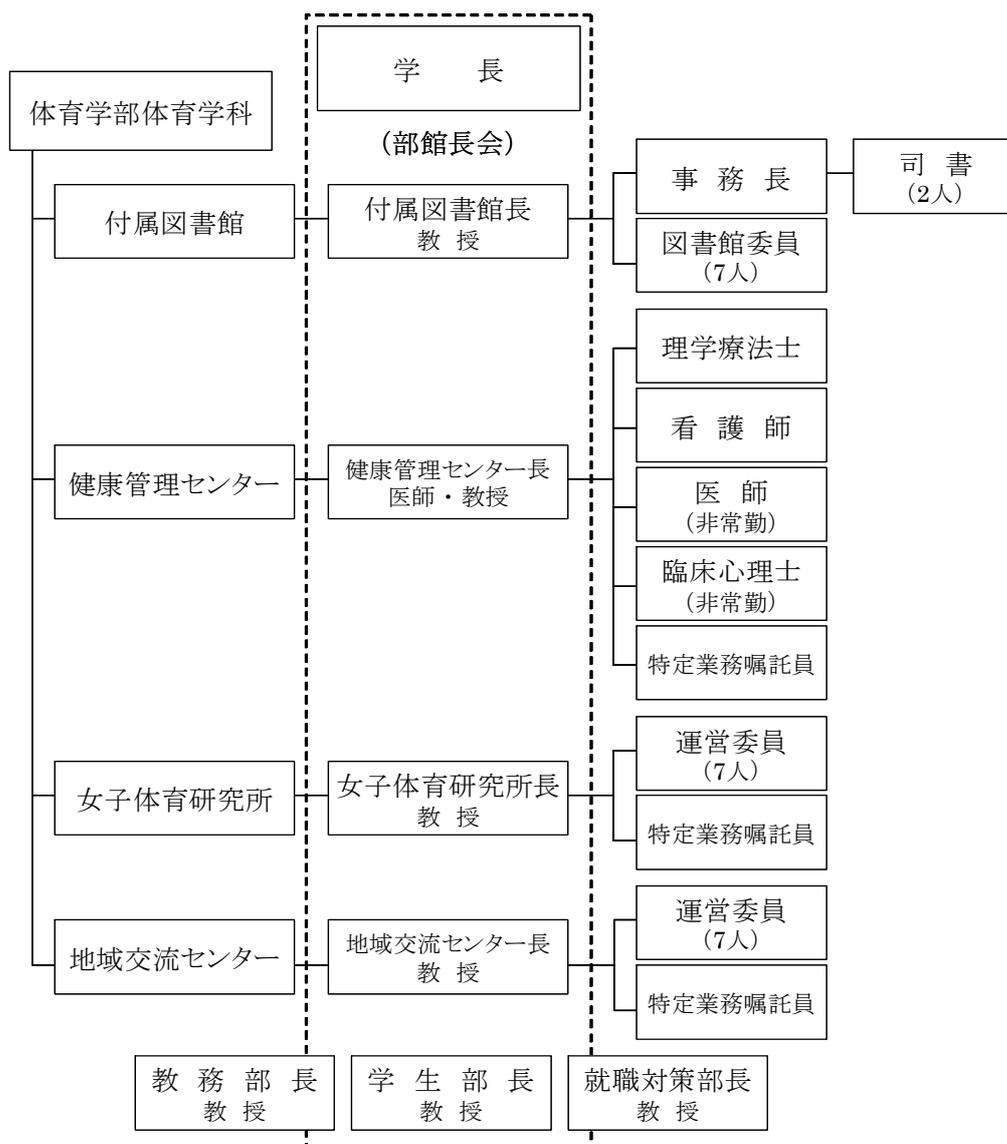
健康管理センターは、センター長（医師・教授）の下、理学療法士（教授）1人、看護師1人、非常勤医師1人、特定業務嘱託員1人で運営している。年度当初の健康診断によって学生の健康状態を把握するとともに、医事相談、リハビリ相談などを通して日々の学生の健康状況を把握している。メンタルケア、カウンセリングについては専門教員による教育相談室を開設し、学生のカウンセリングを随時受けつけている。また、平成18(2006)年度からは、週2回の臨床心理士（非常勤）によるカウンセリングを開始した。

女子体育研究所は、所長（教授）を委員長とした運営委員会（教員7人）によって運営されており、事務業務は1人の特定業務嘱託員が行っている。教員の研究を促進するため、教員個人から申請のあった研究テーマ・必要経費等を審査の上で決定し、研究の成果は年度末に「個人研究報告書」としてまとめ、教員全員に配布している。平成18(2006)年度か

らは教員からテーマを公募して「共同研究」を実施している。また、平成 18(2006)年度から教員の研究成果の発表の場として「研究フォーラム」を開催し、学生にも開放している。更に、紀要の編集業務とともに、科学研究費の申請手続き等を行っている。

地域交流センターは、センター長（教授）を委員長とした運営委員会（教員 7 人）によって運営されており、事務業務は 1 人の特定業務嘱託員が行っている。地域社会からの要請に応じて学生が行う社会奉仕体験活動を、本学の教育・研究の成果を地域に還元する機会ととらえ、集中形式の「ボランティア講座」を受講させた上で、推進している。

一方、専任教員が講師となる「公開講座」は平成 18(2006)年度は計 15 講座、延 27 日開催され、希望する学生がアシスタントとして活動している。平成 19(2007)年度は 14 講座、延べ 24 日間の開催が予定されている。



図Ⅲ-2-1. 教育研究組織 組織図

**2-1-② 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が教育研究上の目的に照らして、それぞれ相互に適切な関連性を保っているか。**

学長と、これら附属機関等の長は、それぞれ日常的に緊密に連絡を取り合っているとともに、上述のように、定例教授会の前には一堂に会して意見交換を行っている。

また、各都道府県単位で年1回開催される学生の父母等で構成される後援会支部懇談会への出席者打合会、全教職員が会員である親和会の総会、事務職員宿泊研修会等の機会をとらえての意見交換も行っている。

**(2) 2-1の自己評価**

上述のような状況から、教育研究の基本的な組織は、教員組織としては学長の下に全体として統合され、相互に適切に連携されていると考える。また、定例教授会の翌日には課長連絡会が開催され、各組織の課長・事務長が出席し、教授会の協議内容の伝達等を行っているため、事務組織としても相互の連携は適切であると考えられる。

**(3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）**

教員と事務職員の連携及び各課の横の連絡をより円滑にするため、一時期編成されていた企画・運営委員会（学長を長とし、学内理事（61頁、図Ⅲ-7-2.参照）等で構成）を、再度編成することも検討している。

**2-2 人間形成のための教養教育が十分できるような組織上の措置がとられていること。**

《2-2の視点》

2-2-① 教養教育が十分できるような組織上の措置がとられているか。

2-2-② 教養教育の運営上の責任体制が確立されているか。

**(1) 2-2の事実の説明（現状）**

**2-2-① 教養教育が十分できるような組織上の措置がとられているか。**

教養教育については、専門以外の科目として「思想と人間観Ⅰ・Ⅱ」、「文学と人間Ⅰ・Ⅱ」、「数と思考Ⅰ・Ⅱ」、「環境と自然保護Ⅰ・Ⅱ」、「歴史と人間Ⅰ・Ⅱ」、「法と生活Ⅰ・Ⅱ」、「情報機器の操作Ⅰ・Ⅱ」、「生活と経済Ⅰ・Ⅱ」、「芸術と人間Ⅰ・Ⅱ」、「女性と生活Ⅰ・Ⅱ」を、各2単位で開講している。

その他にも、同じく専門以外の科目として「海外英語講座」「音楽」を開講してきたが、平成17(2005)年度からは、新たに「社会奉仕体験理論」と「社会奉仕体験実習」を開講した。

平成17(2005)年度からは、新入生を対象として、入学式直後のフレッシュウィーク期間中に「建学の精神」の時間を1コマ、「基礎学習技法講座」を2コマ設け、学園への理解を深める試みをしている。

**2-2-② 教養教育の運営上の責任体制が確立されているか。**

教養教育のための組織は設置されておらず、他の専門科目や教職科目と同様に、教育課程編成委員会、教育改革推進委員会、教務委員会で対応している。

教育課程編成委員会は平成 19(2007)年 3 月の報告書で「教養・導入教育検討委員会」の設置を提言している。

## (2) 2-2 の自己評価

専門以外の科目については、おおむね適切に開講されていると考えるが、歴史に関する教育が欠けているという指摘があり、教育課程編成委員会・教務委員会で検討の結果、平成 19(2007)年度からは「歴史と人間Ⅰ」及び「歴史と人間Ⅱ」を各 2 単位で新設した。

「海外英語講座」については、夏季休業中の集中科目であり、体育学部の性格からクラブ活動との関係もあり、履修学生が少なく、平成 19(2007)年度は中止せざるを得なくなった。体育大学の学生が履修しやすい実施地や時期について検討している。

## (3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

「建学の精神」の時間を現在 1 コマで実施しているが、コマ数を増やすか、他の内容もあわせて通常授業科目として開設するか等についての検討が始められた。また、教育課程編成委員会から提言された教養・導入教育検討委員会を設置するとともに、そこでは、「本学学生としての教養とは」、「女性としての教養とは」等について検討する。

## 2-3 教育方針等を形成する組織と意思決定過程が、大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう整備され、十分に機能していること。

《2-3 の視点》

2-3-① 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が適切に整備されているか。

2-3-② 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう十分に機能しているか。

### (1) 2-3 の事実の説明（現状）

2-3-① 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が適切に整備されているか。

学長は、学内理事兼教授（2 名）とともに集団運営体制をとりながら大学の教育研究活動全体のリーダーシップを発揮し、大学運営に当たっている。

学長を議長とする教授会（教授・准教授・講師が参加）のうち定例教授会は、8 月を除いて毎月第一水曜日に開催している。そのほか入試合格者決定や卒業判定の審議、その他緊急性を要する案件等のため、適宜臨時教授会を開催している。教授会での審議事項に関しては、学長は、各部長・室長・センター長（教授職）と事前に協議し、部館長会での協議を経て教授会に臨んでいる。

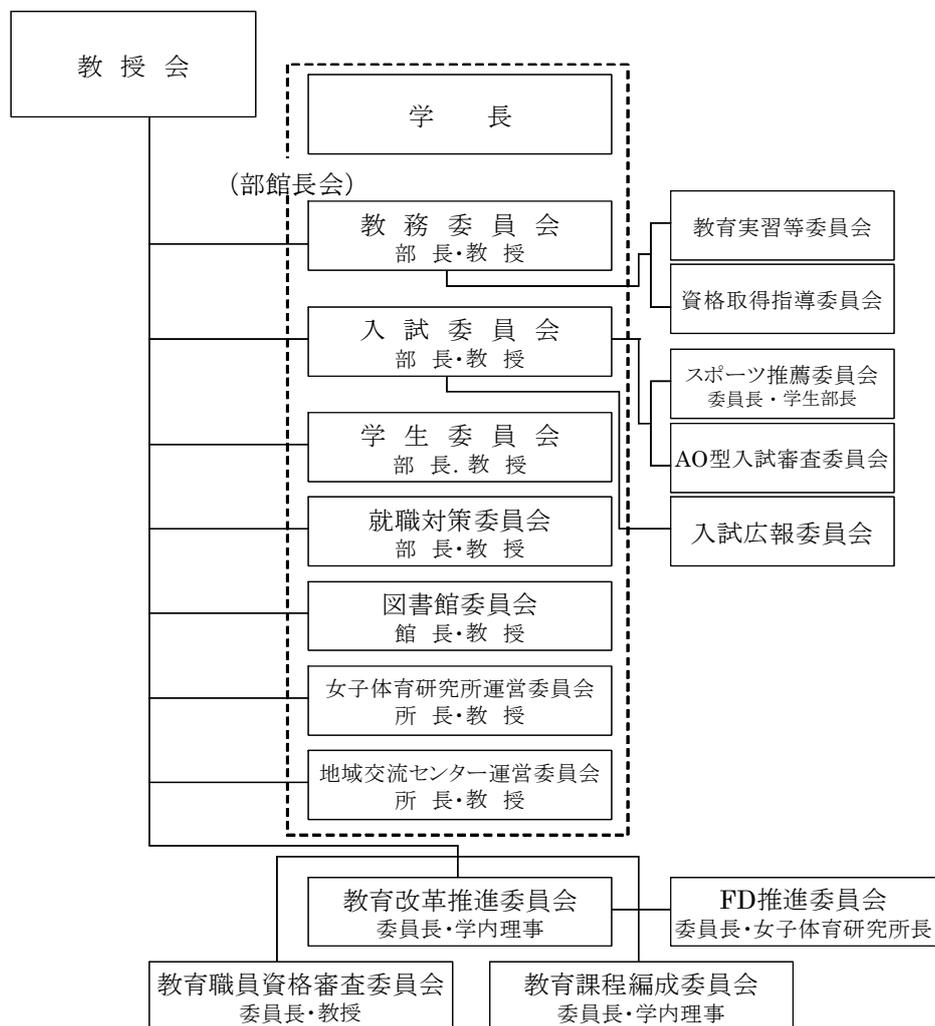
教授会で審議された案件のうち法人に関わるものについては、さらに学内理事会（理事長、学長、事務局長（理事）、学内理事）を経た上で理事会に提案し、ここで最終決定している。

教授会のもとに教務委員会（付帯して教育実習等委員会、資格取得指導委員会がある）、入試委員会（付帯して入試広報委員会がある）、学生委員会、就職対策委員会、図書館委員会、女子体育研究所運営委員会、地域交流センター運営委員会の計 10 の委員会が設置されており、各委員会は 7 人以上 12 人以内の委員で構成されている。委員会は原則として

毎月1回開催し、諸課題について協議・検討し、教育研究、学生指導、学習環境等の充実・向上に努めている。

上記の委員会とは別に、教育改革推進委員会（付帯してFD (Faculty Development) 推進委員会がある）や教育課程編成委員会等が組織され、教育研究の改善に向けての検討を行っている(図Ⅲ-2-2)。

これらの各種委員会は、各委員会に関連する事項について審議し、案を作成する。部館長等がそれぞれの委員会の委員長として会議を招集し、議事を進行する。



図Ⅲ-2-2. 教育研究意志決定機関等 組織図

**2-3-② 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるように十分に機能しているか。**

教育改革推進委員長と教育課程編成委員長は、それぞれ学内理事であり、部館長会に出席するとともに、学内理事会で理事長、学長、事務局長と意見交換し、調整を行っている。

全ての専任教員が1以上の委員会の委員になり、事務職員からの情報も参考にしながら、協議の中に学生の要求等を反映させている。

## **(2) 2-3の自己評価**

教育方針等を形成する組織と意思決定過程はよく整備され、機能していると考え。各種委員会は、各委員長の招集により定例会議が確実に開催され、教育内容の充実を中心課題として真剣な審議が行われている。事案が多い場合には、小委員会（作業部会）を設けるなどして定例会議以外にも会議を開き、審議の効率化を図るなど、十分に機能している。水曜日を全教員が出勤する日と定め、午後は原則的に専任教員が担当する授業を組まないこととして各種の会議に充てるようにしているが、組織（委員会）の数が多いため、複数の委員会に所属する教員もいるため、会議開催日時の調整には苦勞する場合がある。

## **(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）**

組織間の連携を強化するためには、学長の強力なリーダーシップの下で調整を図る必要があり、2-1の改善・向上方策でも触れた企画・運営委員会の編成を急いでいる。

また、現在水曜日だけが会議日となっているが、全員出勤の曜日をもう一日増やして委員会を開催しやすい環境を整備することの検討が始まった。過密な授業時間を緩和するために、従来の4校時制を5校時制に改めることを検討したこともあるが、当時は諸事情により実現に至らなかった。しかし今日では必要性が再認識され、5校時に開講する科目などを含め再検討している。

## **[基準2の自己評価]**

教育研究の基本的な組織は、教員組織としては学長の下に全体として統合され、相互に適切に連携している。また、事務組織としても、定例教授会の翌日に課長連絡会が開催されていることから、事務組織相互の連携は適切である。

教養教育に関しては、専門以外の科目として、おおむね適切に開講されているが、学生の多様化に対応した内容についての検討の必要性が生じている。

教育方針等を形成する組織と意思決定過程は、よく整備され、機能している。

委員会の数が増えてきた結果、時として組織間の連携が弱くなる場合が見られるので、調整する機関が必要である。

## **[基準2の改善・向上方策（将来計画）]**

各委員会間の調整をし、運営をさらに円滑にするため、企画・運営委員会を、早急に再度編成する。

本学学生に対応する導入教育や教養教育を効果的に実施するため「教養・導入教育検討委員会」を設置する。

### 基準3 教育課程

#### 3-1 教育目的が教育課程や教育方法等に十分反映されていること。

《3-1の視点》

- 3-1-① 建学の精神・大学の基本理念及び学生のニーズや社会的需要に基づき、学部、研究科ごとの教育目的・目標が設定されているか。
- 3-1-② 教育目的の達成のために、課程別の教育課程の編成方針が適切に設定されているか。
- 3-1-③ 教育目的が教育方法等に十分反映されているか。

##### (1) 3-1の事実の説明（現状）

#### 3-1-① 建学の精神・大学の基本理念及び学生のニーズや社会的需要に基づき、学部、研究科ごとの教育目的・目標が設定されているか。

建学の精神、その建学の精神を受けた体育大学としての教育理念を明確にし、体育・スポーツにおける有能な女性の指導者養成及び健全な良き社会人の育成を目指した体育学部の教育目的・目標を設定している。

#### 3-1-② 教育目的の達成のために、課程別の教育課程の編成方針が適切に設定されているか。

学士課程の体育学部では、建学の精神に基づいてスポーツ文化を社会に浸透させる使命をもつ人材の育成を主とし、高等学校教諭一種・中学校教諭一種（保健体育）の教員免許取得を希望する学生が極めて多いことから、教員免許を取得しやすいような教育課程の編成に重点を置いている。また、「健康運動実践指導者」の養成校及び日本体育協会公認スポーツ指導者の認定校として資格取得への道を開くことも編成方針として重視している。

#### 3-1-③ 教育目的が教育方法等に十分反映されているか。

体育・スポーツにおける有能な女性の指導者養成が第一の目的であることから、体育理論、体育実技及び指導法、演習、教職関連科目の理論及び演習、様々な実習等を通して専門的な知識・技能の獲得、さらには問題解決能力の育成に向けて教育方法等の工夫をしている。

##### (2) 3-1の自己評価

大学要覧、学生募集要項、学生便覧、履修の手引き等に女性の体育・スポーツ指導者養成を目指していることを記載し、そのための教育課程の編成であることを強調している。このことから本学の特性については、学生はもとより社会的にも十分承知されているものと考えている。

### カリキュラム（教育課程）と教育目標

体育学部は、深く保健体育に関する専門の学芸を教授研究し、より高いスポーツ技能や幅広いスポーツ技能を習得し、有能な女子体育指導者を養成するとともに健全なよき社会人を育成することを目的としている。

また、今日の社会の変化等に対応し、社会体育の振興と生涯スポーツの普及に伴う社会体育指導者の需要に的確に対応できる人材の育成を目指している。そのため、各種スポーツ指導者としての公的資格取得への道を講じ、多様な進路に対応できるようにしている。

特色は、体育・スポーツ・健康などの専門分野を幅広く学び、学校・社会・企業が求める体育・スポーツの優れた指導者・専門家としての実践力を身に付けるため、多様なカリキュラムの充実を図っている。また、専門科目を系統化した6つの運動専攻コースを設け、学生の能力・個性・進路に対応したカリキュラムとなっている。

（「平成19年度履修の手引き」より）

### (3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

体育・スポーツの学部、学科、コースを新たに開設する大学が多くなっていることから、本学としての建学の精神を一層重視しながら特色を生かすよう将来計画を早期に具体化し、それに応じた教育課程の編成を工夫する必要があると考えている。このため、平成17(2005)年度に教育課程編成委員会を立ち上げ検討している。

また、「健康運動指導士」の養成校として、本学のカリキュラムやシラバスを改善し、申請することを検討している。

### 3-2 教育課程の編成方針に即して、体系的かつ適切に教育課程が設定されていること。

《3-2の視点》

- 3-2-① 教育課程が体系的に編成され、その内容が適切であるか。
- 3-2-② 教育課程の編成方針に即した授業科目、授業の内容となっているか。
- 3-2-③ 年間学事予定、授業期間が明示されており、適切に運営されているか。
- 3-2-④ 年次別履修科目の上限と進級・卒業・修了要件が適切に定められ、適用されているか。
- 3-2-⑤ 教育・学習結果の評価が適切になされており、その評価の結果が有効に活用されているか。
- 3-2-⑥ 教育内容・方法に、特色ある工夫がなされていること。
- 3-2-⑦ 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を行っている場合には、それぞれの添削等による指導を含む印刷教材等による授業、添削等による指導を含む放送授業、面接授業もしくはメディアを利用して行う授業の実施方法が適切に整備されているか。

### (1) 3-2の事実の説明（現状）

#### 3-2-① 教育課程が体系的に編成され、その内容が適切であるか。

豊かな人間性を育むための教養教育関連科目、体育・スポーツに関する専門科目、教職関連科目が体系的・系統的かつ効果的に学べるよう学習段階を踏まえた教育課程を編成し

ている。

### **3-2-② 教育課程の編成方針に即した授業科目、授業の内容となっているか。**

多様な学生、多様な進路に対応するよう多様な科目を設置している。その授業内容については、学生に学習の見通しをもたせることができるよう、全ての科目でシラバスを作成し、初回の授業で配布している。

### **3-2-③ 年間学事予定、授業期間が明示されており、適切に運営されているか。**

当然のことながら年間学事予定、授業期間を明示したものを学生便覧等に明示し、意図的・計画的に教育課程の実施ができるよう努めている。特に各曜日の日数を精査するなど授業回数の確保に努めている。

### **3-2-④ 年次別履修科目の上限と進級・卒業・修了要件が適切に定められ、運用されているか。**

体育学部では、年次別履修科目の上限と進級に関してはとくに定めていないが、上級学年に標準配当している科目の履修を制限している。全ての学生が4年生まで進級して下級学年の科目の履修ができる。卒業要件については大学設置基準で定められた規程のとおりである。

### **3-2-⑤ 教育・学習結果の評価が適切になされており、その評価の結果が有効に活用されているか。**

評価にあたっては、試験、レポート、課題提出、実技試験等適時・適切に行われている。単位の認定については、本学部の基準及び各科目のシラバスに示した評価の方法に従って適切に行われている。また、評価結果の活用については、全ての科目で行われている学生による授業評価を踏まえた「シラバスに基づく授業展開実施報告書」及び「授業評価報告」を教員が作成し、その後のシラバスの作成や授業計画・実施に生かしている。

### **3-2-⑥ 教育内容・方法に、特色ある工夫がなされていること。**

体育学部ではあるが、「音楽」2単位が必修である。これは、本学の沿革が明治35(1902)年私立東京女子体操音楽学校という名称であったことによるものである。また、平成17(2005)年度から、ボランティア活動の単位化を図った。社会奉仕体験理論1単位、社会奉仕体験実習1単位の、合わせて2単位である。また、社会体育施設実習(3単位)ではインターンシップの推進を図っている。更に、海外英語講座を集中講座として開設している。ホームステイをしながら体験的・実践的な学びができるよう工夫している。

### **3-2-⑦ 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を行っている場合には、それぞれの添削等による指導を含む印刷教材等による授業、添削等による指導を含む放送授業、面接授業もしくはメディアを利用して行う授業の実施方法が適切に整備されているか。**

本学では通信教育を行っていない。

## **(2) 3-2の自己評価**

教育課程の編成、実施、指導と評価等については教務委員会を毎月開催し、適時に適正化を図っている。中でも学生の支援策の一つとして、学生の履修状況や出席状況等については担任と科目担当の教員間で情報交換を適時に行っている。また、学生からの意見・要望等についても個人的に、また必要に応じて教授会に報告するなど直ぐに対応することとしている。したがって、教員の配置を含め、教育課程の編成、実施、指導と評価等については適切に行われていると考えている。

その一方で、教養教育については内容的に多少不十分なところがあり、更に検討中である。3年次ですべての学生が運動専攻コースとゼミに所属する必修制をとっているが、ゼミに関しては学生の希望に偏りがあることから調整せざるを得ない状況がある。施設の面で教室の余裕がなく需要に応えた展開が十分できないきらいがある。現在4号館の改築が検討されており、これに併せてこれらの改善を図る予定である。多様な学生がいることから、授業内容についていけない学生がいることも事実ではあるが、一部の授業で学生の理解を深めるための手立てをとるなど指導と評価の改善を要する科目もあり、全教員の共通理解を深めるための検討を進めている。

## **(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）**

平成17(2005)年度に教育改革推進室を設置するとともに、教育課程編成委員会も立ち上げ具体策を検討している段階である。今後、4号館の改築を視野に入れながら、中・長期的な将来計画を急ぎ検討しなければならないと考えている。

### **【基準3の自己評価】**

本学は、女性の体育・スポーツ指導者養成を目指していること、そのための教育課程を編成していることを大学要覧、学生募集要項、学生便覧等に記載し、強調して周知を図っている。

教育課程の編成・実施、指導と評価等については教務委員会を毎月開催し、適時に適正化を図っている。したがって、教員の配置を含め、教育課程の編成・実施、指導と評価等については適切に行われていると考えている。

その一方で、教養教育については内容的に多少不十分なところがあり、現在検討中である。3年次で全ての学生が運動専攻コースとゼミに所属する必修制をとっているが、ゼミに関しては学生の希望に偏りがあることから調整せざるを得ない状況がある。施設の面で教室の余裕がなく多様な展開が十分できないきらいがある。

### **【基準3の改善・向上方策（将来計画）】**

体育・スポーツの学部、学科、コースを新たに開設する大学が多くなっていることから、本学としての建学の精神を一層重視しながら特色を生かすよう将来計画を早期に具体化する必要がある。このため、平成17(2005)年度に教育改革推進室を設置し、更に平成18(2006)年度に教育課程編成委員会も立ち上げ検討している。今後、4号館の改築を視野に入れながら、中・長期的な将来計画を急ぎ検討しなければならないと考えている。

また、本学の将来構想との関連で抜本的なカリキュラムの検討をしていくが、それと併せて特色ある教育内容を検討していく。



## 4 学生

### 4-1 アドミッションポリシー（受け入れ方針・入学者選抜方針）が明確にされ、適切に運営されていること。

《4-1の視点》

- 4-1-① アドミッションポリシーが明確にされているか。
- 4-1-② アドミッションポリシーに沿って、入学要件、入学試験等が適切に運用されているか。
- 4-1-③ 教育にふさわしい環境の確保のため、収容定員と入学定員及び在籍学生数並びに授業を行う学生数が適切に管理されているか。

#### (1) 4-1の事実の説明（現状）

##### 4-1-① アドミッションポリシーが明確にされているか。

本学のアドミッションポリシーは、建学の精神をもとに下記に示す「本学の求める学生像」を定めている。

##### 本学の求める学生像

1. 体育・スポーツの振興に強い課題意識をもち、教師や指導者を目指す人
2. 体育・スポーツ活動に課題意識をもち、より高いスポーツの技能や幅広いスポーツの技能の習得を目指す人
3. 体育・スポーツに関心をもち、スポーツ科学、コンピュータ、外国語などの能力を生かして幅広く体育・スポーツの理論と実践に関して学ぶことを目指す人

アドミッションポリシーについては、東京女子体育大学学則第13条に基づき設置されている入試委員会規定により、入試委員会が「案」を策定、検討し、教授会に諮り決定している。

アドミッションポリシーの趣旨は、大学要覧、学生募集要項、ホームページ等に明示するとともに、オープンキャンパス、進学説明会での相談、教員による高校訪問等々で説明・周知している。

具体的には、年6回開催しているオープンキャンパスでは、ビデオと教員による学園紹介、学生によるクラブ活動体験・紹介、体験授業、入試等の各種相談を行う際に本学の求める学生像について説明している。

また、進学説明会では、教職員のほかに在學生も会場に赴き、志願者及び保護者等に対し説明するとともに、高校訪問では、募集要項等のほかにAO (Admissions Office) 入試のパンフレット等の本学の刊行物を持参し、説明を行っている。

ホームページでは、「大学・短大について」の画面で「建学の精神」を掲げ、その他に学園の紹介、授業紹介、クラブ活動状況、就職状況、公開講座、財務状況等々を載せ、本学の理念を周知徹底している。

この他、年2回発行の「TOJOTAI HEADLINE」や「TWCPE News Letter」、また年度版「TWCPE HANDBOOK」にも「建学の精神」を記載し、全国の高校に配布し、周知を図っている。

学園内でも、入学後に学生が建学の精神に触れることが出来るよう、藤村総合教育センター「ホワイエ」に本学の成り立ち、藤村トヨの業績を常設展示し、さらには藤村トヨの銅像、池田浩一現理事長の揮毫による藤村トヨの教え「腰伸ばせ即腹の力」を、建学百周年を機に石碑として建立し、周知を図っている。

#### 4-1-② アドミッションポリシーに沿って、入学要件、入学試験等が適切に運用されているか。

入学要件・出願資格は、学校教育法第56条第1項に基づいて定めている。

入学試験の種別は、Ⅰ期AO型入試、推薦入試、試験入試及びⅡ期AO型入試の4回を実施している。出願資格は以下によるが、特別選抜として社会人、帰国子女、留学生について実施し、平成20(2008)年度入試から卒業生子女等についても実施することとした。

- (1) 出願資格（一般選抜）
  - ① 高等学校卒業または高等学校卒業年度3月見込みの女子
  - ② 通常の課程による12年の学校教育修了または高校卒業年度3月修了見込みの女子
  - ③ 学校教育法施行規則第69条の各号に基づく女子
- (2) 出願資格（特別選抜）
  - ① 社会人：受験時に高等学校卒業後3年以上経過した女子
  - ② 帰国子女：日本国籍を有する者および日本国の永住許可を得ている者で、保護者の海外勤務などの事情で外国の教育を受け、かつ、外国において、学校教育における12年間の課程を修了（日本での教育期間を含み、最終学年を含む課程に2年以上継続して在籍）した女子、あるいは、国際バカロレア資格、国際アビトゥア資格、ドイツアビトゥア資格、フランスバカロレア資格を有する者で、入学日までに18歳に達した女子
  - ③ 留学生：外国において、学校教育における12年間の課程を修了（中等学校を修了している要件を含む）している女子、あるいは、中等教育機関を10年又は11年で卒業した場合、「準備教育課程」として指定された施設・期間を修了した者で18歳に達した女子、日本の入学資格検定試験に相当する外国の認定試験に合格した女子及び帰国子女と同様、国際バカロレア資格等を有し18歳に達する女子
  - ④ 卒業生子女等：高等学校卒業年度3月修了見込みで、本学を第1志望とし、高校入学後2年以上運動部に所属し、部員として活動していること及び体育大学の実技に支障がない女子で、本学卒業生、在学生、教職員の各3親等以内の血族者及び本学の卒業生で現職高校教員の在校生徒
- (3) 入試の種別
  - ① Ⅰ期AO型入試

平成12(2000)年度から実施し、建学の精神や教育目標、本学学生の実態、他の入試との整合性を考慮しつつ、体育学部ではあるが、高校時代の運動部系の活動のみではなく、幅広く人物・能力・活動・将来の希望等を評価の対象として、多

様な学生を確保する目的で実施するものである。

エントリーは下記の観点をもつ志望者が該当する分野を記入することとしている。

#### エントリーの観点

1. 体育・スポーツに関係する多様な興味・関心および実績、能力がある人
2. ダンスなどの実績、表現能力がある人
3. 地域でのスポーツ活動、ボランティア活動などの実績がある人
4. 体育・スポーツに関するデータ収集・分析、外国語、情報活用への興味・関心のある人

出願可否の選考は、受験志望者と本学教員の面談を通して行う。面談希望者は上記の本学が求める学生像を参考にして、高校生活及び過去3年間で最も熱心に取り組んできた教科、課外活動、本学への志望理由、また、本学に入学後、特に勉強したい分野と伸ばしたい学力、将来の職業希望を記述する。このエントリーシートを面談に当たる教員が事前に読み、エントリーシートに記載されている内容と回答に整合性があるか等についての面談をA・Bの2会場で行う。A会場は高校時代の学習状況について、B会場は本学入学後の学習意欲を中心に1会場15分、合計30分行う。会場ごとに3人の面談員が1人の志望者について面談するが、本入試方法は入学選考のみにとどまらず、入学後の教員と入学生とのコミュニケーションを円滑に行える効果もある。

A・B両会場の評価を総合した結果をもとに、入試委員会が出願可否判定案を作成し、教授会で決定する。出願許可を得た受験生は出願書類（入学願書、調査書）を提出し、提出された書類をもとにAO型入試審査委員会が審査し、入試委員会が合否判定案を作成、教授会で決定する。

なお、I期AO型入試では、帰国子女及び留学生特別選抜を実施する。また、本学短期大学各学科との複数エントリーも認めている。

#### ② 推薦入試

推薦入試は、公募推薦入試、指定校推薦入試、スポーツ推薦入試及び卒業生子女等特別選抜の4種を実施する。

公募推薦入試は、出身高等学校長等の推薦のある者について、出願書類を審査し、面接・小論文及び基礎技能としての実技テストを課し、総合的に選考するもので、A方式、B方式の2方式で実施する。

A方式は、調査書、運動競技歴等の出願書類を審査し、面接、小論文（600字）及び基礎技能としての実技テストを次頁、表Ⅲ-4-1の4領域から2領域2課題を選択する。

B方式は、調査書等の出願書類を審査し、面接、小論文（800字）及び基礎技能としての実技テストを1領域1課題選択する。

公募推薦入試では、本学短期大学各学科との併願を認めている。

指定校推薦入試は、高等学校における3か年間の学業成績・人物・その他について校長から特別に推薦された生徒に対し、出願書類の審査と面接を行って選考するもので、その際の被推薦者数は一指定校から原則として1人の生徒としている。

学業成績は高等学校3学年1学期までの全体評定平均値が一定以上必要である。

志望する生徒は、学業成績が一定の評定平均値以上で、高校入学後の2年以上運動部に所属して活動していること及び体育大学の実技に支障がないことが応募条件となっている。

スポーツ推薦入試は、過去3年間における全国大会出場経験者及びこれと同等以上のレベルを持つ競技会に出場している者等について、本学の運動部長が推薦した者に対し選考するものである。選考方法は、志望理由書、学業成績証明書、本学運動部長の推薦書、競技歴証明書を審査し、内定する。その上で面接を行い、合格者を決定する。

卒業生子女等特別選抜は、建学の精神や教育目標を深く理解、共感する卒業生子女等、在学生姉妹等、在職教職員の血族者および卒業生教員の教え子を受け入れることにより、本学の学風と伝統を維持し発展に寄与することを目的に実施する。選考方法は、一定の評定平均値以上の応募者を対象に出願書類の審査、面接により選考する。

③ 試験入試

試験成績と出願書類（調査書等）を総合して選考するもので、A方式は国語（国語総合）、英語（英語Ⅰ・英語Ⅱ）、実技テスト及び運動競技歴で行い、実技テストは公募推薦入試と同じ4領域の中から2領域を選択し、更にそれぞれの領域の中から1種目を選択する（表Ⅲ-4-2）。

B方式は、国語（国語総合）、英語（英語Ⅰ・英語Ⅱ）、小論文（600字）及び実技テストで行い、実技テストは4領域の中から1領域を選択し、さらにそれぞれの領域の中から1種目を選択する。

特別選抜として、社会人、帰国子女を実施する。また、本学短期大学各学科との併願も認めている。

表Ⅲ-4-1. 公募推薦入試における領域と課題

領域	課題
第1領域	走る
第2領域	パスをする
	投げる（ボール）
第3領域	回転する
	手具を操作する
	踊る
第4領域	泳ぐ

表Ⅲ-4-2. 試験入試における領域と種目

領域	種目
第1領域	陸上競技
第2領域	バスケットボール
	バレーボール
	ハンドボール
	ソフトボール
第3領域	器械運動
	新体操
	ダンス
第4領域	水泳

④ II期AO型入試

I期AO型入試と同様の方法で実施するが、留学生特別選抜も実施する。また、本学短期大学各学科との併願も認めている。

#### 4-1-③ 教育にふさわしい環境の確保のため、収容定員と入学定員及び在籍学生数並びに授業を行う学生数が適切に管理されているか。

入学定員が現行の300人、収容定員が1,300人（大学3年編入学定員50人を含む）となったのは、平成12(2000)年度以降であり、入学者数及び在籍者数は下表の通りである。各年度とも「私立大学等経常費補助金交付基準」を満たしており、入学者数は平成15(2003)年度の1.37倍から平成19(2007)年度の1.30倍へと改善を図っている（表Ⅲ-4-3）。

表Ⅲ-4-3. 入学者数・在籍者数

(平成19(2007)年5月1日現在)

	平成19年度		平成18年度		平成17年度		平成16年度		平成15年度	
	入学	在籍								
体育学部	389	1,672	389	1,682	405	1,709	409	1,681	413	1,646

また、授業を行う学生数については、毎年教授会で次年度の学年別クラス編成基準を協議し決定している。平成19(2007)年度に関しては、講義科目で最大195人、教職関連の講義科目で150人、演習科目及び実技講義科目で最大98人となっている。ただし、前年度未履修学生もいるため、基準を超えた履修者がいる授業科目もある。

一方、教育的効果に配慮して、基準に基づかないで授業クラスを編成している科目もある。基準より少人数によるクラス編成をしている授業としては、「運動方法及び実習」、「健康・体力評価の理論と実習」、「音楽」、「情報機器の操作」などの科目があり、教員の希望によって大規模クラス編成をしている授業としては、「運動学」、「コーチング論」、「救急法及び看護法」などの科目がある。

#### (2) 4-1の自己評価

アドミッションポリシーは明確に伝達されていると評価できる。

入学後もまた、折に触れてアドミッションポリシーに接する機会と環境を整備しており、更に周知するための改善も常に行っている。

例えば、入試広報課が新しい情報を「TOJOTAI HEADLINE」、「TWCPE News Letter」にまとめ、全国の高校や資料請求者に配布している点は評価に値する。入試方法については、入試委員会が毎年検討を行っており、AO入試の早期実施、社会人や帰国子女、留学生、卒業生の特別選抜を実施するなど改善している。

特にI期AO型入試は、内容、方法等が定着している。本入試は、高校時代の学業成績ばかりでなく、本学に相応しい特色ある学生を求めることを重視することから、面談で資質を確認された多様な学生が入学してきている。

推薦入試は、志望理由を明確にするため、志望理由書をA4版シートに記入させるようにし、それをもとに高校長の推薦を求めることとした。更に、指定校推薦では評定平均値の基準をやや高くしたが、今後も高校生の動向を見て改善、改革は行わなければならない。

スポーツ推薦は、他大学がスポーツクラブ活動やスポーツを大学の PR に利用する傾向にあり、スポーツ推薦枠が近年満たされないことについて、改善・改革の余地がある。

試験入試は、概ね適切に実施されている。

### (3) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

本学への受験機会は 4 回あり、3 種の方法を行っている。これは多様な資質をもつ学生の受け入れが出来るという面と、均質な学生が集まらないという側面を持つ。しかし、大学は多様な価値観を持つ学生が集まることにより活性化する。AO 型入試は多様な学生を入学させる方法として最適であるが、全教員が携わるため教員によって評価の偏りが出てくることもあり、事前の面接方法・評価方法の研修を実施する等改善を検討している。

更に、合否が 10 月末には決定するため、入学までの期間高校での学業がおろそかになると指摘されているが、本学は合格者に対し、入学までの期間に 2 回の課題の提出を求め、また、入学後の学習の情報などを送付している。入学までの学習意欲を持続させることが重要であると認識している。

推薦入試は、指定校推薦合格者が増加し公募推薦の定員枠を縮小せざるを得なかったことがあり、指定校推薦の評定平均値を上げて改善を図った。

スポーツ推薦入試は、現在高校生ばかりではなく、生涯学習社会におけるリカレント教育の点から、社会人スポーツを行っていた者の進路変更に伴う大学進学希望者の増加を図っていききたい。

試験入試は、他大学との併願者が多く、必ずしも合格者が入学してくるとは限らない。質の高い学生の確保、合格後の歩留まり率を高くするためにアドミッションポリシーの一層の周知徹底が必要である。

学生定員の確保は全ての大学において重要課題である。特に私学は建学の精神を代々伝えていくことが、大学の存立基盤となる。今後は、そのためにも平成 20(2008)年度入試から実施する、本学卒業生子女等に対する特別選抜への期待は大きい。

また、このような情報を高校生や高等学校進路指導教員へ広くかつ迅速に提供する手段として、平成 18(2006)年度末に携帯電話サイトを構築した。従来のホームページに加え、ほとんどの高校生や教員が所持し、利用している携帯電話による情報提供は、アドミッションポリシー伝達に大きな期待がかかる。しかし、この運用に当たっては、常に新しい情報が提供される必要があり、これまでホームページに見られた情報更新の遅さの改善を図っていく。

### 4-2 学生への学習支援の体制が整備され、適切に運営されていること。

《4-2の視点》

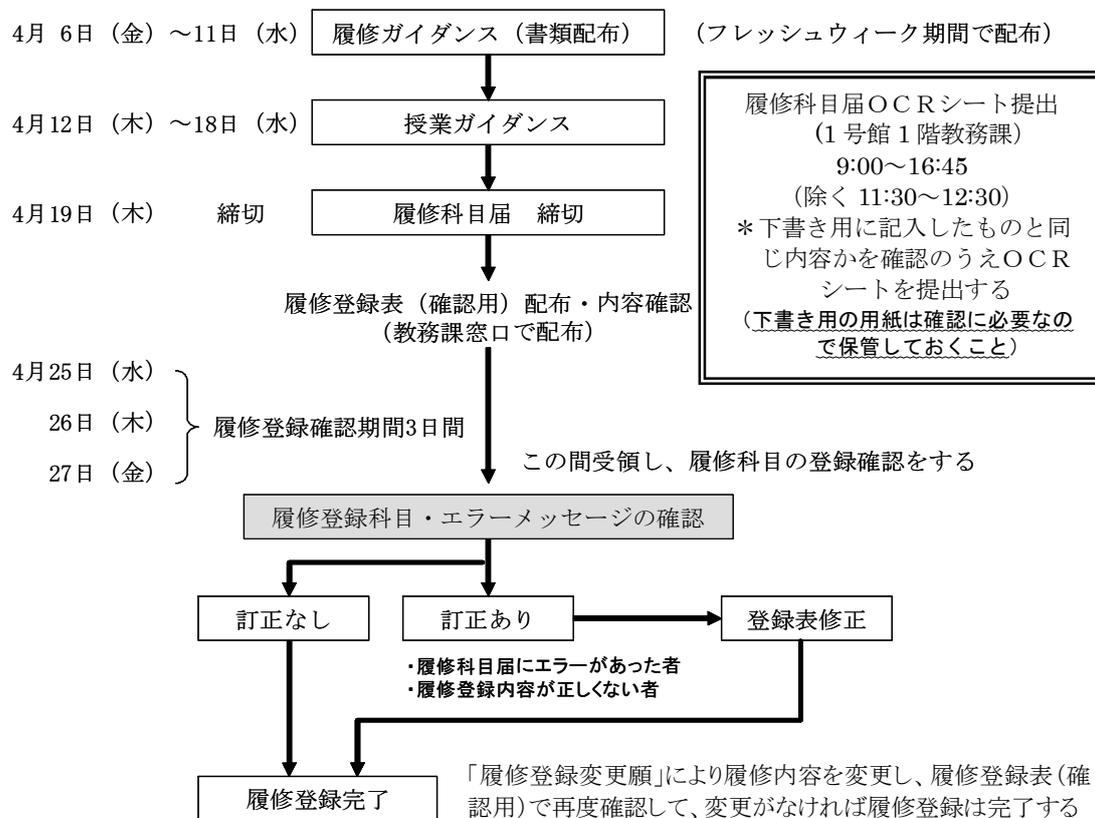
- 4-2-① 学生への学習支援体制が整備され、適切に運営されているか。
- 4-2-② 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を実施している場合には、学習支援・教育相談を行うための適切な組織を設けているか。

4-2-③ 学生への学習支援に対する学生の意見等を汲み上げるシステムが適切に整備されているか。

(1) 4-2の事実の説明（現状）

4-2-① 学生への学習支援体制が整備され、適切に運営されているか。

履修登録は図Ⅲ-4-1に示すような流れで行われている。



図Ⅲ-4-1. 履修登録の流れ (平成19年度)

学習支援の初段階として、毎年度入学式直後に全学生を対象にフレッシュウィーク期間を設け、学年ごとの履修指導の時間を取り、履修計画や時間割の作り方、履修登録の方法など詳細な説明を行っている。また、それ以外に資格取得、図書館の利用案内等もある。後期にも単位修得状況等を確認する時間を設け、卒業単位の確実な修得に向けて指導し指導している。

フレッシュウィーク後1週間を授業ガイダンスとし、授業計画等を詳細に記述したシラバスについて、担当教員から具体的な説明を受け、選択する授業を決定する期間を設けている。

新入生には、入学時のフレッシュウィーク期間中に「基礎学習技法講座」(2コマ)を実施し、大学での授業に取り組む姿勢・マナーや基礎的な学習技法を学ばせ、大学

生としての自覚と学習意欲の向上を図っている。

学生の授業取り組み状況の把握のために、教務部・学生部の連携で各授業担当者に「長欠調査」を実施し、授業を欠席している学生を把握している。その結果は、グループ担任、ゼミ担当教員に連絡して該当学生の事情を把握し指導を行っている。

卒業後の進路に向けての学習支援として、昼休み時間を利用して「Let's study」を実施している。平成 18(2006)年度は教員 19 人が実施した。

教員を志望する学生の教育実践力の養成と採用試験対策をねらいとした「教師力養成講座」と、教員・公務員・体育施設指導員等目的・進路にあわせた 6 コースの「就職対策講座」を開講している。

#### **4-2-② 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を実施している場合には、学習支援・教育相談を行うための適切な組織を設けているか。**

本学では通信教育を実施していない。

#### **4-2-③ 学生への学習支援に対する意見等を汲み上げるシステムが適切に整備されているか。**

学生の意見を汲み上げ個別に指導する体制として、1、2 年生は学生数 30 人前後のクラス担任制、3、4 年生はゼミ担当教員がクラス担任の役割も兼ね、学習の疑問・質問、生活上の悩みなど学習・生活全般にわたる指導・助言を行い学生の意見等の把握に努めている。また、後援会支部総会における保護者からの意見も参考にしている。

授業科目内容の学習支援、また学生生活支援として、全専任教員が週 1 回以上の「オフィスアワー」を設け、学生の学習上の問題、悩み等の相談に応じている。また、健康管理センターも学生の居場所としての機能をもち、様々な相談の中から、学生の意見等を汲み取っている。

多様な学生を対象とする授業をより適切な方法に改善するために、学生による「授業評価」を行い、学生の授業の取り組み状況、内容の把握状況、教員の授業技法の問題点などを把握し改善に努めている。

多様な学生を対象とする授業をより適切な方法に改善するために、学生による「授業評価」を行い、学生の授業の取り組み状況、内容の把握状況、教員の授業技法の問題点などを把握し改善に努めている。

### **(2) 4-2の自己評価**

新入生が、大学生活に早期になじみ、学習方法を理解するための「基礎学習技法講座」は、初年次教育としての実績をあげている。全学生への履修指導は、前期・後期の担当教員がシラバスを配布して授業計画を説明し、それに基づいた履修計画を事務職員がきめ細かな指導を行い、学習計画や時間割づくりの支援を行い履修登録など円滑に進めている。担任は、新入生に早い段階で個人面談を行い、学生生活・科目履修のあり方等について助言する体制をとっている。全学生が個々に相談できるこの体制はきめ細かい支援体制としては評価できる。

### (3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

入学してくる学生の能力・適性・進路希望は年々多様化しており、学習支援の面においても、さらに一層、きめ細かな対応が求められている。本学では、こうした学生のニーズに合わせて、履修指導を始めとした学習支援体制で対応しているが、日々の改善・見直しはもとより、そうした支援体制の横の連携をより円滑にするために調整機関の必要性について検討している。

履修指導では、運動専攻コースに対応した前年次履修科目の指導を始めているが、系列化した授業科目の効果的履修ができるよう履修標準モデルの作成など指導資料の改善・工夫の取り組みを行う予定である。

支援体制を体系化し、所管部署の連携協力体制をより一層強化するために企画・運営委員会の再編成を検討している。それによって、各学習支援のねらいを明確にして、指導内容の点検・整備を行う。

### 4-3 学生サービスの体制が整備され、適切に運営されていること。

《4-3の視点》

- 4-3-① 学生サービス、厚生補導のための組織が設置され、適切に機能しているか。
- 4-3-② 学生に対する経済的な支援が適切になされているか。
- 4-3-③ 学生の課外活動への支援が適切になされているか。
- 4-3-④ 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等が適切に行われているか。
- 4-3-⑤ 学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げるシステムが適切に整備されているか。

#### (1) 4-3-①の事実の説明（現状）

#### 4-3-① 学生サービス、厚生補導のための組織が設置され、適切に機能しているか。

学生生活支援体制は、学生部長の下に教員組織の学生委員会と事務組織の学生課を設置し、学生生活全般について教員と事務職員が協力して適切に運営している。学生部・学生課の組織・体制は表Ⅲ-4-4に示すとおりである。

表Ⅲ-4-4. 学生部・学生課の組織・体制

<b>教 員 組 織</b>	
<b>学生委員会構成</b>	委員長、副委員長、委員 6 人（短大所属教員 3 人含）、幹事 1 人（事務局職員） 計 9 人
<b>所管審議事項および職務内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 生活指導・学生相談関係</li> <li>② 学友会関係（クラブ活動、藤園祭）</li> <li>③ 奨学金関係（学生支援機構奨学金、藤村育英奨学金）</li> <li>④ 学生寮関係</li> </ul>
<b>事 務 職 員 組 織</b>	
<b>学生部学生課構成</b>	部長（教授）、課長、係長、課員、寮生指導員 計 6 人
<b>職務内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 生活指導・学生相談に関する事務</li> <li>② クラブに関する事務</li> <li>③ 奨学金（学生支援機構奨学金、藤村育英奨学金）に関する事務</li> <li>④ 学生寮に関する事務、</li> <li>⑤ 自転車登録、ロッカー室、忘れ物等に関する事務</li> <li>⑥ 入学式、卒業式に関する事務</li> </ul>

学生サービスの取り組みである「個々の学生への対応」については、大学 1、2 年次生が小グループでグループ担任制、大学 3 年、4 年次生がゼミ担任制を設けて、全学生が教員と学習面・生活面での個別相談を行える体制をとっている。「学生生活全般への対応」は、入学式の翌日から全学生対象に 1 週間程度「フレッシュウィーク」を設け、学業への取り組みの基本的態度の習得や健全な学生生活を送るためのオリエンテーションを実施している。学習・生活支援体制としての「フレッシュウィーク」は各部署の協力を得て学生部が統括しているが、特に学生生活に関するオリエンテーション内容は以下のとおりである。

- ① 一人暮らしの女性の生活の安全を保障するために、学外からの専門家による講話の実施。
- ② 学友会主催による新入生歓迎会としてセンターホールでのクラブの紹介。
- ③ 新入生全員に対して、学生生活のマナー指導、自転車等の交通ルールの遵守、健康管理の説明、ボランティア活動、奨学金の手続き等の指導。

**フレッシュウィークの主な内容**

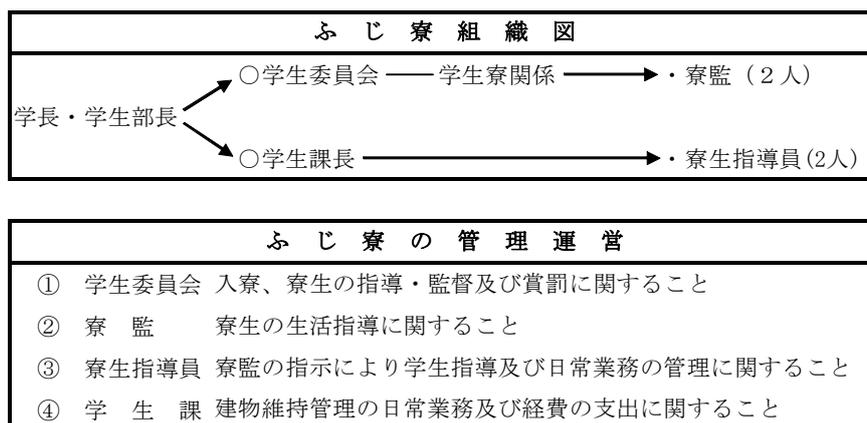
1. 建学の精神（配布資料・講義）
2. キャンパス巡り（施設紹介）

3. 学生生活（心得・授業態度・マナー等）
4. 履修説明
5. クラブ紹介
6. 資格取得
7. 教育実習（中学・高校）
8. 介護等体験
9. 進路（就活支援・講座紹介）
10. 学習支援（講座紹介）
11. 奨学金制度
12. 図書館利用案内
13. 防犯・特別講話

ほか

また、本学には学生寮として「ふじ寮」があり、希望学生を受け入れている。収容人数は300人で、寮の管理は、学生委員2人が寮監となり学生生活全般を把握しながら、事務職員である寮生指導員2人が寮に常駐しその管理運営に当たっている。また、寮生の中から寮長以下役員を選出しその運営を具体化している。寮の組織図および管理運営は図Ⅲ-4-5のとおりである。

表Ⅲ-4-5. 寮の組織図及び管理運営体制



#### 4-3-② 学生に対する経済的な支援が適切になされているか。

学生への経済的支援としては、日本学生支援機構の奨学金があり、本学独自の学生への助成制度としてスポーツ奨学金、藤村学園育英奨学金がある。

日本学生支援機構の奨学金は、平成18(2006)年度の支援機構奨学金貸与状況は大学が574人（1種126人、2種448人）、短大が143人（1種39人、2種104人）であった。

スポーツ奨学金は、競技系スポーツクラブの部員で優れた成果をあげ、かつ学業、

人物ともに優秀な学生をスポーツ奨学生推薦委員会で選出、奨学生候補者を決め理事会で決定し、年度末に表彰のうえ奨学金を給付している。平成 18(2006)年度のスポーツ奨学生は 40 人（級別 A25 万円：7 人、級別 B20 万円：16 人、級別 C15 万円：17 人）で、支給総額は 750 万円（予算額 1,600 万円）であった。

藤村学園育英奨学金は、スポーツ・勉学・その他の文化的分野において将来性のある優れた資質をもつ学生で、経済的支援を必要とする学生を対象とし、藤村学園育英奨学生選考委員会で奨学生候補者を決め、理事会で奨学生を決定する。平成 18(2006)年度藤村学園育英奨学生の状況は、45 人（大学 38 人、保体 4 人、児教 3 人）で、支給総額は 1,410 万円（予算額 1,500 万円）であった。

#### 4 - 3 - 学生の課外活動への支援が適切になされているか。

学生の課外活動全般は学生部クラブ組織図において位置づけられ、学生部クラブ担当教員がその任に当たっている。課外活動として位置づけられているクラブは、専任教員が部長を務め教育指導全般を行い、技術指導は、専門として位置づけられている教科科目については専任教員が、また、それ以外のクラブについては学外指導者を委嘱し、技能向上に努めている。特に、学外指導者の中から、優れた指導力を発揮し成果を上げている指導者については、審査のうえ特別学外指導者として認定し、クラブの指導体制の強化を図っている。特別学外指導者は平成 18(2006)年度 7 人、平成 19(2007)年度 7 人で月額 5 万円の指導費を支給している。

大学のクラブ活動加入状況は、平成 19(2007)年度総クラブ数 40、クラブ加入者 1,185 人、加入率 70.5%になっている。クラブの活動状況の学生への周知は、成績優秀なクラブの成績は、学園内に掲示するとともにホームページにも掲載し、保護者には、後援会発行の学園便りに各クラブの全体の活動状況を掲載し知らせている。

各クラブへの経済的支援としては、各クラブの活動実績を審査し活動補助費を支給している。また、後援会、学友会(学生自治組織)からも補助費を支給している。

学生部クラブ組織図は図 - 4 - 2 のとおりである。

	部と称する			クラブと称する	
	区分 A	区分 B	区分 C	サークル	活動承認
競技スポーツ系	体操競技 バレーボール バスケットボール 陸上競技 ハンドボール ソフトボール 新体操競技	カヌー 卓球 ソフトテニス 水泳 バドミントン 競技スケート 競技スキー フェンシング 旗式野球 剣道	トランボリン シンクロナイズド競技スケート サッカー ラクロス 野球 アイスホッケー 水球 トライアスロン		
レクリエーションスポーツ系		基礎スキー ワンダーフォーゲル 合気道	アクアダイビング テアーリーディング	スノーボード	空手 ストリートダンス
芸術系	ダンス				舞踏競技
文化系	美術	写真			
社会系			ライフセービング	手話	ボランティアサークル

- 区分 A: 大学の専門領域として位置づけられ、専任教員が専門指導の責任を担っているクラブ
- 区分 B: 組織が多くの団体を持ち、すでに体育・スポーツ界において確固たる地位を有しているクラブ  
高校レベルにおいても普及しているクラブ
- 区分 C: B に準ずるクラブ

図 - 4 - 2 . クラブ組織図

#### 4 - 3 - 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等が適切に行われているか。

学生生活が健全に営まれる基本的条件としての健康管理は、健康管理センターがその任に当たっている。健康管理センターの組織は表 - 4 - 6 に示すとおりである。年度当初には全学生対象に健康診断を実施し、問題がある学生については健康管理センターが個々に対応している。日々の健康相談についても健康管理センターがその任に当たり、学生の保健管理とそれに伴う保健指導、学園内での急病、外傷の応急措置及びりハビリ相談、健康相談を行っている。心的支援については、専門家による教育相談また、臨床心理士によるカウンセリングを行っている。また、そのような学生の状況はクラス担任・ゼミ担任、関係事務職員と連携しながら把握し適切に対応している。

個別に相談しにくい問題等については、学生相談箱を学園内に3カ所設置し対応に当たっている。自分の悩みや意見を相談箱に備え付けの用紙に記入し投函し、その内容は学生部で把握し必要があれば関係各部署へ適切な対応を求める。

表Ⅲ-4-6. 健康管理センター組織

健康管理センター組織	
<b>健康管理センター職員構成</b>	所長（教授・医師）、医師（非常勤）、理学療法士（教授）、臨床心理士（非常勤）、係長（看護師）、嘱託員（事務） 計6人
<b>職務内容</b>	① 定期健康診断 ② 急病、外傷等の応急措置 ③ 健康相談 ④ 医事相談（リハビリ相談、カウンセリング）、 ⑤ 健康診断証明書

**4-3-⑤ 学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げるシステムが適切に整備されているか。**

サービスに対する学生からの様々な意見への対応は、学内に設置してある学生相談箱の利用やゼミ・グループ担任、相談担当学生委員、学生課の窓口で幅広く学生の意見を受け付ける体制を敷いている。学生相談箱の利用状況は平成 18(2006)年度投書数は 5 件であった。

本学の付置施設としての「ふじ寮」においては、寮生指導員が学生の意見を汲み上げ学生課に報告している。また、適宜アンケートを実施し学生サービス状況を把握し改善に努めている。実施しているアンケートの内容は次のとおりである。

**ふじ寮・アンケート内容**

1. 食事関係

- (1) 食事の時間帯（朝食・夕食）
- (2) 料理のメニュー（内容）
- (3) 料理の味付け
- (4) 食事の量
- (5) 食事の回数（週に何回食べたいか等）

2. 施設設備等の修理関係

- (1) 電球の交換
- (2) 電気製品（エアコン・冷蔵庫等）
- (3) 設備の不具合  
(床・網戸・クローゼット・ベッドの引き出し・靴箱・ベランダのドア等)

**(2) 4-3の自己評価**

学生サービスの支援体制は、学生部長の下で、生活指導・学生相談関係、学友会関

係（クラブ活動、藤園祭）、奨学金関係、ふじ寮について担当学生委員を決め学生課と緊密な連携により適切かつ円滑な支援を行っている。

学生への経済的支援は、日本学生支援機構の他に本学独自のスポーツ奨学生制度としての藤村学園育英奨学金制度の実施で、幅広く学生への支援ができていると考えられる。特に、藤村学園育英奨学金は、本学の教育理念に沿った優秀な逸材を支援するもので独自性が評価される。

クラブ活動については、学生の大部分が積極的にクラブ活動に参加しており課外活動が活発に行われている。また、クラブ活動に対する経費補助については、補助金配分基準に基づきクラブ担当学生委員が査定し学生委員会の決定を受け各クラブに補助金の支出を行っており、適正に執行されている。

学生の勉学や学生生活の相談については、オフィスアワーを設定したことにより、従来より学生が授業や学生生活についての意見や相談を受けやすくなり、学生が教員に相談する機会が増えた。また平成 18(2006)年度に臨床心理士によるカウンセリングが開始され、メンタル面での学生ケアの体制が強化された。

学生生活等について全国都道府県単位に設置されている後援会支部をとおして教員（部館長、同経験者）と保護者の個別面談による意見交換は、保護者から高い評価を受けている。

### **(3) 4-3の改善・向上方策（将来計画）**

奨学金のうち藤村学園育英奨学生制度は、平成 18(2006)年度にスポーツや文化的分野以外に目標を持って勉学に励む成績優秀な学生についても選考対象にするよう改善を図った。今後も実施状況を精査し改善を進める。また学生支援機構の奨学金は、延滞者の増加に伴い返還誓約書提出、継続願処理等の事務執行の厳正処理が求められており、迅速かつ適正な手続きが出来るよう学生への指導に努める。

学生生活の指導については、学生の多様化、個性化が進み学生サービス、学生相談及びマナー指導の重要性が高まっている。この状況をふまえて学生支援体制の強化及び学生へのサービスが適切に対応出来るよう教職員の研修を実施するなど資質の向上に努める。

クラブ活動の支援については、学友会・各クラブと学生部が緊密な連携を取り、大学の支援体制がより効果が上がるように努める。

学生相談については、学生相談窓口及び相談方法について、学生に広くPRを行い、各窓口の相談方法等について連携を図り、学生の立場に立ったきめ細かい相談の推進や健康相談等の曜日の拡充等の改善に努める。さらに食堂運営、学内の施設等に関し学生意見を反映させるためアンケートを実施し、学生生活の改善に努める。

## **4-4 就職・進学支援等の体制が整備され、適切に運営されていること。**

《4-4の視点》

- 4-4-① 就職・進学に対する相談・助言体制が整備され、適切に運営されているか。
- 4-4-② キャリア教育のための支援体制が整備されているか。

(1) 4-4の事実の説明（現状）

4-4-① 就職・進学に対する相談・助言体制が整備され、適切に運営されているか。

本学では常に体育を教育の基本に据え、体育を通して健全な心と体を育てていくという理念のもとに「基本となるのは人間教育」と考えている。本学における就職指導・支援の中核も「人間としてのあり方・生き方」にかかわるものとして行っている。

体育大生らしい「フットワークの良さ」、「チームワークの良さ」、「爽やかなマナー」、「確かな力」を磨き、「なりたい」夢の実現にチャレンジする学生を支援・激励している。

学生の就職・進学を支援するための組織や体制（教員組織、事務職員組織）の現状は表Ⅲ-4-7及びⅢ-4-8のとおりである。

表Ⅲ-4-7. 就職対策委員会・就職対策課組織

教 員 組 織
<b>就職対策委員会構成</b> 委員長、副委員長、委員6人（短大所属教員2人含）、幹事1人(事務局職員) 計9人
事 務 職 員 組 織
<b>就職対策部就職課構成</b> 部長（教授）、課長、課長代理、課員、嘱託員（事務） 計5人
<b>職務内容：</b> ① 就職指導、相談、斡旋に関する事務 ② 求人の受付、開拓 ③ 就職情報収集に関する事務 ④ 就職関係の諸証明書類の発行事務 ⑤ その他、就職に関する事務

表Ⅲ-4-8. 就職支援センターの概要・役割等

就 職 支 援 セ ン タ ー
<b>就職支援センターの概要</b> 就職情報の提供については、就職課窓口のほか、「就職支援センター」を設置し学生の就職活動を支援する資料の提供や就職相談に対応している。
<b>就職支援センターに備えられているもの</b> ① 求人票・・・企業、幼稚園、学校、体育施設関係等の最新求人票 ② 就職関連資料・・・企業関係資料、採用試験問題、就職試験報告書等 ③ 雑誌類・・・就職情報誌、教員採用試験関連雑誌等 ④ ビデオ・DVD ⑤ 進 学（各種学校を含む）・・・編入関係資料 ⑥ パソコン（インターネット接続）・・・10台 ⑦ プリンター・・・2台 ⑧ コピー機・・・1台 ⑨ 閲覧テーブル・・・1台
<b>就職支援センターの役割</b> 学生の就職活動を支援する資料の提供や就職相談に対応しているだけでなく、専属の職員を配置し、学生個々のエントリーシートの添削指導も含め事細かに指導助言の体制を取っている。

全学年に対して年間を通して就職オリエンテーションを実施し、4月の授業開始より該当学年に適切な情報を提供できるように、年間計画の基にオリエンテーションを実施している。

また、本学独自の「就職 GUIDE『なりたいの実現を目指して』」を作成して全学年に配布している。

さらに、就職支援のための特別講座として、春季休暇を利用して就職対策講座を開講している。教員採用試験、公務員採用試験及び一般企業・体育施設採用試験のための対策講座など6コース開講し、学生の支援プログラムを実施している。

学生が企業について理解できるよう講座の中に「会社説明会」を企画し、各業界から人事担当者・本学卒業生などを招いている。昨今の就職事情を踏まえて、平成17(2005)年度から就職対策の早期取り組みのため、夏休み明けに卒業学年以外を対象に「就職対策基礎講座」（教員・企業・公務員の3コース）を開設している。

よりよい就職を目指す自主学習「Let's study」は、学生が自主的に継続的に学習の習慣を培うことを目的に、専任教員の指導で実施している。

#### 4-4-② キャリア教育のための支援体制が整備されているか。

教員組織としての「資格取得指導委員会」を設置して、学生が在学中又は卒業時に各種資格を取得できるように、学外での実習や学内で資格取得対策講座を開講するなどして、学生への支援体制を整備している。本学で取得できる資格は次のように区分

することができる。

#### 所得可能資格

1. 卒業することにより取得できる資格
  - ① 「スポーツリーダー認定証」(日本体育協会公認)
  - ② 「共通科目修了証明書」(日本体育協会の種目別指導員・コーチ等の基礎資格)
  
2. 定められた授業科目を履修して卒業することにより取得できる資格
  - ① 「高等学校教諭一種免許状」(保健体育)
  - ② 「中学校教諭一種免許状」(保健体育)
  - ③ 「障害者初級スポーツ指導員」(日本障害者スポーツ協会公認)
  - ④ 「社会体育指導者認定証」(本学独自の資格)
  
3. 定められた授業科目を履修し、2年以上の課程を修了することにより、認定試験受験資格が取得できる資格
  - ① 「健康運動実践指導者」(健康・体力づくり事業財団)
  
4. 定められた授業科目を履修して卒業することにより、認定試験の受験資格が取得できる資格
  - ① 「ジュニアスポーツ指導員」(日本体育協会公認)
  - ② 「スポーツプログラマー」(日本体育協会公認)
  - ③ 「アスレティックトレーナー」(日本体育協会公認)

本学ではキャリアアップのために、日本赤十字社の日赤救急法講習会を昭和56(1981)年から実施している。また、日赤水上安全法講習会も平成13(2001)年から実施し学生の資格取得のための特別講座としている。原則として卒業学年を中心に実施しているが、他学年でも希望者は受講できる。

#### (2) 4-4の自己評価

平成17(2005)年度の就職率は、92.5%、平成18(2006)年度は96.6%である。就職課及び就職支援センターでは、窓口で随時就職・進路についての相談に対応しているが、就職対策委員会を中心に、ゼミ担任の教員全員が所属ゼミ生の進路について調査するとともに、未定の学生については就職など進路について具体化するよう就職課と連携し的確なアドバイスをしている。さらに、就職課では、就職未定学生には個別に連絡を取り、最終確認や職業紹介を行っている。これにより、学生の不安を解消し、就業意識を高める効果を果たしている。

就職対策委員会は、就職課と連携し、企業訪問・教育委員会訪問などを行い、また、企業等との懇談会を開催し、学生の就職先確保に努めている。就職指導の一つである3年生対象の就職対策講座は、コース別に9月と2月に行っており、きめ細かなテーマで学生の就職を具体的・実践的に支援していることは評価できる。また、講座の中に「会社説明会」を企画し、学生の企業理解を深める努力をしている。

教員がボランティアで指導する自主学習「Let's study」は学生の継続的学習を促すのに大いに役立っており、評価できる。

就職支援センターには、就職に関する資料は豊富だが、進学（卒業生の10.6%）に関する資料の提供が十分とは言い難い。

本学は、日本体育協会、健康・体力づくり事業財団、及び日本障害者スポーツ協会の資格取得のための養成校として認定されている。そのため、定められた授業科目を履修することにより、各種資格取得の途が開けており、資格が取得しやすくなっている。

また、将来、社会体育施設において指導者として活躍できるように、社会体育施設実習を通して社会体育の実験を経験させ、本学独自の資格として、「社会体育指導者認定証」を授与している。

### **(3) 4-4-の改善・向上方策（将来計画）**

学生の多くは、中学・高等学校の教師をめざして本学に入学しているが、教員採用試験は合格困難な状況が続いており、また、非常勤講師としての採用も限定的であることから、教員希望者すべてが採用される状況にはない。

そこで、今後、教員採用試験に向けた教育支援を一層図るとともに、企業への就職を見据えた職業に関する意識づけ・動機づけが必要であり、職業意識を高めるため、入学時から卒業まで一貫したキャリアサポートシステムを構築する必要がある。

就職課と就職対策委員会の連携をさらに深くし、学生の就職対策講座への出席を高め、就職に対する意識変化や企業の採用環境の変化等を的確に把握すると同時に、就職指導の重要課題を共通認識することにより、支援体制をより強固にする。

就職指導は最終的には個別の学生の意志に基づくことから、一人一人の個性・希望等に沿って適切に行われる必要がある。学生のプライバシーを守りながら、進路相談ができる環境を整えると同時に、就職担当職員のカウンセラー的手法・能力の向上を図る。

本学には、卒業生の同窓会組織として「藤栄会」があり、卒業生の就職について協力を得ているが、更に一層連携をとり、様々な場面での協力関係を深めていく。

現在、「健康運動指導士」の資格取得のための養成校として、健康・体力づくり事業財団に認定申請をするかどうか検討中である

### **[基準4の自己評価]**

アドミッションポリシーは明確化され情報として公開されている。その周知に関しては、大学要覧、学生募集要項、ホームページなどに掲載し公開情報として伝達に努め、また、オープンキャンパス、進学説明会などでは、教職員らの説明によって周知を図っており、きめ細かい説明は評価に値する。また、入学後も折に触れてアドミッションポリシーに接する機会と環境を整備しており、更に周知するための改善も常に行っている。

学習支援については、特に新入生を対象とした「基礎学習技法講座」は、高校と大学との溝を埋めるため重要な意味を持っており、本学における初年次教育として実績

を上げている。フレッシュウィークでは全学生への履修指導を学生の自主・自立的な学習の基本事項として、履修計画の目標から時間割作成に至る細かい指導を行っている。更に、グループ担任、ゼミ担任制度またオフィスアワーの設定により、教員が個々の学生と向き合う機会を持ち、よりきめの細かい指導ができる態勢を整えている。

学生サービスの支援体制は、一方的な支援による学生との温度差が生まれないよう、常に学生の意見を汲み上げる場を設け、実質的な学生サービスを心がけている。体育大学の特徴として、教員が直接学生の意見を聞く場が数多くあるため、多様な学生を教育する機会としても重要な意味を持ち機能している。そのような体制の中で藤村学園育英奨学生制度が設置できたことは、学生を取り巻く環境、学生自らの目的意識を汲み上げる体制が構築できたものとして評価に値する。

大学教育を受けた学生が社会に受け入れられるための支援として、就職・進学支援を行っているが、就職課（就職支援センターを含む）は、窓口で随時就職・進路についての相談に対応し、また、ゼミ担任が所属ゼミ生の進路を調査することを通して正確な学生の就職情報が入手できる。就職課で就職未定学生を個別に呼び出し、最終確認や職業紹介を行っている。その結果、就職率は、高く推移している。

また、質の高い学生を輩出するための自主学習「Let's study」は学生の継続的学習の意欲と相まって成果を上げている。

#### **【基準4の改善・向上方策（将来計画）】**

アドミッションポリシーは明確化されてはいるものの、そのような方針を教育現場で具体的にどう展開するかさらなる工夫が必要である。特に、本学への受験機会は4回あり、3種の方法を行っているが、これは多様な資質をもつ学生の受け入れが出来るという面と、均質な学生集団ではないという側面を持つ。大学は多様な価値観を持つ学生が集まることにより活性化するが、教員は本学独自の教育理念に沿って体育大学という特色を十分に活かした教育を展開できなければならない。受け入れ学生の多様化に対して、教員の教育技法が立ち後れないようFD委員会によるさらなる強化を図っていく。その一方、多様化する学生をどう選抜するかという方法も毎年検討している。このような両面から大学教育を検討することによって、本学の教育理念をますます確固たるものにする努力をしている。

学生の能力・適性・進路希望は年々多様化しており、学習支援の面においても、さらに一層きめ細かな対応が必要となるが、大学教育が資格取得などを中心的関心事となると本学の教育理念に陰りが見えてくると考えられる。多様化した学生のニーズに対応することと本学独自の教育理念を学ばせることとの間を埋める努力は日々行わなければならない。その意味で、本学の歴史や伝統を学ばせる機会を設け、さらには本学で求める学生像を具体化し学生に伝達する機会が必要であるが、今後具体的に検討していきたい。

本学独自の藤村学園育英奨学生制度は定着しつつあるが、多くの教員が逸材として評価する中、経済的事情が悪化して退学せざるをえない学生がいることは、まだこの制度の趣旨が徹底していない表れとも言える。今後この制度について全学的に周知徹底を図りたい。また、体育大学の独自性である優秀な技能を持った選手以外にも、評

働かされるべき学生は多くいる。そのような学生に表彰制度などを設け学生の意欲の活性化に務めたい。

学生の多くは、中学・高等学校の教師を目指して本学に入学しているが、教員採用試験は明るい兆しが見えてはいるものの、まだ合格困難な状況が続いている。教員養成を軸に教育を展開することは、本学の理念に合致することであり、教員採用試験に向けた教育支援を一層充実させるとともに、教職への志向を実現できない、またはもたない学生の企業への就職を見据えた職業に関する意識づけ・動機づけの強化を図っていく。



## 基準5 教員

### 5-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。

《5-1の視点》

- 5-1-① 教育課程を適切に運営するために必要な教員が確保され、かつ適切に配置されているか。
- 5-1-② 教員構成（専任、兼任、年齢、専門分野等）のバランスがとれているか。

#### (1) 5-1の事実の説明（現状）

#### 5-1-① 教育課程を適切に運営するために必要な教員が確保され、かつ適切に配置されているか。

教育課程を適切に運営するため、大学設置基準に沿った教員配置を行っている。表Ⅲ-5-1に本学の教員配置状況を示した。表中にある「必要専任教員数（基準）」には、大学設置基準第13条に従い、学科別と収容定員に応じた必要教員数の内訳とその合計を記し、現員合計には、専任教員数の合計を記した。

これにより、「必要専任教員数（基準）」と「現員合計」を比較すると、設置基準上の必要教員数を上回る38人の教員が確保されている。

表Ⅲ-5-1. 大学の教員配置

(平成19(2007)年5月1日現在)

大 学	学 部	学 科	入学定員	収容定員	必要専任教員数 (基準)		現員合計	教員構成			
					※1	※2		教授	准教授	講師	助教
	体育学部	体育学科	300	1,300	19	16	38	26	9	2	1
	合 計		300	1,300	19	16	38	26	9	2	1

※1 大学設置基準の別表1

※2 大学設置基準の別表2

#### 5-1-② 教員構成（専任、兼任、年齢、専門分野等）のバランスがとれているか。

専任教員は助教を含めて38人であり、専任教員一人当たりの学生数は44人である。また、兼任教員は17人であり、兼任教員一人当たりの学生数は98人である。その他、体育実技等の補助のために教務補佐員を11人配置している。

表Ⅲ-5-2. 大学の専任教員、非常勤教員の人数

(平成19(2007)年5月1日現在)

種 別	学 部	学 科	入学定員	在学 学生数	専任教員数 (助教以上)		学生数 ÷ 教員数	非常勤教員数		教務 補佐員
					専門系	専門 以外		専門系	専門 以外	
大 学	体育学部	体育学科	300	1,672	31	7	44	8	9	11

専任教員の男女構成と年齢構成を見る。全体的に見て、専任教員の男女構成については男性25人(66%)に対して女性13人(34%)となっており、男女比はほぼ2:1となっ

ている。年齢構成については、「60歳以上」が16人（42%）と最も多く、以下「50～59歳」が11人（29%）、「40～49歳」が7人（18%）、「30～39歳」が4人（11%）となっている。年齢が高齢傾向に偏っているのが現状である。

表Ⅲ-5-3. 専任教員の男女構成・年齢構成

(平成19(2007)年5月1日現在)

教員数	年齢区分（助教以上）						平均年齢 (歳)
	70歳以上	60～69歳	50～59歳	40～49歳	30～39歳	29歳以下	
男 25人	0	9	7	7	2	0	54.8
女 13人	0	7	4	0	2	0	56.9
計 38人	0	16	11	7	4	0	55.5

**(2) 5-1の自己評価**

教育課程を遂行するために必要な教員を確保し適切に配置しているかの点では、大学設置基準にのっとり必要な教員数を配置しており評価できる。

教育課程を遂行するために適切なバランスで教員を配置しているかの点では、いくつかの課題はあるがおおむね適当である。

男女構成比については、男性の比率が高いが適切と考える。年齢構成については、60歳以上が42%と高く、今後はバランスの取れた採用が必要である。

教員の専任・兼任比率、専門分野別については、主要な専門科目は専任教員が担当し、実務体験を生かした特色ある科目や特殊な科目については、非常勤講師を採用してバランスをとっている。

なお、専門の体育実技科目等の指導補助として教務補佐員を採用配置しているのは評価できる。

**(3) 5-1の改善・向上方策（将来計画）**

今後は、社会の要請や学生のニーズに対応して、教育課程のあり方を常に見直していく必要がある。そうした見直しによって生じる教育課程の変更や、今後予想される入学学生の増減などに対応し、教員構成をどのように調整・変更していくかなど、教育課程の目的を達成する上でより良い教員配置を行い、質の高い教育環境を保っていく必要がある。

**5-2 教員の採用・昇任の方針が明確に示され、かつ適切に運用されていること。**

《5-2の視点》

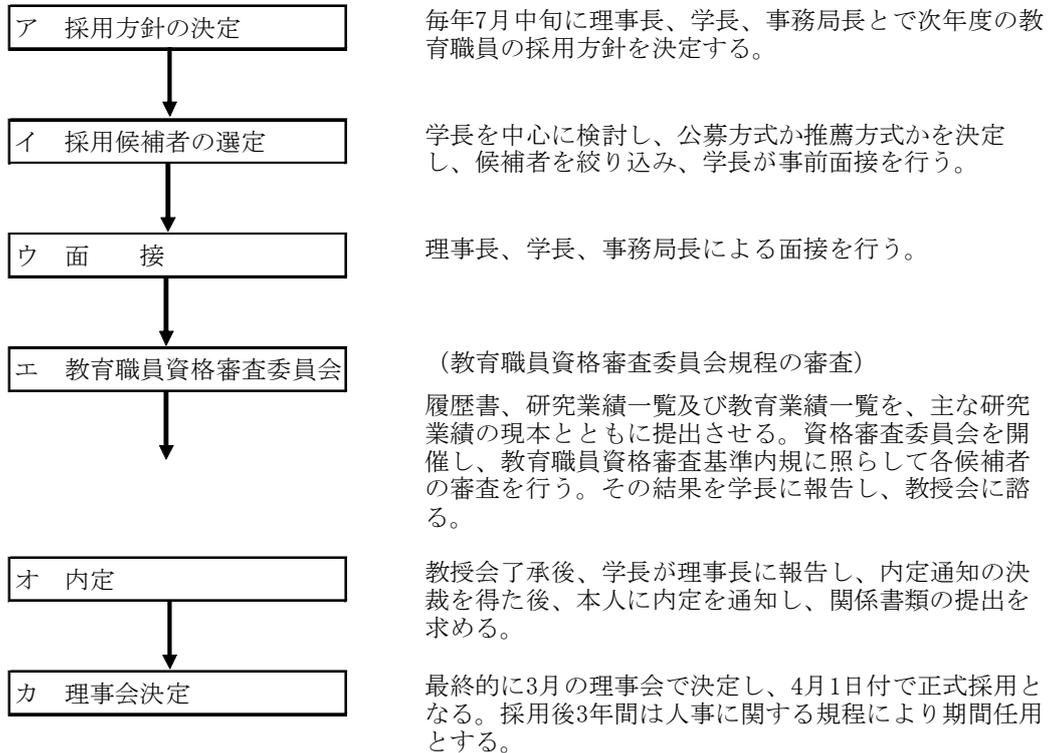
5-2-① 教員の採用・昇任の方針が明確にされているか。

5-2-② 教員の採用・昇任の方針に基づく規程が定められて、かつ適切に運用されているか。

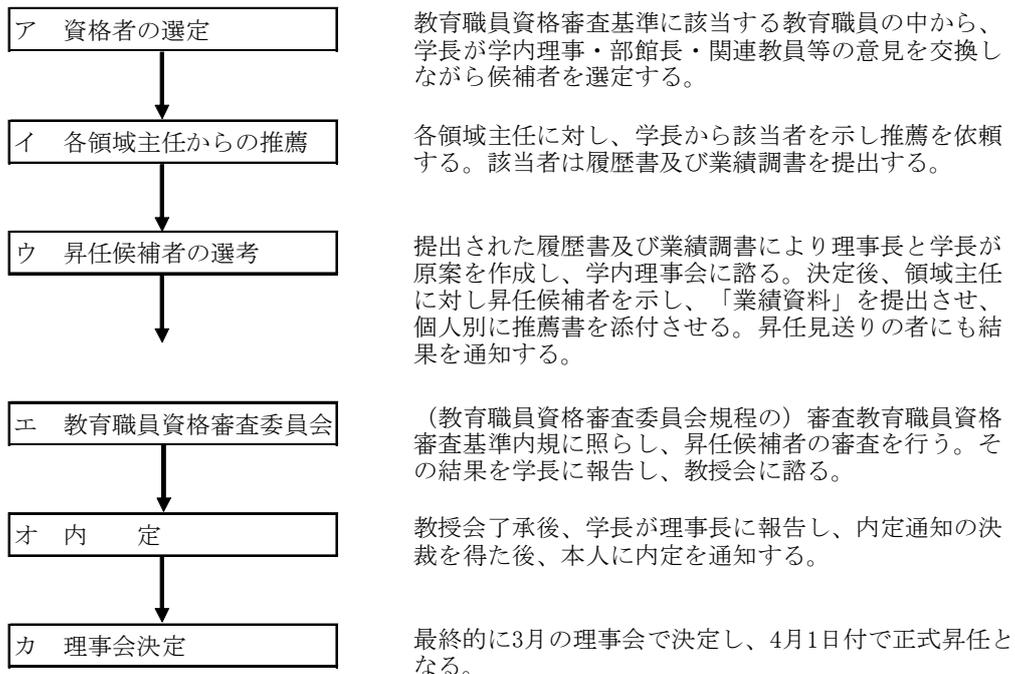
**(1) 5-2の事実の説明（現状）****5-2-① 教員の採用・昇任の方針が明確にされているか。**

本学が目指す学生を育てるための教員を確保する必要がある、そのために教育職員資格

審査委員会規程を制定し、教育職員の資格基準に適合するか否かを審査している。  
教育職員の採用についての手順は以下のとおりである。



また、教育職員の昇任の手順は次頁のとおりである。



**5-2-② 教員の採用・昇任の方針に基づく規程が定められて、かつ適切に運用されているか。**

教育職員の任用・委嘱及び昇任選考のための規程としては、「人事に関する規程」、「教育職員資格審査委員会規程」、「教育職員資格審査基準内規」を定めている。これらの規程及び内規に基づいて適切に実施している。

**(2) 5-2の自己評価**

教員の採用・昇任については、本学の教育課程の特質に適合した方針を立てて実施している。基本的には、大学の建学の精神に沿った適切な方針であると言える。また、採用・昇任の方針に基づく規程が定められ、これを適切に実行している。

**(3) 5-2の改善・向上方策（将来計画）**

教育職員の欠員に対し、領域ごとの適切な人材を確保することが大きな課題である。今後は、公募方式によって広い範囲から人材を募るなど、より良い人材の確保に努める。

**5-3 教員の教育担当時間が適切であること。同時に、教員の教育研究活動を支援する体制が整備されていること。**

《5-3の視点》

5-3-① 教育研究目的を達成するために、教員の教育担当時間が適切に配分されているか。

5-3-② 教員の教育研究活動を支援するために、TA (Teaching Assistant) 等が適切に活用されているか。

5-3-③ 教育研究目的を達成するための資源（研究費等）が、適切に配分されているか。

**(1) 5-3の事実の説明（現状）**

**5-3-① 教育研究目的を達成するために、教員の教育担当時間が適切に配分されているか。**

専任教員の授業担当コマ（90分）数は、通年換算で週8コマを上限としており、大学所属教員（助教を除く）の平成18(2006)年度の平均は6.9コマである。

全ての専任教員がグループ担任になり、適時に担当学生との個別面談を行ったり、卒業学年の長欠学生に対しては調査結果に基づきグループ担任及び科目担当教員が、その背景等に配慮しながら個別に指導している。また、教育実習や介護等体験についても、全ての専任教員が分担して、訪問指導はもとより事前・事後指導も行っている。更に、全ての専任教員が、学生からの相談を受ける機会としてのオフィスアワーを設定し、学生に周知している。

多くの専任教員がクラブ活動の部長・顧問・指導者になり、学生指導に熱心に取り組んでいる。その他、教育研究上の業務では、スキー実習、野外実習、海外英語講座に関する業務、さらには、就職対策講座や「Let's study」、資格取得のための受験対策講座などにも多くの教員がかかわりをもっている。

体育実技系研究室及び教育工学研究室に、計 12 名の教務補佐員を配置している。教務補佐員は身分上は事務職員であるが、当該研究室の担当授業において教育活動を補助するとともに、入学式、卒業式、学外実習、入学試験等の全学的行事に協力している。

**5-3-2 教員の教育研究活動を支援するために、TA (Teaching Assistant) 等が適切に活用されているか。**

本学では TA の制度はないが、受講者が 200 名を超える授業科目（加えて一部の特殊な授業科目）を担当する教員が希望する場合には、当該科目履修済み学生の中から選任して、SA (Student Assistant) を配置している。

平成 19(2007)年度の SA の配置計画は表Ⅲ-5-4 のとおりである。

表Ⅲ-5-4. スチューデントアシスタントの配置計画

区 分	配置希望延べ 教員数	延べ 授業科目数	延べ クラス数	配置学生実数
前 期	11人	12科目	25クラス	20人
後 期	11人	14科目	30クラス	25人

また、聴覚に障害をもつ学生が希望する講義科目には、情報保障として学生ボランティアまたは地域ボランティアによるノートテーカーを各 2 人配置している。このためボランティア講座の中でノートテーカー養成講座を実施している。

**5-3-3 教育研究目的を達成するための資源（研究費等）が、適切に配分されているか。**

教育研究予算については、毎年、各教員または各研究室が教育研究予算申請部門ごとに申請し、教務部長の確認を受けた上で予算査定会議に諮られ、次年度予算として決定される。教育研究に関わる機器・備品の多くはこの科目から支出されている。

また、毎年個人研究に対して研究費を支給している。個人研究費とは、学内において個々の教員が毎年研究テーマ、研究方法、必要経費（上限 25 万円）を申請し、審査基準（現在は「審査に関する申し合わせ」、「個人研究費支給要領」及び「個人研究費取扱手続」）に準じて審査され、認可された研究費である。

共同研究の研究費は、平成 17(2005)年度に「共同研究費取扱手続」を整備し、女子体育研究所が窓口になって支給している。平成 18(2006)・19(2007)年度は 2 件、平成 19(2007)・20(2008)年度は 1 件の共同研究が審査を経て設定承認され進行している。

「研究に係わる図書費」については、個人研究費からの支出とは別途に、全教員に対して年間 5 万円の個人図書購入費を、図書館の図書購入経費として計上している。

研究旅費（学会出張）については、全教員に対して年 1 回に規程旅費（2 泊 3 日以内）を支給している（総務課計上分）。また、2 回目の学会出張は役員や発表を行う教員に、規程旅費の半額を支給している。

科学研究費等学外からの研究補助金を含めた研究費に関する一覧と科学研究費の採択状況については資料の表 5-8、9 に示した。学外からの研究補助金は科学研究費と政府もし

くは政府関連法人からの研究助成金であり、受託研究費や共同研究費はなかった。また、科学研究費の新規採択状況は平成 15 年度 1 件、16 年度 2 件、17 年度 2 件、18 年度 0 件、19 年度 1 件であった。

研究室は、原則として 2 人 1 室とし、同分野ごとに構成している。研究室の多くは 2 号館の 3 階（13 部屋）・4 階（13 部屋）に配置されている（ほとんどが 36 m<sup>2</sup>）が、他に 4 号館（5 部屋）、8 号館（1 部屋）、9 号館（2 部屋）、10 号館（1 部屋）にも配置されている。

研修室としては、1 号館に中会議室 3 室（1 室 40 m<sup>2</sup>）、2 号館にゼミ室 1 室（36 m<sup>2</sup>）、10 号館 2 階に 1 室（約 40 m<sup>2</sup>）、10 号館 3 階に多目的室 1 室（約 316 m<sup>2</sup>）がある。多目的室は 3 つに仕切ることができるようになっている。いずれの部屋もゼミに加え教員の会議あるいはクラス・グループ担任の学生指導等に利用されている。

実験室等は表Ⅲ-5-5 のように配置されている。

教員の研究日として、教授・助教授・講師が週 2 日、助手が週 1 日確保されている。研究日には学内・学外での研究活動が認められているが、大学の業務があるときは出校することになっている。また、研究日以外の時間で、授業のない時間を研究時間に充てることができる。

表Ⅲ-5-5. 実験室等の名称・使用領域等

室名	使用領域	面積	場所
運動生理学実験室	運動生理学 バイオメカニクス	約290m <sup>2</sup>	10号館2階
リハビリテーション室	スポーツ医学 リハビリテーション	96m <sup>2</sup>	4号館 1階
運動学実験室	運動学	16m <sup>2</sup>	8号館 2階
体育測定室	女子体育研究所	16m <sup>2</sup>	8号館 2階

### (2) 5-3の自己評価

授業担当時間数は、教員間でややバラつきが見られるが、ほぼ適切と言える。一方、授業以外での教育活動時間は増える傾向にある。

SA を活用する教員が増えており、好ましい傾向にあるが、より効果を上げるために配置基準を毎年検討している。

学内における教育研究費は適切に配分されているが、研究費については学外からの研究助成が少なく、大学全体としての研究の活性化とともに、今後は外部資金の積極的導入を図る必要がある。

### (3) 5-3の改善・向上方策（将来計画）

SA の配置基準は、原則 200 人以上が受講する講義課目のうち、授業担当教員が配置を

希望する科目であったが、平成 18(2006)年度からは、受講者数が 200 人未満の科目であっても必要性が認められる科目には配置した。19(2007)年度は、受講者数基準の見直しや、必要性を吟味し、20(2008)年度に向けて見直しを進めている。

また、研究の活性化のため平成 18(2006)年度に「第 1 回東京女子体育大学・東京女子体育短期大学研究フォーラム」を開催した。基調講演と発表は 3 件と少なかったが、今後も毎年開催することにより研究フォーラムの内容の充実を研究の活性化に繋げ、更に外部資金の導入を図っていく。

#### 5-4 教員の教育研究活動を活性化するための取組みがなされていること。

《5-4 の視点》

5-4-① 教育研究活動の向上のために、FD 等の取組みが適切になされているか。

5-4-② 教員の教育研究活動を活性化するための評価体制が整備され、適切に運用されているか。

##### (1) 5-4 の事実の説明（現状）

5-4-① 教育研究活動の向上のために、FD 等の取組みが適切になされているか。

FD の取り組みとしては、平成 15(2003)年度から女子体育研究所が中心となり、「本学学生の授業にかかわる実態調査」を 3 回実施し、「良い授業」あるいは「学生が求める授業」とはどのようなものなのかを検討した。また、平成 16(2004)年度には公開授業を数回実施した。しかし、授業参観の教員はいずれも 2、3 名程度であり、平成 17(2005)年度・平成 18(2006)年度は実施していない。これらの経緯を踏まえて平成 17(2005)年度には教育改革推進室及び教育改革推進委員会が発足し、その下に FD 推進委員会が設置された。

FD 推進委員会では、前述した「実態調査」の結果から授業評価の一環として「授業に関するアンケート調査」の項目を作成し、全教員が全科目について実施することになった。項目は「基本調査」の他、「学生の授業に対する取り組み (6 項目)」、「教員の授業に対する取り組みと教授法 (11 項目)」、「授業の理解度・習熟度・満足度等 (4 項目)」、「総合的評価 (1 項目)」であり、いずれも 5 段階で評価するものである。

また、平成 17(2005)年度には FD (教員) 研修会として教授会終了後、「個人情報保護法とその対応について」と題して講師を招いた。

5-4-② 教員の教育研究活動を活性化するための評価体制が整備され、適切に運用されているか。

教育活動に関しては、5-4-①で示したように、学生による授業評価の一環として「授業に関するアンケート調査」を全教員が全ての授業で実施し、その結果は、教員に通知され、その後、授業評価に対する点検・課題等のコメントをつけて教育改革推進室に提出することになっている。

また、研究活動の活性化については、「東京女子体育大学・東京女子体育短期大学紀要」を毎年 1 回発行している。紀要は、紀要編集委員会が審査・編集を担当するとともに、紀要の巻末には教員の 1 年間（前年の 1 月～12 月）の研究業績一覧を掲載している。

さらに、5-3-③に示したように、平成 18(2006)年度から毎年「東京女子体育大学・

東京女子体育短期大学研究フォーラム」を開催することになった。発表者は教員であるが、会への参加は現段階では教職員・学生としており、教職員・学生と一緒に研究内容・研究活動等について討論する場となっている。

## (2) 5-4の自己評価

現時点における取り組みとしては、授業の実態を知るにとどまっている部分が多いと考える。しかし、ほとんどの大学で授業中の私語・携帯電話の使用等の問題がみられるように、本学も同様の問題を抱えている。これらに対しては教員個々が考え、対応しているのが実情であることから、今後、全学共通の授業改善への具体策を検討していく必要がある。

「授業に関するアンケート調査」は平成17(2005)年度から、また「研究フォーラム」は平成18(2006)年度からの実施であり、自己評価するにはいずれも実施回数が少なく、今後継続することにより具体的な評価ができるものとする。

## (3) 5-4の改善・向上方策（将来計画）

平成19(2007)年度には、「受講態度改善に向けての全学的取り組み」と題して、受講態度改善事項を検討・作成し、全教員への周知徹底を図ることを検討している。

「授業に関するアンケート調査」については、平成19(2007)年度で3年となることから、調査項目について検討・修正を加えることを考えている。また、「研究フォーラム」については、研究テーマの設定、研究フォーラムの案内の仕方等を工夫することにより、参加者数や発表者数の増加を図りたい。それにより、研究の活性化及び教員相互の評価がより具体的なものになると考える。

教員の研究業績については、毎年発行される「東京女子体育大学・東京女子体育短期大学紀要」の巻末に、専任教員の一年間の業績を掲載するとともに、個人研究費を申請・使用した教員のうち紀要に論文が掲載されなかった教員には個人研究報告書の提出を義務づけ、それを一冊にまとめているが、これらの研究業績を評価する仕組みは確立されておらず、昇任人事の際の資料の一部として活用されるにとどまっている。今後は、研究業績の評価システムを早急に整備する必要があると考える。

また、研究業績だけにとどまらず、学生への教育実績及び大学運営への協力実績についても評価するシステムが必要と考えている。

## [基準5の自己評価]

教育課程を遂行するための必要教員は配置され、設置基準以上に配置している。領域ごとの教員を確保している。専門領域については、専門の非常勤講師を採用して補充している。実技の部門については、教務補佐員を配置し、専門実技教科の補助員として活躍している。

教員採用については、教育職員資格審査委員会を設置し、資格基準を明確にした上で判定し、照合し、審査しており、適切に機能している。

授業担当時間数は、教員間でややバラつきは見られるが、ほぼ適切といえる。一方、授業以外での教育活動時間は増える傾向にある。また、SAを活用する教員が増えており、

好ましい傾向にあるが、配置基準の見直しも検討している。

学内における教育研究費は適切に配分されているが、研究費については学外からの研究助成が少なく、大学全体としての研究の活性化とともに、今後は外部資金の積極的導入が望まれる。

専任教員については、設置基準上は 35 人（うち教授は 18 人）のところを 38 人（うち教授は 26 人）設置するとともに、上述のように教務補佐員(12 人)や SA(今年度は 47 人)を活用して教育にあたっている。

また、研究費については、専任教員からの申請を受け、審査の上で支給する個人研究費のほかに学内共同研究費を創設し、科学研究費に関しては大学負担分に積極的に対応するなどの努力をしてきたが、一方で、外部の研究資金である文部科学省の科学研究費や企業の各種研究費への申請は少ない。今後は、女子体育研究所が中心となって、一層の PR 活動や申請手続き支援等が必要と考える。

教育活動活性化のための取り組みとして「授業に関するアンケート調査」を実施しているが、現時点では授業の実態を把握するにとどまっており、今後は、全学共通の授業改善への具体策を検討する必要がある。

#### **【基準5の改善・向上方策（将来計画）】**

今後の課題としては、社会の要請や学生のニーズに対応し、教育課程のあり方を常に見直していく必要がある。教育編成をどのように調整・変更していくかなど、教育課程を遂行する上で、より良い教員配置を行い、質の高い教育環境を保っていくよう努力する。

教育職員の欠員に対して、領域ごとの適切な人材を確保することが大きな課題であり、今後は、公募方式などを含めてより良い人材の確保に努める。

教育活動を支援する試みとしての SA については、その配置基準は原則 200 人以上が受講する講義科目のうち、授業担当教員が配置を希望する科目であったが、平成 18(2006)年度からは、受講者数が 200 人未満の科目であっても必要性の高い科目には配置した。20(2008)年度に向けて、受講者数基準の見直しや、必要性を吟味して改善策の作成を進めている。

また、平成 19(2007)年度には、「受講態度改善に向けての全学的取り組み」と題して、受講態度改善事項を検討・作成し、全教員への周知徹底を図ろうとしている。また、試行的に FD 委員の担当授業で、毎時間の簡単な評価を実施し、その結果から次の展開を検討することになった。

研究活動の活性化のために平成 18(2006)年度に「研究フォーラム」を開催した。基調講演を除いて発表は 3 件と少なかったが、今後も毎年複数回の開催も含めて実施することにより、参加者数や発表者数の増加を図りたい。それにより、研究の活性化を図り、外部資金の調達に繋げたい。



**基準6 職員**

**6-1 職員の組織編制の基本視点及び採用・昇任・異動の方針が明確に示され、かつ適切に運営されていること。**

《6-1の視点》

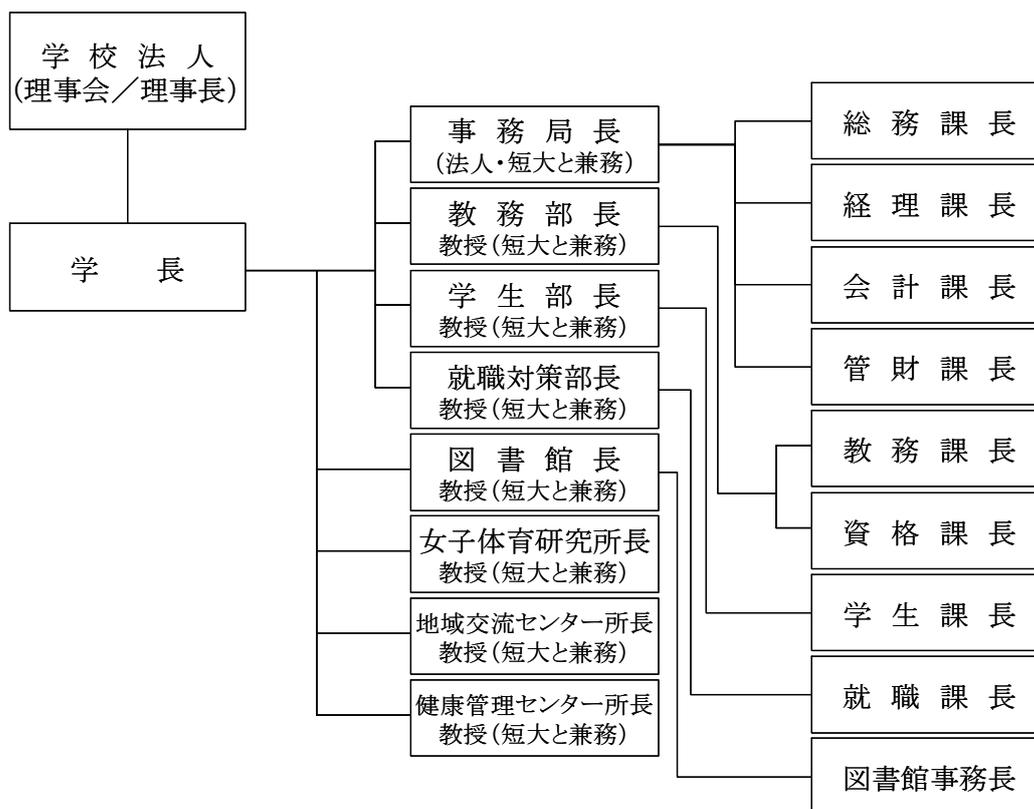
- 6-1-① 大学の目的を達成するために必要な職員が確保され、適切に配置されているか。
- 6-1-② 職員の採用・昇任・異動の方針が明確にされているか。
- 6-1-③ 職員の採用・昇任・異動の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

**(1) 6-1の事実の説明（現状）**

**6-1-① 大学の目的を達成するために必要な職員が確保され、適切に配置されているか。**

組織においては、「学校法人藤村学園事務組織規程」を定め、法人本部、大学本部に分け、職員の職制及び職務権限を明確にし、各課、附属機関の組織分掌事務を定めている。法人本部、大学本部、短大本部はいずれも兼務として事務処理を行っている。

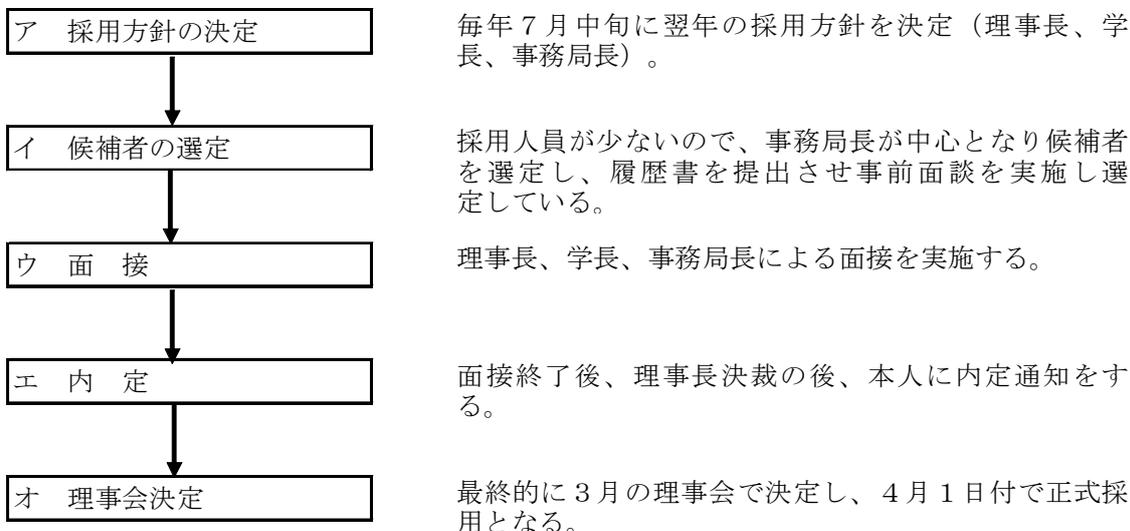
これらに基づき学園全体の人員配置とのバランスの中で、大学職員の適切な人員の確保を行っている。事務部門組織は図Ⅲ-6-1のとおりである。



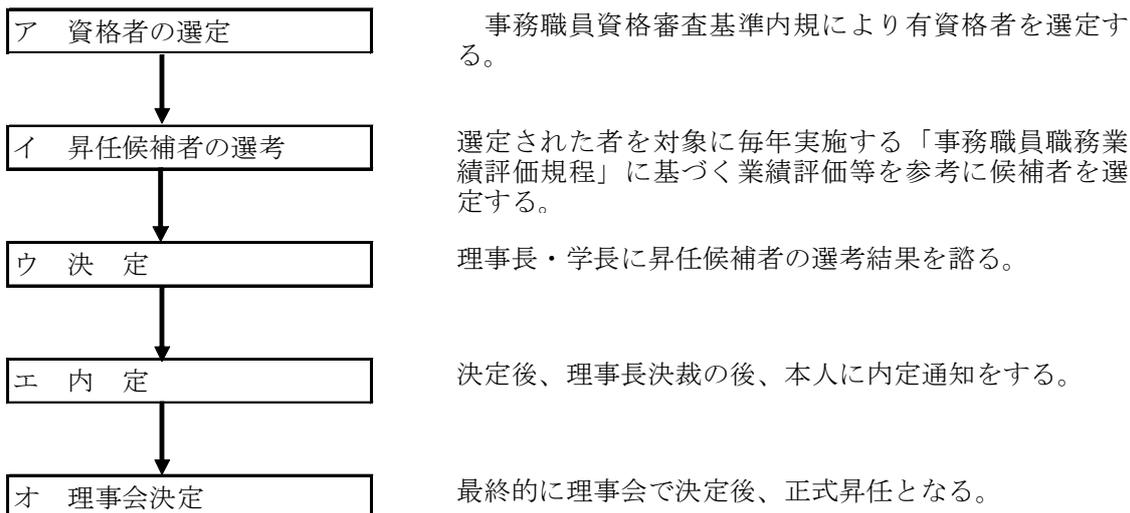
図Ⅲ-6-1. 事務部門組織図

**6-1-② 職員の採用・昇任・異動の方針が明確にされているか。**

職員の採用については、以下の手順で行っている。



職員の昇任については、以下の手順で行っている。



職員の異動については、以下のように行っている。

毎年実施している自己申告書において本人の希望を書かせ本人の意向を把握し、長期在職者を中心に適材適所に異動を行うようにしている。組織が小さく各課の人員が少ないため異動させたくても出来ない状況もある。いずれにしても、人事異動により

職場を活性化し、経験を生かし、事務職員の能力開発や啓発できるよう人材育成する必要がある。

### 6-1-③ 職員の採用・昇任・異動の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

採用・昇任・異動に関する規程としては「人事に関する規程」、「職員の任用内規」、「教務補佐員任用規程」、「定年退職事務職員再雇用取扱要項」、「事務嘱託に関する規程」、「事務職員資格審査基準内規」がある。

異動に関する規程は定めていないが、従来から少人数のため異動を定期的に行うことは困難であるが、長期在職者を中心に適材適所に異動を行ってきた。

#### (2) 6-1の自己評価

事務組織規程を定め、大学事務局、法人本部組織、附属機関のそれぞれの役割分担、責任の所在を明確にし、事務処理に努めている。本学は、少規模なため職員が短大とも兼務していることから大学と短大の事務が一体的に実施され経費も節減され、財政的にも負担が少なくなっている。

職員の年齢が管理職に達しないことから、主として公務員を定年退職した管理職を採用し、組織体制の強化を図っている。

#### (3) 6-1の改善・向上方策（将来計画）

今後は学園の人事異動を定期的に行い次期管理職員の人材育成を図っていく。そのためには、研修体系を定め定期的に研修を受けさせ能力開発に努める。

## 6-2. 職員の資質向上のための取組みがなされていること。

《6-2の視点》

6-2-① 職員の資質向上のための研修（SD等）の取組みが適切になされているか。

#### (1) 6-2の事実の説明

6-2-① 職員の資質向上のための研修（SD等）の取組みが適切になされているか。

職員の資質向上のための研修は、学園外部の研修を積極的に受講させている。平成18(2006)年度には、文部科学省主催、私大職員研修センター、私立大学庶務課長会、日本私立学校振興・共済事業団等、年間で延べ58人が受講している。

新規採用職員には初任者研修を係長級職員には職場運営のためのリーダー育成研修などを指名研修として受講させ資質の向上を図っている。

内部研修は、平成19(2007)年6月19日に第2回研修会を開催し、講師は、経理課長で、22人の受講者があった。平成20(2008)年度は順次課長を講師に、内部研修を実施し職員の能力開発に努める。

#### (2) 6-2の自己評価

外部研修については、職員数の割には多数の人数を受講させているので評価できる。また、新規採用職員や係長級の指名研修も能力開発には有効である。

内部研修も仕事に直結した職場研修として、職員の事務処理能力の向上には有効であり、引き続き継続する必要がある。

### **(3) 6-2の改善・向上方策（将来計画）**

今後は、研修規程を制定し、定期的に研修を受講させる研修体系を確立し、職員の能力開発に努めるとともに人材の育成を図る。

## **6-3 大学の教育研究支援のための事務体制が構築されていること。**

《6-3の視点》

6-3-① 教育研究支援のための事務体制が構築され、適切に機能しているか。

### **(1) 6-3の事実の説明（現状）**

6-3-① 教育研究支援のための事務体制が構築され、適切に機能しているか。

教育研究を支援する事務体制として、教務部（教務課、資格課）、学生部（学生課）、及び就職対策部（就職課）の大学事務局を置いている。

教授会の下部組織として各種委員会を設置している。各種委員会には、各課長が参加し教員と連携を密にし、入試方策、教育効果の高い教育運営及び学生指導、厚生指導、進路指導等について審議検討している。また大学事務局では学生と直接接する窓口業務を行っており、これらの業務を通して、学生の生の声を収集し各委員会に反映している。

本学の授業は、学科の特性として実技授業が多いため、より教育効果を上げるため11人（体育実技系）の教務補佐員を配置している。本学の卒業生を採用していることから、在学中の経験を生かし、学生に有効なアドバイスを与えることができ、即戦力となって円滑な授業運営の一助となっている。

### **(2) 6-3の自己評価**

大学を取り巻く環境が著しく変化していく中で、教員と事務職員が同じ視点で教育環境等の改善に取り組むことは不可欠である。事務職員も常に教育研究の課題意識とモチベーションを高めていく必要がある。特に、委員会の業務遂行の重要な実務を担う者としてその責任を果たすに当たって、教員では得られない情報の収集に積極的に取り組むべく、私大協などの実施する研修会等に努めて参加し、他大学の情報を把握し、委員会に提供している。

事務職員が教授会組織の委員会の幹事となっていることは、教員と事務職員が共通認識を持つことになり、教育研究の充実、円滑な運営に寄与している。

### **(3) 6-3の改善・向上方策（将来計画）**

カリキュラムの拡充、学生の多様化など教育支援の事務は増加の一途をたどっており、研究支援事務の強化、学生相談の拡充等の必要性が高まっている。このような状

況の中で、職員は教育研究の支援のため懸命に努力しているところであるが、職員の増員等は極めて困難になっているので、SD (Staff development)の強化、IT化の検討等を一層進めていく。

#### **【基準6の自己評価】**

職員の組織編成については、事務組織規程を定め実施していることは、評価できる。また、採用・昇任についても、規程等も整備しており、毎年の方針を立て明確な手順を踏んで実施している。

異動関係については、小規模ではあるが、長期在職者を中心に人事異動に努めている。

職員の資質向上の取組みは、学外研修に積極的に参加させているが、内部研修については、1回しか実施していないので定期的にも実施できるよう検討している。

教育研究支援のための事務体制は、教授会の下部組織である各種委員会の幹事として委員会に参画し事務職員ならではの情報を提供するなど教育支援の一助となっている。

#### **【基準6の改善・向上方策（将来計画）】**

今後、大学教育を巡る厳しい社会情勢の中、少ない職員で最大の効果を上げるために、職員の資質向上の方策実施を図らなければならない。そのための職員1人ひとりの能力を把握し、計画的な研修を実施するために研修規程を制定し、研修体系を確立していく。



## 基準7 管理運営

### 7-1 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。

《7-1の視点》

- 7-1-① 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。
- 7-1-② 管理運営に関する役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

#### (1) 7-1の事実の説明（現状）

##### 7-1-① 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

本学園の管理運営の方針は、大学の建学の精神に基づき、変化する時代の要請に応じ、社会に貢献し得る有能な女性の体育指導者を育成すると共に健全な良き社会人を育成することである。そのために理事会のもとに法人本部、大学本部を設置し、管理運営のための必要な組織が配置され、教育組織と連携し、年度ごとの業務計画に基づき業務の推進に当たっており、その目的を達成するための体制が整えられている。これらの組織を最終的に理事会が統括している。

大学では、学長の下に部館長を配置し、毎月1回定期的に学長主宰により部館長会を行い、教授会運営の重要事項について協議している。

「理事会」は年間14回開催し、法人が設置する大学の管理・運営に関する基本方針、法人全体の予算、決算をはじめ、重要な資産の処分、寄附行為の変更、その他学則や規程の制定等について審議し決定している。また、監事は2人配置し、1人は常勤監事として、法人全体の業務、監査等を実施している。

「評議員会」は、毎年5月、12月及び3月の3回開催している。評議員会は、予算、事業計画、寄付行為の変更、監事の同意、その他重要事項について理事長の諮問に応ずること、監事の同意、評議員の解任等の議決機能を果たしている。

この他に学内理事で構成する学内理事会を毎月1回（第1月曜日）開催し、理事会の提案案件の調整等を行う。

「課長連絡会」を毎月理事会、教授会の翌日に開催し、理事会、教授会での審議、決定事項について報告し、学園全体に周知徹底を図っている。

##### 7-1-② 管理運営に関する役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

理事定数は寄附行為により9人と定められており、選任区分は、第1号理事「東京女子体育大学学長」、第2号理事「評議員のうちから評議員会において選任された者3人」、第3号理事「学識経験者（学長又は評議員であるものを除く）のうちから理事会において選任された者5人」となっている。平成19(2007)年5月に選任された理事は、常勤5人、非常勤4人である。理事の任期は1号理事を除いて4年となっている。理事長は、理事総数の過半数の議決により選任される。

監事の定数は2人であり、「監事は、この法人の理事、職員（学長、教員その他の職員を含む。以下同じ）又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」と定められている。平成19(2007)年5月に、常勤、非常勤各1人が選任されている。2人とも理事、評議員、職員との兼職はなく、非常勤の1人は外部の学識経験者が就任している。任期は4年となっている。

評議員の定数は19人であり、選任区分は寄附行為により、第1号評議員「この法人の職員のうちから理事会において選任された者9人」、第2号評議員「この法人の設置する学校を卒業した者で年令25年以上の者の中から理事会において選任した者4人」、第3号評議員「学識経験者（職員及びこの法人の設置する学校を卒業した者を除く）のうちから理事会において選任された者6人」と規定している。

評議員会には議長を置き評議員のうちから評議員会において選任し、会の進行等を行っている。平成19(2007)年5月に選任された19人である。任期は、4年である。

## **(2) 7-1の自己評価**

法人の管理運営については、理事会は年間14回開催し、理事会を中心に、評議員会等が理事会を補完し、大学の管理運営に関する基本方針、予算・決算、重要な資産の処分、寄附行為の変更等重要事項について審議決定している。

また、全理事、監事、評議員の選任等についても寄附行為に定め適切に処理されている。

## **(3) 7-1の改善・向上方策（将来計画）**

大学を取り巻く社会の変化は著しい。このような状況の中では、法人の意思決定を的確に迅速に行わなければならない。

このような観点から本学園でも、理事会は年間14回実施し、監事も常勤監事を平成18(2006)年9月1日から1名配置するなど適切に行われている。また、平成17(2005)年の私学法の改正に伴い、寄附行為を変更し、「理事制度の改善」、「監事制度の改善」、「評議員制度の改善」を行った。併せて、財務情報等の公開も制定し、管理体制に努めている。

今後も社会情勢の変化に対応した管理体制に努めていきたい。

## **7-2 管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。**

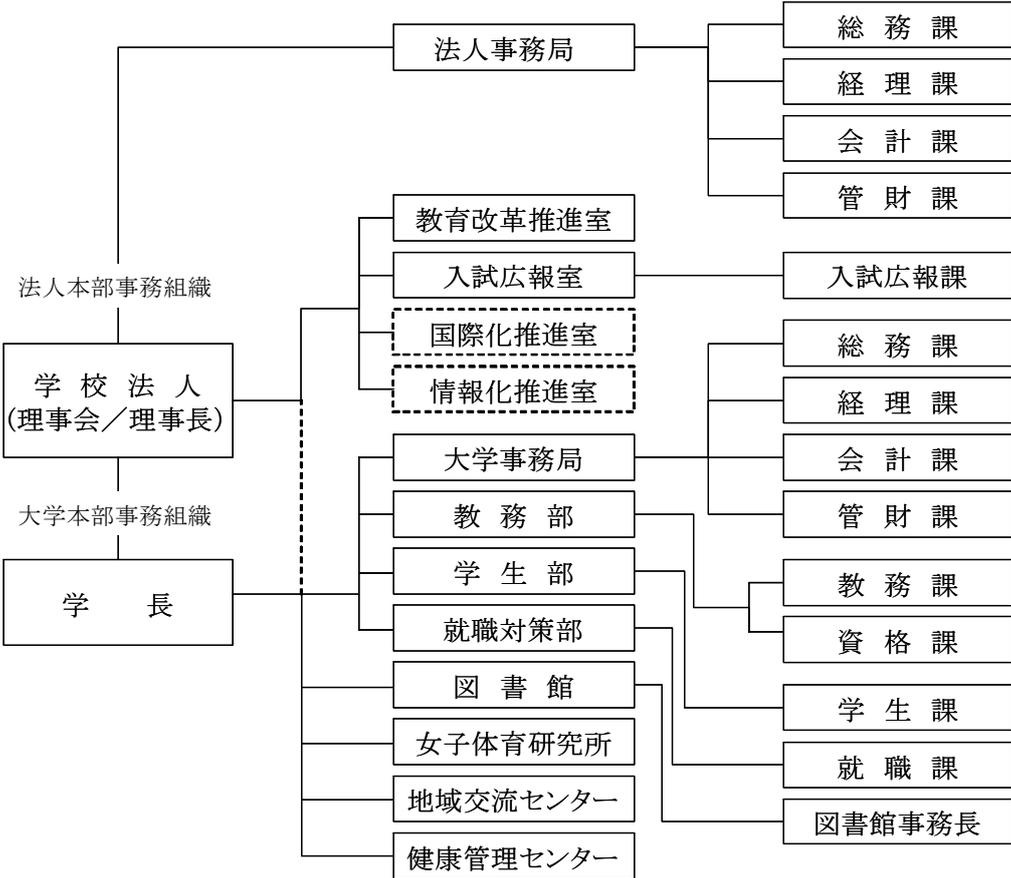
《7-2の視点》

7-2-1① 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

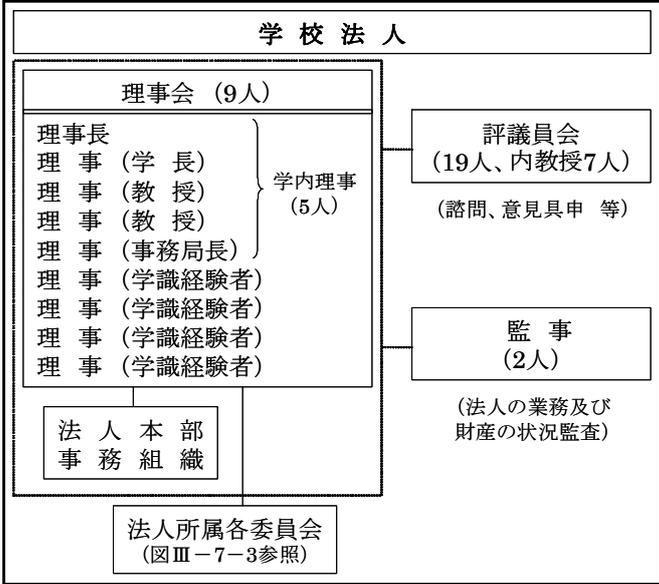
### **(1) 7-2の事実の説明（現状）**

7-2-1① 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

学校法人藤村学園組織図は図Ⅲ-7-1及び図Ⅲ-7-2のとおりである。

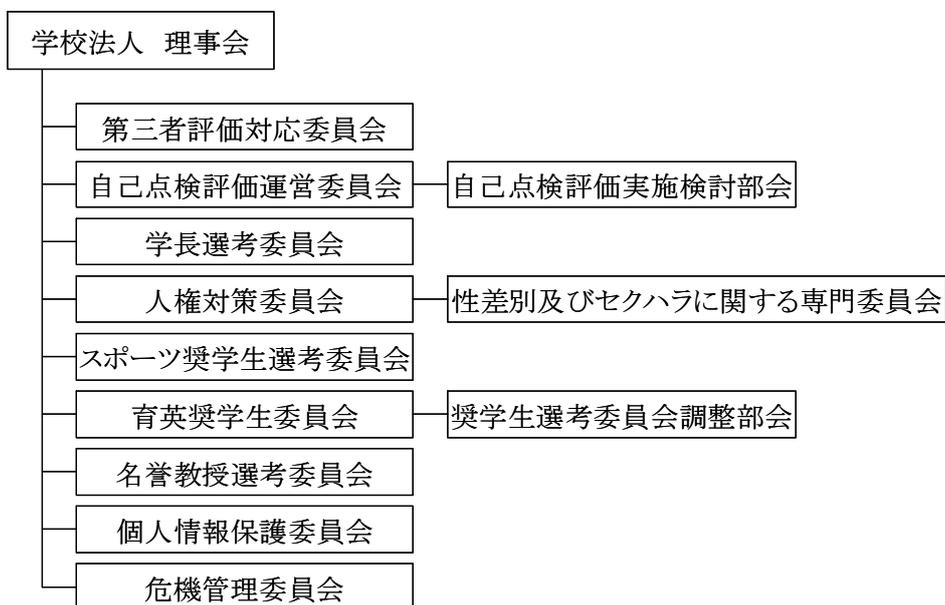


図Ⅲ-7-1. 法人本部及び大学本部の組織図



図Ⅲ-7-2. 理事会及び評議委員会等の組織図

本学園は、法人本部と大学本部に分かれ法人本部には、法人事務局、入試広報室及び教育改革推進室がある。大学本部には、事務局、教務部、学生部、就職対策部が設置され、附属機関として図書館、女子体育研究所、地域交流センター、健康管理センターを設置している。教務部、学生部、就職対策部、図書館等には、教員メンバーによる委員会を設置し教学部門の意見を聴取し管理部門に反映し大学運営を行っている（13頁 図Ⅲ-2-2. 参照）。また、法人所属各委員会は図Ⅲ-7-3のとおりである。



図Ⅲ-7-3. 法人所属各委員会等の組織図

理事会には、理事長、学長、理事（学識経験者4人、本学の教授、事務局長）を配置し、評議員には、教授7人を配置し教学部門と管理部門の連携を図っている。また、教授会には、事務局長が出席し管理関係の報告等を行い、連携を密にしている。

### (2) 7-2の自己評価

法人と教務部門の役割については、理事会に学長及び教授が2人出席していること、教学部門の各部長が教授であること、教授会に事務局長が参加していること等管理部門と教学部門の連携は密接であり適切に機能している。

### (3) 7-2の改善・向上方策（将来計画）

大学を取り巻く社会の変化は著しいものがあり、少子化に伴う受験者数や入学者数の減少による社会構造の変化に対応していく必要がある。そのためには、管理部門と教学部門とが連携を密にし、大学運営を行っていかねばならない。常に組織体制を見直し、より強固なものにしていく努力が必要である。

## 7-3 自己点検・評価等の結果が運営に反映されていること。

《7-3の視点》

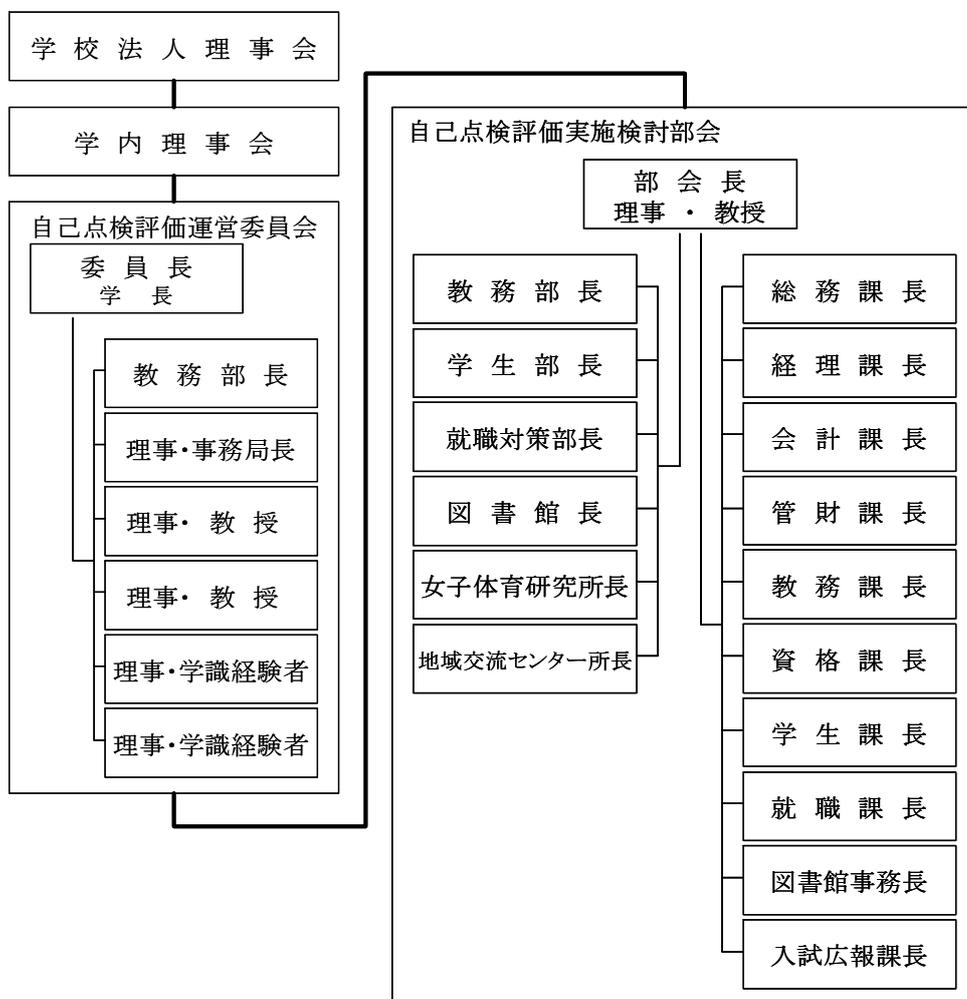
- 7-3-① 教育研究活動の改善及び水準の向上を図るために、自己点検・評価活動等の取り組みがなされているか。
- 7-3-② 自己点検・評価活動等の結果が学内外に公表され、かつ大学の運営に反映されているか。

(1) 7-3の事実の説明（現状）

7-3-① 教育研究活動の改善及び水準の向上を図るために、自己点検・評価活動等の取り組みがなされているか。

平成5(1993)年5月に自己点検・評価のための組織及び規程を整備した。学外理事を含む理事、評議員、教職員からなる「自己点検・評価運営委員会」が、本学の教育・研究活動等について自己点検・評価を行うが、点検・評価を円滑に実施するためにその下に「自己点検・評価実施検討部会」を設けている。委員会規程を設け、次に示すような組織で行っている。

自己点検評価のための組織は図Ⅲ-7-4のとおりである。



図Ⅲ-7-4. 自己点検評価のための組織図

自己点検・評価は2年ごとに実施し、当初は「点検評価のまとめ」(平成6(1994)・7(1995)年度、平成8(1996)・9(1997)年度)としてファイルしていたが、平成10(1998)・11(1999)年度からは「自己点検・評価報告書」として冊子にまとめた。更に、平成16(2004)年度からは点検・評価を毎年実施することとしたが、第三者評価に定められた「自己点検・評価報告書」との混同を避けるために、名称を「自己点検・評価年報」と改め、平成16(2004)・17(2005)年度分をまとめて作成した。平成18(2006)年度も点検・評価を実施し年報としてまとめた。

表Ⅲ-7-1. 自己点検・評価の実施状況

年度(平成)	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
自己点検・評価	まとめ		まとめ		報告書		報告書		報告書		年報		年報	
個人業績報告書			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	...
学生の授業評価			授業アンケート						授業評価					
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	...
保護者の大学評価 (後援会支部会出席者対象)											○	○	○	...

このほかに、平成8(1996)年度から、毎年全教員に「個人業績報告書」の提出を義務づけ、年度ごとの学生指導(授業、ゼミ担任、クラブ指導)、研究活動(著書、論文、学会発表)、大学運営(委員会活動、その他)、社会的活動等の状況を学園が把握できるようにするとともに、各教員が1年間の教育・研究活動を振り返り次年度への取り組みに生かせるようにしている。一方、事務職員に対しては、年間の業務に関する「自己申告書」(事務職員職務業績評価)の提出を義務づけており、全職員が職務遂行の向上に向けて意欲的に取り組んでいる。

また、平成10(1998)年から、学生による授業評価を始めた。これは自己点検・評価実施検討部会で作成したアンケート用紙を、授業担当教員が最終授業後に配布・回収・集計して、その結果を運営委員会に提出するものであった。授業評価の結果は自己点検・評価報告書に掲載されるものの、授業担当教員の管理下で実施するという点に問題があった。平成17(2005)年度に教育改革推進室が設置されたことを契機に、教育改革推進委員会でマークシートによる授業評価の質問項目を再検討した。実施方法も改め、授業後教員が退室した後に係の学生の管理下で実施し、業者に集計を依頼することとした。集計結果は各教員に知らせ、教員はそれぞれの担当科目の評価結果に対して集計結果についてのコメントと、改善策を記述した「授業評価報告書」を教育改革推進室に提出することを義務づけ、授業の改善につながるよう配慮している。

更に、毎年開催している全国の後援会支部(59支部)の懇談会に部館長等の教授が参加し本学の状況を詳しく説明するとともに、個人面談の機会をも含めて会員(保護者)からの意見や要望を聴取して教育の改善に努めている。平成16(2004)年度からは参加の保護者に対してアンケート用紙を配布し、無記名で率直な意見を記入してもらうこととした。18(2006)年度からはマークシートの用紙に切り替え、大学への点検・

評価を含める内容を加えて教育改善のための貴重な手がかりとしている。

### 7-3-② 自己点検・評価活動等の結果が学内外に公表され、かつ大学の運営に反映されているか。

自己点検・評価年報は全理事、評議員、非常勤講師を含む教職員に配布するとともに、教育改革推進室のほか本学図書館、事務局総務課、後援会事務局、同窓会事務局に配置し、学内での周知を図っている。また、自己点検・評価年報の内容は本学ホームページで公表しているため、他大学への送付はしていない。他大学からの請求があった場合には送付することになっている。

本学の自己点検・評価は、実施検討部会のメンバー（部館長等の教授 8 人と各部署の課長 10 人、計 18 人）が点検項目・点検内容を検討し、必要に応じて各種委員会が現状を確認しながら点検及び評価を行っているため、改善を要する内容については、そのまま当該委員会ないしは当該部署で改善に向けての検討が進められる。点検表のまとめの部分には、当該年度の点検だけでなく、前回の点検から改善された点についても記載し、その場限りの点検に終わらないように配慮しており、改善点を目にみえるかたちでまとめている。このことから、自己点検・評価の結果が大学運営に反映され、着実に成果を上げているといえることができる。

#### (2) 7-3の自己評価

学園としての自己点検・評価の結果は前述したように、点検・評価年報としてまとめ全教員に配布するとともに、ホームページを通して学外への公表を行っていることは十分評価できる。教員の個人業績および授業評価の結果に対する報告書は全教員に提出が義務づけられている。授業を担当する全教員 82 人が授業評価を実施(100%)しているが、実施科目数や実施授業数の実施率をみるとそれぞれ 92.1%、89.1%となっている。これは受講生が極めて少ない授業や、同一科目を複数のクラスで担当している場合に実施しないクラスがあるためである。また、授業評価は原則的に最終授業の後に実施することになっているため、学生にとっては 1 日数時間同じ評価用紙が配られることから、回答がおざなりになることが懸念され、中には用紙を提出せずに持ち帰る学生もいると思われる。回答率 61.1%であることから実施方法等について検討している。

表Ⅲ-7-2. 平成 18(2006)年度 授業評価実施状況

項目	実施数	全体数	実施率(%)
実施科目数	129	140	92.1
実施授業数	304	341	89.1
授業担当教員数	82	82	100
履修者数	19,886	32,554	61.1

授業評価の集計結果に対しては、実施した全ての教科目について教員自身がそれについての見解と今後の改善策を「授業評価報告書」に記入し提出している。その改善策に沿って授業の改善が図られるなど、次年度のシラバスに反映されている。

後援会支部懇談会において保護者から寄せられた大学への要望等については、直ちに必要な部署（学生課、教務課、就職課、資格課等）にその内容を知らせ、改善すべき点があれば部署ごとに検討し改善に努めている。また、保護者による大学評価アンケートの結果も教育の改善に生かされている。後援会支部懇談会への保護者の参加は、遠隔地ほど参加率が高いが、全国平均では約 26%である。

### (3) 7-3の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価は点検領域ごとにそれぞれ関連する部署が自らの担当する内容について行っているため、点検評価の内容が直接改善策の検討につながり機能的に実施されている。その反面、点検において自らは気づかない事項が存在するかもしれないという問題がある。他の部署からみて気づいたことなどを点検し合うような横断的な点検評価の方法を構築することを検討している。現在まで相互評価を実施していないが、今後の課題として相互評価についても検討する必要があると考えている。

学生による授業評価に関しては、回収率をあげるための工夫、例えば用紙を配布するまでは担当教員が立ち会う等、FD 委員会を中心に検討を進めている。また、後援会支部懇談会の参加増については参加率の低い通学圏の保護者の参加を増やすことが重要課題で、学内の施設やクラブ活動の見学をセットにして複数の機会を設けるなど、効果的な開催方法を検討しているところである。

本学は平成 14(2002)年に創立百周年を迎えたが、この年に教育改革推進本部を設置し、8つのプロジェクトを組んで積極的に教育改革に取り組んできた。プロジェクトは①教育方法改善、②行事予定改善、③教育機構改善、④学生生活活性化、⑤入試改革、⑥研究支援対策、⑦施設拡充対策、⑧教育義務検討の8部門で構成し、全教員が参画して3年間をかけて本学教育・研究の抜本的見直しと改革の方向性を示してきた。平成 16(2004)年度末に全8プロジェクトからの最終報告が提出された段階で教育改革推進本部は解散し、平成 17(2005)年4月に設置された教育改革推進室（教育改革推進委員会）がこれに替わって教育改革を推進していくこととなった。8つのプロジェクトからの提案は平成 18(2006)年3月にまとめられた「教育改革報告書」に示すとおりである。ここに示された多くの提案が平成 17(2004)年度以降逐次実施に移されてきたが、下記のようないくつかの課題が残された。今後検討を重ね実施されるべき内容である。

すなわち、

- 1) 授業時間割の改善（過密な時間割を解消するための5コマ制導入の検討）
- 2) ゼミナールの選択制（人数枠の関係で希望ゼミナールに入れない学生も多くなっていることから、研究型ゼミナール・教養型ゼミナールの選択制をとることの検討）
- 3) キャリアアップ講座の単位化（現在授業時間外で対応している学生のキャリアアップ講座を履修単位化の方向で検討）

- 4) 大学 2 年の基礎実技充実 (学生の多様化に対処するため 2 年から運動専攻コースに所属させ、各コースの基礎となる実技種目を履修させることの検討)
- 5) 12 号館建設 (4 号館の建て替えに伴う 12 号館建設計画の検討)

#### **【基準 7 の自己評価】**

管理運営については、理事会が定期的開催され、基本方針、予算・決算、重要事項について審議しており、また、評議員会においても、諮問事項を審議し適切に運営されている。役員等の選任も適切に実施されており、常勤監事の配置も行なっている。

法人と教学部門の関係については、学長、教授 2 人が理事となり、理事会、評議員会に教学部門の意見も十分に反映され適切に機能している。

#### **【基準 7 の改善・向上方策（将来計画）】**

大学を取り巻く社会の変化は著しいものがあり、少子化に伴う受験者数や入学者数の減少など社会の変化に対応する管理運営体制を見直していく。



## 基準8 財務

### 8-1 大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を有し、収入と支出のバランスを考慮した運営がなされ、かつ適切に会計処理がされていること。

《8-1の視点》

- 8-1-① 大学の教育研究目的を達成するために、必要な経費が確保され、かつ収入と支出のバランスを考慮した運営がなされているか。
- 8-1-② 適切に会計処理がされているか。
- 8-1-③ 会計監査等が適正に行われているか。

#### (1) 8-1の事実の説明（現状）

##### 8-1-① 大学の教育研究目的を達成するために、必要な経費が確保され、かつ収入と支出のバランスを考慮した運営がなされているか。

学校運営の基盤となる学生定員については、平成11(1999)年度に臨時的定員増が終了し、平成12(2000)年度から学年進行により新たな定員によって実施してきた。その結果短期大学の定員は700人から500人に、一方大学の定員は1,100人から1,300人となり、法人全体の学生数は平成15(2003)年度に完成規模の1,800人に戻り現在に至っている。

財務の将来見通しについては7年先までの中期財務推計を毎年夏季に作成し、9月開催の理事会に報告するとともに、これに基き新年度の学納金の額の確定と翌年度の収支予算書の作成に当たっている。

本学法人全体の平成18(2006)年度決算に基づく消費収支計算書(資料8-1参照)における消費収入の部の主たるものは、授業料等の学生生徒等納付金22億2,900万円、国等の補助金1億5,200万円、受取利息等の資産運用収入1億5,000万円、寮及び収益事業に係る事業収入1億9,200万円等で、帰属収入合計が27億9,700万円となり、この金額から基本金組入額の2億1,900万円を控除した消費収入の部の合計額は25億7,800万円となった。消費支出の部の主たるものは、人件費12億1,000万円、教育研究経費7億6,500万円、管理経費3億2,800万円等で、消費支出合計が23億600万円となり、当年度消費収入超過額は2億7,200万円となっている。

なお、本学は寄附行為に定める収益事業として昭和49(1974)年度より屋内(温水)プール賃貸業を行っているが、平成19(2007)年度決算においてはこの収益金1,600万円を学校会計の事業収入として受け入れ、学校運営費に充当している。

##### 8-1-② 適切に会計処理がされているか。

本学園における会計処理については、学校法人会計基準及び本学園の経理規程に則った会計処理が適正に行われている。

具体的な教育・研究活動の計画については、毎年夏季に作成する中期財務推計に基

づき検討を行い、協議結果を参考に新年度入学生から適用される学費と、新年度の予算編成方針を学内理事会の協議を経て理事会で決定し、これを受けて各部門の責任者に予算申請依頼を行う。各部門からの申請事項は経理課で取りまとめ、1月に開催する理事長を座長とする予算編成会議で審議して新年度予算原案を確定し、理事会の事前協議を経由し評議員会の意見を聴いたうえで3月上旬開催される理事会で予算が成立する。予算成立後は各部門の責任者に決定額を通知し、予算の管理と執行を一任している。

なお、予算の執行状況を上半期終了後に各部門の責任者に通知するとともに今後の執行見込額の報告を受け、12月に行う補正予算に反映させている。会計年度終了後2か月以内に決算案を作成し、公認会計士による監査と監事による監査を受け、学内理事会で事業報告書と計算書案を審議し理事会で決定している。なお、決定した事業報告書と計算書は評議員会の意見を受けた後に財務情報公開用の資料を作成し、7月迄に事業報告書と計算書をホームページに掲載している。

### 8-1-③ 会計監査等が適正に行われているか。

会計監査については、公認会計士による会計監査と監事による監査を実施している。公認会計士による会計監査は帳票書類の照合、備品等の実査、計算書類の照合及び決算書類等の監査を2人の公認会計士により年間29日間、延べ 290時間にわたり実施されている。公認会計士に対応する経理部員にとってもOJT (On the Job Training) となり、知識向上の場となっている。また監査日以外においても必要に応じて電話等によりその都度相談を行っており、適切な指導、助言を受けている。

監事の監査については、従来非常勤監事2人により行っていたが、私立学校法の一部改正を受けて平成18(2006)年9月に非常勤監事の1人を常勤監事に切り換え、非常勤監事1人と常勤監事1名により従来の財務監査に加えて業務監査を行っている。監事は毎月行われている公認会計士の監査の際にも必要に応じて会計処理に関して意見交換を行うなど公認会計士と連携を密にしている。

監事は大学の教育研究目的等の達成の観点も含め、学園の安定的な財政運営、適切な会計処理及び不可分の関係にある事業全般の執行等について監査を行っている。具体的には長中期財務推計や予算編成方針、事業計画、事業予算と事業内容の妥当性、決算などについて確認するとともに、全ての課長、係長、職員一人ひとりに対して担当業務のヒヤリングを行い、必要な資料を求め事業の進捗状況や予算の効率的執行状況、業務改善の取り組み、物品購入・管理、業者選定、補助金、金券管理等の状況を把握し意見交換を行い、適正な事業執行及び会計処理等の維持・実現に努めている。

### (2) 8-1の自己評価

平成18(2006)年度における収支の状況は、必要経費が確保されて収入と支出のバラ

ンスが取れた運営が行われ、その結果2億7,000万円の収入超過額となった。

各科目別収支のバランスを、消費収支計算書に基づく財務比率を全国私立大学の平均と比較してみた場合、いずれも好ましい数値を示しており、これらのことから本学園の学校運営は、財政面において現在安定的かつ健全に運営されている。

会計処理については、平成17(2005)年度に従来の財務システムから新システムに切り換えたが、このことにより予算作成事務及び予算の執行管理がより迅速な対応が可能となり、経理事務の大幅な削減と予算単位毎のリアルタイムでの執行管理を行うことにより、会計処理の省力化と信頼性も向上し、適正な会計処理ができている。

会計監査については毎月公認会計士2名による会計処理の監査と、新たに設置した常勤監事により、学校法人会計基準に従った会計処理及び従来の財務監査に加えて業務監査を含めて適正に行われている。

### (3) 8-1の改善・向上方策（将来計画）

帰属収入の中で大きな比率を占める学生生徒等納付金収入を安定的に確保するためには、入学者の定員確保が重要であり、魅力ある学園の創造と積極的な募集活動を継続的に行っている。特に本学園においては併設する短期大学における平成19(2007)年度入学者数は初めて定員を下回る結果となり厳しい状況におかれている。このことが今後の大学運営の足かせにならぬよう短期大学の在り方について更なる検討を進めている。財政面からは収入減と支出増が予想される中、限られた収入の中で効果的な運用を図り、収支の均衡を保ちながら、教育研究の維持向上を永続的に図ることが重要である。このためには毎年作成している中期財務推計における今後の見通しを、学内教職員に対して周知し、一体となった協力体制の確立が必要である。この厳しい財政状況に対応するため平成19(2007)年度の予算作成にあたっては、予算編成方針の中で初めて前年度予算対比でマイナス5%のシーリングを行ったが、引き続き教学の更なる連携を図るとともに経費の削減に向けての取り組みをしている。

確実な会計処理を行うためには関係法令・通達・指針等を十分認識するとともに、積極的に各種研修会に参加し研鑽を深めていく。また各研究室等の予算執行については、新財務会計システムを活用して適正な時期に予算執行を行うよう、執行管理の充実を図っていく。

会計監査業務の適正化については、公認会計士の監査・指導と併せて平成18(2006)年9月から実施された監事機能の充実に伴い、従来の財務監査と併せて学園経営に係る業務全般の監査を実施していくことにより適正な学校運営を進めていく。

## 8-2 財務情報の公開が適切な方法でなされているか。

《8-2の視点》

8-2-① 財務情報の公開が適切な方法でなされているか。

### (1) 事実の説明（現状）

#### 8-2-① 財務情報の公開が適切な方法でなされているか。

本学園では学校法人の公共的性格と私学の自主性という観点から、平成14(2002)年度から保護者向けに発行している「学園便り」で、翌年平成15(2003)年度からは更にホームページにより予算及び決算の概要を掲載していたが、平成17(2005)年4月の私立学校法の改正を受けて「財務書類等閲覧規程」を新たに制定するとともに、ホームページに事業報告書を併せて掲載するようにした。閲覧を申請してきた者には情報公開書類として財産目録・貸借対照表・収支計算書・事業報告書・監事作成の監査報告・収益事業にかかる財務書類を経理課内に備えており、複写することも認めている。

### (2) 8-2の自己評価

保護者向けに発行している「学園便り」の掲載内容は頁数の関係で概要のみとなっており、詳細については、ホームページを参照するよう記載している。

ホームページについては各種計算書に改正を付け加え、円グラフを入れる等の工夫をして理解し易い内容に努めている。

### (3) 8-2の改善・向上方策（将来計画）

積極的な開示に努めているが、その内容について保護者や一般の人々のニーズに応えられる工夫をして、閲覧者の立場に立った公開に向けて更に努力していきたい。

## 8-3 教育研究を充実させるために、外部資金の導入等の努力がなされていること。

《8-3の視点》

#### 8-3-① 教育研究を充実させるために、外部資金の導入（寄付金、委託事業、収益事業、資産運用等）の努力がなされているか。

### (1) 事実の説明（現状）

#### 8-3-① 教育研究を充実させるために、外部資金の導入（寄付金、委託事業、収益事業、資産運用等）の努力がなされているか。

外部企業や卒業生等からの寄付金並びに委託事業の実績は皆無である。資産運用については資金運用に関する規程を制定し、各種引当資産や流動資産（繰越消費収入超過額）を効率的かつ安全・確実に運用することにより一定の成果を得ている。収益事業については、昭和49年度より収益事業会計で、屋内（温水）プールを民間スイミングクラブに貸出その収益金を学校会計の財源として活用している。科学研究費については現在2名の教員が補助金を受けている。

**(2) 8-3の自己評価**

資産運用については低金利が続くなかで、平成16(2004)年9月に資金運用に関する規程を新たに制定し、資金の効率的かつ安全確実な運用を図っている。その結果平成14(2002)年度の受取利息は621万円であったが、平成18(2006)年度決算においては1億5千万円と大幅に増額となった。一方収益事業の屋内温水プールの収支状況は、少子化の影響でスイミングクラブ会員の減少等の理由により収益金は減少の傾向にある。科学研究費の補助金についても申請者に対する採択率が低い状況にあり積極的な取組が求められる。

**(3) 8-2の改善・向上方策（将来計画）**

寄付金や委託業務の実施に伴う外部資金の導入は、学校規模や設置学部・学科等を考慮すると大変厳しい状況にある。資産運用については引き続き運用財源の性格に合った運用方針に基づき、安全性を考慮しつつ積極的な運用を図って参りたい。科学研究費補助金の拡充に向けては補助金申請の説明会を開催し、応募数の促進と提出書類の個別指導を実施して採択率の向上を図っていく。

**【基準8の自己評価】**

本学園における収入と支出のバランスを消費収支計算書により見た場合、昭和61(1986)年度に支出超過から収入超過に転じて以降21年間収入超過で推移しており、累積額である翌年度繰越収入超過額は平成18年度末に49億6,900万円となっている。一方外部資金の借入も零となっており、本学園における翌年度繰越収入超過額の約50億円は、平成19(2007)年度消費収入額(25億700万円)の約2か年度分に相当する金額で、安定した学校経営が行われている。

**【基準8の改善・向上方策（将来計画）】**

少子化の影響を受けて18歳人口の減少の中で本学の大学受験者数は、平成11(1999)年度の599名を境に以降毎年若干数ではあるが確実に伸びてきて、平成18(2006)年度は792名であった。しかし、平成19(2007)年度の大学受験者は671名と前年度に比べて一挙に121名(△15.3%)の減となった。

短期大学も更に厳しい状況を迎えており、このことが大学経営に影響を与えないよう、法人全体とした「中長期ビジョン」に立った方策の策定と、その実現に向けて教職員一丸となった体制作りを進めている。



**基準 9 教育研究環境****9-1 教育研究目的を達成するために必要なキャンパス（校地、運動場、校舎等の施設設備）が整備され、適切に維持、運営されていること。**

《9-1の視点》

- 9-1-① 校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設等、教育研究活動の目的を達成するための施設設備が適切に整備され、かつ有効に活用されているか。
- 9-1-② 教育研究活動の目的を達成するための施設設備等は、適切に維持、運営されているか。

**(1) 9-1の事実の説明（現状）****9-1-① 校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設等、教育研究活動の目的を達成するための施設設備が適切に整備され、かつ有効に活用されているか。**

校地は、多摩地域の中心的都市である立川市に隣接した国立市の閑静な環境に位置し、短期大学を併設して校地及び校舎を共同使用している。

表Ⅲ-9-1. 校地の面積

校地面積 (㎡)	設置基準上必要な校地面積 (㎡)
29,372.1	13,000

屋外運動施設としては、陸上競技場、ソフトボール場、テニスコート等を設備している。これらの運動施設は校舎と同一校地内にあり植栽も整備されていることから、その周辺においては屋外でのゼミや歓談、休息等に利用されている。

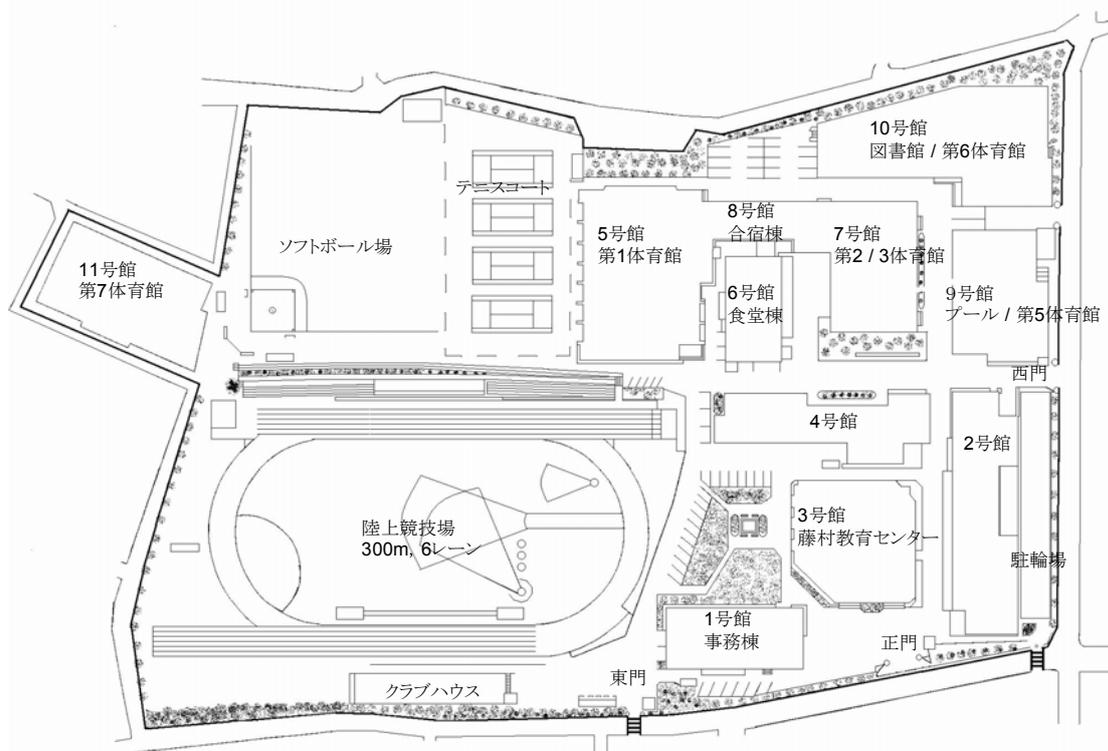
表Ⅲ-9-2. 屋外運動施設の概要

陸上競技場	1面 15,860㎡ 1周300m 6レーン
ソフトボール場	1面 4,708㎡
テニスコート	4面 2,707㎡

校舎等は、室内プール、体育館を含めて 11 棟からなり、そのうち図書館、ハンドボール体育館については、創立 100 周年を記念して平成 13(2001)年及び 15(2003)年に新築した。

表Ⅲ-9-3. 校舎の面積

校舎面積 (㎡)	設置基準上必要な校舎面積 (㎡)
14,437.5	9,420.8



図Ⅲ-9-1. 校舎見取り図

図書館は、図書蔵書冊数については、平成 18(2006)年度末で、160,251 冊となっており、毎年約 4,700 冊を購入している。そして、蔵書構成は、設置学部の専門図書である体育分野が 22.9%、教育分野が 23.2%で、全体の 46.1%を占め、専門性の担保や教員養成に配慮した点からも十分充足しているといえる。

学術雑誌については、和書は 300 種類余り、洋書は 80 種類余りが閲覧できる状況にあり、十分であるといえる。

施設・設備については、閲覧室の座席数は、254 座席あり、図書館の空間スペース、図書等の貸出状況等からみて十分といえる。

蔵書図書等の検索用のパソコンは 6 台設置しているが、利用が順番待ちになることはなく、十分といえる。

また、データベース検索機を 4 台設置するとともに、インターネットデータベースである新聞記事の朝日新聞 DNA、雑誌記事の MAGAZINE PLUS 及び SPORT DISCUS にアクセスでき

るようにし、多様化する利用者ニーズに対応している。

なお、今年度からは、保健・体育、公衆衛生学、栄養学等の文献全文を閲覧できるデータベース「メディカルオンライン」に9月以降接続する予定である。

更に、インターネット検索機を11台設置するとともに、1・2階の閲覧席には、ノートパソコンのための電源やインターネットに接続できる情報コンセントを設置して情報化に対応している。

また、館内において図書館資料をコピーできるよう複写機を2台設置し、学生の利便の向上を図っている。

学生寮は、寮生が規律ある共同生活を通じて自治の精神を養い、教養を高め円満な人格の形成を図ることを目的としている。

学生寮は本学から徒歩で10分程度のところにある民間施設を賃貸借しているが、建設設計の時点から貸主と規模設備、内装等について調整し、使用しやすい建物となっており、インターネット室、談話室等を備えている。運営は学生部が所管し、寮監2人、寮生指導員2人が配置され、指導に当たっている。

表Ⅲ-9-4. 学生寮施設・入寮者数

名称	所在地	個室・共用	室数	延床面積	定員	入寮者	一室面積
ふじ寮	立川市羽衣町	共用	150室	4,649㎡	300人	281人	15㎡
		(2人)					

学生食堂は560席を設け、14時まで食事の提供をしている。この時間帯のほか、学生の歓談、実技のビデオ研究や自習など自主的な活動に利用ができるよう、早朝6時から22時まで開放している。

#### 9-1-② 教育研究活動の目的を達成するための施設設備等は、適切に維持、運営されているか。

施設設備等の維持管理については、建物管理専門業者と委託契約を締結し、要員を派遣常駐させ、施設設備の日常維持管理業務を行っている。また、法定の3年ごとの特殊建築物定期検査、年1回の建築設備法定検査、3年に1度の消防立入検査等を受け、施設設備の状況を常に監視して適切かつ計画的に維持・運営しており、日常自主点検、法定点検も含め、維持、管理、運用には万全を期している。

#### (2) 9-1の自己評価

本学は、一橋大学をはじめ教育機関の多い学園都市国立市の閑静な場所に位置し、教育研究活動のための良い環境に恵まれている。

各教室には、必要に応じて様々な授業展開ができるようにパソコンとプロジェクターの設備を整備した。

情報処理学習のためのパソコン教室には、107台のパソコンが整備され、平成19(2007)

年度には全て最新 OS を備えた機種に更新する予定である。

運動生理学実験室には、環境制御室を設けトレッドミル装置を設置、3次元動作分析装置、超音波診断装置など本学の特色を生かした教育研究に必要な最新の機器を整備した。

また、各体育館は、教科種目ごとに専門設備が整備され、一部の体育館においては技術分析等が行える設備により実技授業の改善や学生の技術の向上に役立てている。

更に、施設設備についても日常自主点検、法定点検も含め、維持、管理、運用には万全を期している。

### **(3) 9-1の改善向上方策（将来計画）**

建物はこれまで計画的に耐震補強工事、アスベスト除去工事等を実施してきたが、平成20(2008)年度で完了する計画である。

また、懸案であった室内温水プールの滅菌装置の交換及び空調設備の改修についても、平成20(2008)年度で完了する計画で実施している。

さらに、老朽校舎の建て替え計画があり、これに伴う施設・設備の拡充が望めるので、将来を見据えた充実策を検討したい。

## **9-2 施設設備の安全性が確保され、かつ、快適なアメニティとしての教育研究環境が整備されていること。**

《9-2の視点》

9-2-① 施設設備の安全性が確保されているか。

### **(1) 事実の説明（現状）**

9-2-① 施設設備の安全性が確保されているか。

建物、附帯設備、構築物、消防設備等は、法定点検・法定調査のほか、本学の建物管理委託をしている専門技術者による自主点検の実施、構内を巡回警備している警備員の事故報告、実際に施設・設備等を使用している教員や学生からの連絡への対処等により、迅速で確実な改善を実施しており、安全性は確保されている。

9-2-② 教育研究目的を達成するための快適な教育研究環境が整備され、有効に活用されているか。

快適な教育研究環境を整備するため、教育研究活動に必要な校舎や体育館・競技場、研究室等の施設設備等の整備に努めるとともに、学園生活に欠かすことのできない図書館や食堂の一層の充実や憩いの広場を設けるなど、活気に溢れる清潔で明るい環境作りに努めている。また、これらの施設・設備は、有効に活用されている。

施設のバリアフリー化については、体育大学という本学の特性から、学生は健康な者であることを前提としてこれまで施設のバリアフリー化の必要性が軽視されてきた面が見られる。近年に建設された建物については、スロープ、便所、エレベーター等に配慮がされているが、既設校舎等には対策がなされていない。

## **(2) 9-2の自己評価**

建物、附帯設備、構築物等のきめ細かな管理、徹底した清掃など、快適な明るい教育研究環境を整備している。

学生食堂施設は6時から22時まで開放し、学生の自習の場、歓談の場、憩いの場として夜遅くまで活用されている。また、校舎や体育館・競技場等においても、早朝の練習や22時の閉門時間まで活発に十分に活用されている。

施設のバリアフリー化については、今後既設校舎等に対しても対策を検討する必要がある。

## **(3) 9-2の改善・向上方法（将来計画）**

建物、附帯設備、消防設備等の法定点検・検査、建物管理委託業者の自主点検による注意事項、その他学生や教員等からの事故報告等について、迅速な改善に努めているが快適な教育研究環境を維持するため、今後とも、法定点検、法定調査、自主点検のほか、教員等の意見を聞きながら一層快適な教育研究環境を維持していきたい。

既設校舎等のバリアフリー化については、今後改修計画を検討する。

## **【基準9の自己評価】**

校地・校舎は基準に照らし適切に整備、維持、管理しており、有効に活用されている。施設設備の管理については、安全性を重視した管理を実施しているが、一層安全性に努める必要がある。

施設のバリアフリー化については、今後、新設する校舎等には十分配慮した建設計画を策定していくが、既設校舎等についても改修計画を検討する必要がある。

## **【基準9の改善・向上方策（将来計画）】**

今後とも快適で安全な教育研究環境を維持するため、校舎等の法定点検、法定調査、自主点検結果については、迅速・確実に改善するとともに、今後とも一層安全性を重視した管理を実施していく。

施設のバリアフリー化については、年次計画を策定して整備する。今後具体化される老朽化校舎の建て替えに際しては、規制が緩和され、現状よりも建物延べ床面積の増が望めるので、安全で良好な将来を見据えた拡充した施設設備を策定する。



**基準 10 社会連携****10-1 大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされていること。**

《10-1の視点》

- 10-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされているか。

**(1) 10-1の事実の説明（現状）****10-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされているか。**

本学は、地域交流センターを設置している。地域交流センター設置の目的は、教育・文化・スポーツなどに関する地域社会からの協力要請に対し、教員や学生の派遣協力などとおして学生の社会活動や自己啓発活動の促進に資するとともに、社会に開かれた大学として社会貢献の機能を果たしていくことにある。地域交流センターは、主として公開講座の企画運営および学生の社会奉仕体験などに関する業務を担当している。

本学はスポーツ領域を中心に専門分野の指導者として多くの教員が在職している。また、体育館やグラウンドなどのスポーツ施設や充実した設備を有している。これらの物的・人的資源を社会に提供する機会として、公開講座を平成7(1995)年から毎年開催してきた。平成16(2004)年には10周年記念として、基調講演とパネルディスカッションを内容とする特別講座を開催した。公開講座開始当初は講座数、受講者数ともに多いとはいえない状況もあったが、受講料を無料化したことや広報活動の充実を図ったことにより、最近では年間に延べ600人程度の受講者がある。公開講座は地域交流センター運営委員会が企画運営にあたり、本学の特性である運動や健康に関わるものを中心に、音楽や美術などの講座も開講している。対象は幼児から高齢者までの多様なニーズに配慮した企画としている。平成16(2004)年度の講座数は9講座で計19回開催、平成17(2005)年度は10講座で計21回開催、平成18(2006)年度は15講座で計27回開催した。平成18年度公開講座の実績は表Ⅲ-10-1のとおりである。

大学と社会の連携を積極的に進めるために、地域交流センターを窓口として、地域社会からのボランティア要請に対する学生派遣を行っている。また、学生の社会奉仕体験活動を啓発することを目的に、平成15(2003)年度から集中形式でボランティア講座を開講している。講座の内容は、ボランティア概論、障害者福祉論、高齢者福祉論、児童福祉論の各領域の理論と実習で構成されている。

図Ⅲ-10-1. 平成 18 (2006) 年度公開講座実施状況

講座名	回数	テーマ	担当講師	開講日	対象者	人数
親子ダンス	第1回	身体で表現する喜びをお父さん、お母さんと一緒に感じましょう！	和田春恵助教授	5月27日	親子（親と幼少）	40
	第2回			10月28日		37
ダンベル体操	第1回	ダンベル体操で気軽に楽しく健康づくり	浅見美弥子教授	6月17日	中高年	25
からだづくり	第1回	美しく！楽しく！元気になろう！	高橋衣代教授	11月25日	中高年	11
器械運動	第1回	苦手な子、集まれ！	金子一秀教授 山田まゆみ教授	8月19日	小学生初心者	22
	第2回	いろいろな技に挑戦しよう！	渡辺博之助教授	8月26日	小学生経験者	20
陸上競技	第1回	小学生：体を上手に使うって 中学生以上：記録向上を目指して	阿部征次教授 浅見美弥子教授 山口敏夫教授 櫻田淳也助教授	8月26日	小・中・高校生	26
	第2回			9月2日		22
カヌー	第1回	カヌーを楽しもう	浜田建司教授 大石示朗教授	9月17日	小・中学生	40
	第2回	カヌーポロに挑戦しよう	本田宗洋教授	9月18日	中学生以上	19
小学生新体操	第1回	ボールで遊ぼう リボンで踊ろう	秋山エリカ助教授	11月25日	小学生低学年	48
	第2回	しなやかに動こう		12月2日	小学生高学年	49
高校生ダンス	第1回	みんなでパフォーマンス！	奥野知加助教授	平成19年 3月21日	高校生	145
食生活を見直そう	第1回	食生活を見直そう (2回シリーズ)	筒井孝子講師	8月5日	成人	16
	第2回			8月12日		14
健康・体力チェック	第1回	健康・体力チェック (4回シリーズ)	若山章信助教授	5月20日	成人	9
	第2回			7月22日	前回参加者	14
	第3回			10月14日	継続及び新規	8
	第4回			12月16日	継続参加者	13
現場で役立つ簡易伴奏	第1回	現場で役立つピアノ簡易伴奏	在原章子教授 柳田憲一助教授	10月22日	保育士 幼稚園教諭 学生	11
実践ピアノ簡易伴奏	第2回	実践ピアノ簡易伴奏 (3回シリーズ)		11月4日		7
	第3回			11月18日		7
	第4回			12月2日		5
楽器づくりオカリナ	第1回	楽器づくり「オカリナ」 (2回シリーズ)	渡邊 洋講師 柳田憲一助教授	6月18日	小学生	24
	第2回			7月23日		13
木版画で年賀状	第1回	木版画で年賀状	渡邊 洋講師	10月29日	小学生以上	25
ラクガキ大会	第1回	ラクガキ大会	渡邊 洋講師	7月29日	幼児・小学生	22
						692

平成 17 (2005) 年度にはボランティア講座受講者を対象とした社会奉仕体験活動の単位化をスタートさせた。平成 18 (2006) 年度の単位認定にあたって、理論はボランティア講座における 7 コマ分の講義を受講後、各講義の課題レポートを提出することにより、授業科目「社会奉仕体験理論」の単位 (1 単位) を認定した。実習は、理論の単位を修得

した上で、ボランティア講座における6コマ分の演習以外に、学外での必要時間数分（平成18年度は9コマ分に相当）の実習活動を行い、授業科目「社会奉仕体験実習」の単位（1単位）を認定した。理論は大学1年次、実習は2年次の自由科目として設定されている。平成18（2006）年度は、理論が25人、実習は16人が単位を修得した。

平成18(2006)年度ボランティア講座日程、「社会奉仕体験理論」と「社会奉仕体験実習」の単位取得の流れは表Ⅲ-10-2、図Ⅲ-10-1のとおりである。

表Ⅲ-10-2. 平成18(2006)年度ボランティア講座日程と内容

テーマ	開講日・時間	場所	内 容	単位の種別	
ボラ 概 論 テ ィ ア	4/6(水)～	学年別	フレッシュウィークのオリエンテーション説明	理 論	
	4/15(土)	3限 4限	441 「ボランティアとは」 (理念・組織・法制度等) 「ボランティア社会と学生」 (歴史・活動の現状・国際交流・環境問題等)		
障 害 者 福 祉 論	4/23(日)	1限	441 「障害概論」	理 論	
		2限	「障害者スポーツとスポーツボランティア」		
	4限	第6 体育館	「視覚障害者・聴覚障害者のスポーツ」	実 習	
		「肢体不自由者・知的障害者のスポーツ」			
高 齢 者 福 祉 論	5/7(日)	1限	311 「高齢者福祉の理論と実践」	理 論	
		2限	311 屋外	「介護法実践・演習」1・2	実 習
		3限			
児 童 福 祉 論	5/14(日)	1限	441 「児童福祉の理論と実践」	理 論	
		2限		「方法実践・演習」1・2	実 習
		3限			

社会奉仕体験理論（1単位）

上記日程表の項目：単位種別の「理論」(7コマ)の授業を受け、課題シートを提出する。

社会奉仕体験実習（1単位）

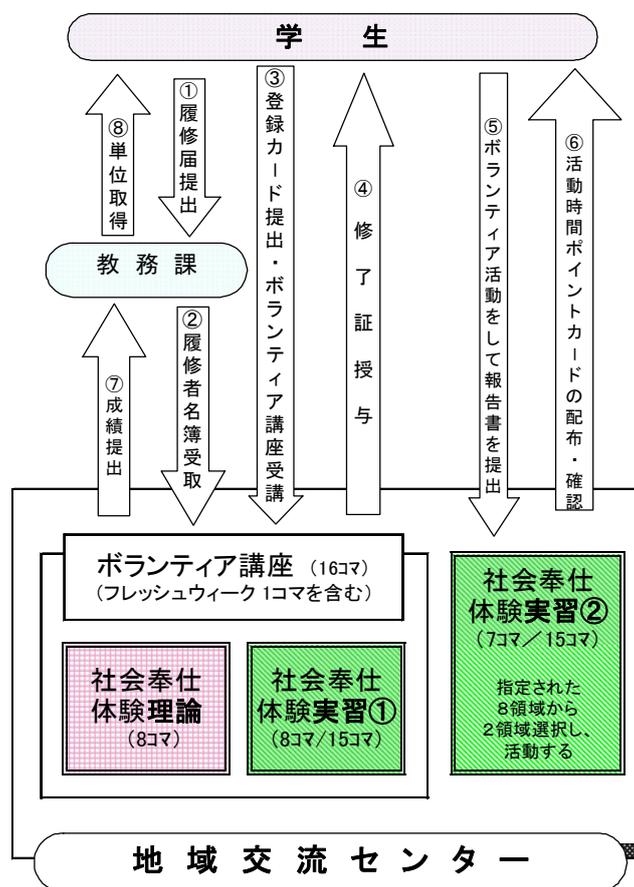
※1コマ=90分

上記日程表の項目：単位種別の「実習」6コマ(540分)の授業を受け、課題シートを提出し、下記の領域の中から社会奉仕体験活動を9コマ(810分)行い活動報告書を提出する。

<実習の活動領域>

※8領域の中で、2領域以上活動する。

- |        |                          |
|--------|--------------------------|
| ①高齢者福祉 | ⑤学校教育活動支援                |
| ②児童福祉  | ⑥生涯学習活動支援                |
| ③障害者福祉 | ⑦環境・災害ボランティア             |
| ④国際交流  | ⑧その他(パフォーマンス・本学公開講座での活動) |



(注) 1コマ=90分

地域交流センターより、登録したい、ボランティア情報をメールで知らせてほしい学生は、 [chiiki-1@twcpe.ac.jp](mailto:chiiki-1@twcpe.ac.jp) まで学年、学籍番号、名前を入力して送信してください。

図Ⅲ-10-1. ボランティア講座の単位取得の流れ

大学施設の開放については、公的機関などから要請があった場合には、使用目的等を検討した上で、できるだけ積極的に応じるようにしている。平成 18 (2006) 年度には、地域のオーケストラ定期演奏会の会場として本学施設が使われ、当日は 600 人程度の市民来場者があった。大学施設開放の主なものにはスポーツに関わるものであり、各種スポーツの競技会や講習会、合宿や合同練習などを通して、学外者の施設使用が年間を通して実施されている。

## (2) 10-1の自己評価

広く社会との連携を図ることは大学の使命であり、大学全体で積極的に推進していくことが求められる。推進の役割を具体的に担う部署として地域交流センターを設置していることは評価できる。

公開講座は大学の物的・人的資源を社会に提供するためのよい機会である。本学にはスポーツ分野を中心に優秀な指導者や学生がおり、グラウンドや体育館などのスポーツ施設を完備している。これらの資源を地域のニーズに合わせて提供する努力を継続的にしており、受講料を無料化するなど大学として公開講座の支援体制を整えている。

学生の社会奉仕体験については、スポーツ大会の補助役員や学校における部活動の指導補助、演技発表等々、スポーツ分野を中心とする要請に対して学生を積極的に派遣しており、学生の社会貢献による自己啓発に資する活動が展開されている。平成 17 (2005) 年度から社会奉仕体験の単位化を実施したことは、学生の社会的活動を教育的意義のもとに推進する取り組みとして成果が期待される。

## (3) 10-1の改善・向上方策 (将来計画)

公開講座については、受講者へのアンケート実施や毎年報告書を発行するなど、改善のための検討を加えながら実施している。講座によっては募集定員に満たないものもあるので、企画や広報手段についての検討を継続していく。現状では短期で終了する講座が多いが、同一講座の複数回開講の要望も少なくない。施設と指導者確保の課題があるが、実現の可能性を検討していく。

社会奉仕体験活動については、在籍する聴覚障害学生支援としての学生によるノートテイク活動の活性化およびボランティア講座の充実を図ることを目的に、平成 19 (2007) 年度から、ノートテイク養成にかかわる内容をボランティア講座に組み込んで実施する。平成 18 (2006) 年度までは教務課の所管により、在籍する聴覚障害学生支援のためのノートテイク養成講座が開催されていたが、手話クラブに所属する学生中心で、受講者が少人数にとどまるという課題があった。ボランティア講座に取り入れたことで、これまでより多くの学生が受講することになり、受講学生による社会奉仕体験としてのノートテイク活動実践を図っていく。

社会奉仕体験活動の単位化については、平成 18 (2006) 年度に単位修得に必要な時間数についての見直し等を行った。講座開講の時期や内容および評価方法については、今後も継続して見直し、社会貢献の成果向上に努力していく。

## 10-2 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されていること。

《10-2の視点》

10-2-① 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されているか。

### (1) 10-2の事実の説明 (現状)

10-2-① 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されているか。

北コロラド大学との協定に基づいて、毎年、集中形式による「海外英語講座」の授業をアメリカ合衆国で実施している。「海外英語講座」は全学年の希望者を対象としている。受講後の学生による満足度は高いが、受講者数は少ないのが現状である。

専門実技としてのスキー実習や水泳実習では、専任教員以外に他大学の教員を学外指導者として委嘱している。また、本学教員が他大学の実習指導者の委嘱を受けることもあり、他大学との教育研究上の情報交換の機会ともなっている。

## (2) 10-2の自己評価

現在は、企業や他大学との連携は十分に図られているとは言えない状況であるが、本学の教育研究向上に資することが期待されるものについては、適切な関係構築に向けて努力していく必要がある。

## (3) 10-2の改善・向上方策（将来計画）

産学連携、他大学との相互交流や単位互換については、本学の特性や規模を踏まえて、望ましい方向性を各部署で検討していく。

## 10-3 大学と地域社会との協力関係が構築されていること。

《10-3の視点》

10-2-① 大学と地域社会との協力関係が構築されているか。

### (1) 10-3の事実の説明（現状）

10-3-① 大学と地域社会との協力関係が構築されているか。

公開講座は、立川市教育委員会と共催、国立市教育委員会および福生市教育委員会から後援を受け、当該自治体の広報や施設使用の協力のもとに実施されている。国立市や立川市教育委員会と連携して、学校教育活動支援としての小中学校におけるTAや部活動の指導補助などの支援を継続的に実施している。また、教育委員会主催のスポーツ教室などを中心に指導補助学生を派遣している。国立市には東京都多摩障害者スポーツセンターがあり、障害者スポーツ大会の補助役員としての学生ボランティア派遣を実施している。

近隣自治体のスポーツ振興や教育関係の委員委嘱を受けている教員も多い。さらに、スポーツ競技団体の役員を務める教員も多く、スポーツの競技力向上や普及振興に貢献している。

平成18（2006）年度の学園祭では、地域との交流を深めることを目的にフリーマーケットを企画したところ、地域からの出店があった。

### (2) 10-3の自己評価

本学は昭和37（1962）年4月に国立市に開学し、四年制大学は40年以上の伝統を有している。この間、日本を代表するスポーツ選手を輩出するとともに、卒業後に教員や指導者として活躍する人材を送り出してきた。このような選手の活躍やスポーツを文化として伝承する使命を本学の特性として、地域社会との協力関係が構築されている。とりわけ地元である国立市や立川市などの近隣地域とは、公開講座の開催や地域からの要請に対する

学生および教員の派遣などをおして、交流が活発に行われている。

### **(3) 10-3の改善・向上方策（将来計画）**

現状における地域との協力関係をさらに発展的なものとするために、教育委員会や関連諸団体等と緊密な連携を図っていく。公開講座については、内容を地域のニーズに合わせて企画するとともに、地域への情報発信のための広報手段の改善が必要である。受講者へのアンケート調査結果を参考として今後も検討していく。社会奉仕体験活動については、小中学校のティーチングアシスタントなどの個人の継続的活動への参加を積極的に呼びかけるとともに、地域でのイベントにおける演技発表などクラブ単位での単発的活動への派遣協力も積極的に実施する。フレッシュウィークでのオリエンテーションやボランティア講座などの充実を図りながら、学園全体での社会奉仕体験に対する意識向上に取り組む。

#### **[基準10の自己評価]**

公開講座の開催、社会奉仕体験活動の推進を中心に、大学の物的・人的資源を社会に提供する努力をしている。社会奉仕体験活動については、学生が社会貢献を通して自己啓発に努める機会として重要なものである。その推進のために大学の授業科目として位置づけたことは、先駆的試みとして高く評価できる。単位化して2年が経過し、当該単位取得者は現在少数ではあるが、増加傾向にある。ボランティア講座への参加を呼びかけ、今後も積極的に推進していく。本学に対するさまざまな派遣依頼に対しては、内容を吟味しつつ、社会貢献に資する観点から積極的に対応する。

#### **[基準10の改善・向上方策（将来計画）]**

本学の特性として、競技スポーツを中心に中央組織の役員を務める教員がおり、選手養成や普及振興を通じた社会貢献が期待される。教員の専門分野における研究成果を社会に還元する機会として、公開講座を今後も継続させ、内容の充実を目指す。学生の社会奉仕体験については、教員免許状取得を目指す学生が多い本学にとって重要な活動であることを踏まえて、より一層の推進を図る。具体的方策としては、入学後のフレッシュウィークにおけるオリエンテーションでボランティア講座受講を促すとともに、受講後の活動継続のための情報提供を促進していく。あわせて学生の活動受け入れ先として、公的機関を中心に開拓する必要があることから、近隣自治体の教育委員会などとの連携を強化して TA やスポーツ指導補助などの機会増加に向けて努力していく。



**基準 1 1 社会的責務****1 1 - 1 社会的機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされていること。**

《1 1 - 1 の視点》

1 1 - 1 - ① 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がされているか。

1 1 - 1 - ② 組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされているか。

**(1) 1 1 - 1 の事実の説明****1 1 - 1 - ① 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がされているか。**

組織倫理の基本となる規程は、「学校法人藤村学園寄附行為」「東京女子体育大学学則」「人事に関する規程」「服務規程」「事務組織規程」「藤村学園就業規則」等が定められている。これらの規程は、東京女子体育大学をはじめとする学園内組織に属する者の職務・役割分担等を定め、社会的機関としての組織倫理の中核をなすものである。

「性差別及びセクシュアル・ハラスメント防止規程」、「性差別及びセクシュアル・ハラスメント防止規程施行細則」に基づいて、「性差別及びセクハラに関する専門委員会」を設置している。また、「個人情報の保護に関する規程」に基づき、所属長の責務、職員の責務を明確にし、情報の保護に努めている。また「個人情報保護委員会」を置いている（62頁．図Ⅲ-7-3．参照）。

**1 1 - 1 - ② 組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされているか。**

組織倫理の基本となる規程に基づき事務処理がなされている。理事会、教授会の記録も適切に保管されている。就業規則も総務課の窓口に置きいつでも教職員が見られる体制がとられている。

セクハラ防止については、具体的なパンフレットを作成し教職員、学生に配布し防止の徹底を図っている。パンフレットには、相談員の名前も記載し、いつでも相談できる体制を整えている。

個人情報保護委員会は、問題が起きればすぐに対応できる体制を整えている。

**(2) 1 1 - 1 の自己評価**

社会的機関としての組織倫理に関する規程は、現在までのところ基本的な整備はなされている。性差別及びセクハラ防止規程、個人情報保護規程を整備し、適正に運営されている。

**(3) 1 1 - 1 の改善・向上方策（将来計画）**

今後も、急速な社会の変化に対応する組織倫理の基本となる諸規程の見直しが絶えず必要である。

性差別及びセクハラ防止、個人情報の保護に関して、今の段階では具体的に問題が浮上しているわけではないが、他大学の事例などを参考に、未然に防止する対策を検討する必要がある。

## **11-2 学内外に対する危機管理体制が整備され、かつ適切に機能していること。**

《11-2の視点》

- 11-2-① 学内外に対する危機管理体制が整備され、かつ適切に機能しているか。

### **(1) 11-2の事実の説明（現状）**

- 11-2-① **学内外に対する危機管理体制が整備され、かつ適切に機能しているか。**

平成19(2007)年2月1日に学校法人藤村学園危機管理規程を制定し、あらゆる危機に対応できるよう進めている。

本学園では、警備の専門業者と警備委託契約を実施し、昼間は1~2人、夜間は1人の常駐で警備員を配置している。警備業者の本部には、夜間防災センターを配置し常時連携を保ち危機管理に当たっている。警備の日報は毎日提出され、管理状況、各種点検の報告を受けて管理している。

藤村学園消防計画及び自衛消防組織を作成し、職員で構成する自衛消防隊が日常の火災予防、地震時の対応に当たる体制を整えている。

また、教職員の緊急連絡網を作成し、災害・事故等に対する教職員への緊急電話連絡体制を確保し、危機管理に備えている。

### **(2) 11-2の自己評価**

警備委託は、24時間365日を対象にしており建物管理、付帯設備管理、防火、防災、防犯等に至るまで、危機管理の中核をなしている。

火災に対しては、自衛消防隊の訓練を年1回実施している。また、火災予防設備の点検は、消防協会に委託して点検を行っている。緊急時の教職員の連絡網が完備しており評価できる。

今後の、テロを含むあらゆる災害・危機に対処できるよう危機管理規程を整備していることは評価できる。

### **(3) 11-2の改善・向上（将来計画）**

警備委託については、今後も継続し365日の監視体制を維持する。防火に関しては、自衛消防隊の継続的な訓練の実施を検討する。

その他の災害等に対応するため、危機管理規程に基づき、迅速に対応できる体制の整備をし、想定される危機のモデルを作成し、訓練等を行う必要がある。

## **11-3 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されていること。**

《11-3の視点》

- 11-3-① 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されているか。

### (1) 11-3の事実の説明

#### 11-3-① 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されているか。

大学における研究成果の公表は次の3件である。

1つは毎年3月に発行している「紀要」であり、学内の全教員に配布するとともに図書館にも配置し、教職員・学生が自由に閲覧できるようになっている。また、全国の大学図書館及び研究施設等294施設に送付している。さらに「紀要」の巻末には教員の1年間（1月～12月）の研究業績（論文・学会発表等）を掲載している。

2つ目は「女子体育研究所所報」であり、平成19(2007)年3月から毎年3月に発行することとしている。（それ以前は2年に1度「研究集録」の名称で発行）。これは全教員に配布するとともに、全国の大学図書館及び研究施設等73施設に送付している。

3つ目は、毎年発行している「個人研究報告書」である。これは全教員に配布しているが、学外には送付していない。

これら3件についての配布及び送付作業は女子体育研究所で行っているが、「紀要」に関しては紀要編集委員会が、「女子体育研究所所報」に関しては女子体育研究所運営委員会が、そして「個人研究報告書」に関しては個人研究費審査委員会が審査を担当している。

一方、教育成果については、特に運動クラブの競技成績を中心として学内外に公表している。その媒体としては、教職員及び学生向けの「学内掲示板」、保護者向けの「学園便り」、高校生向けの「News Letter」、一般社会向けの「ホームページ」等である。

### (2) 11-3の自己評価

大学の研究成果は、女子体育研究所が中心となり実施している。大きく3つの研究成果をまとめ、各委員会が学内図書館及び全国の大学図書館等に配布している。

### (3) 11-3の改善・向上方策（将来計画）

時代の変化に対応しながら適切に対応していく。

#### [基準11の自己評価]

社会的機関として必要な組織倫理は整備し、適正に運営されている。危機管理の体制については、従来から警備体制の充実した専門業者に警備委託を実施し、安全管理に努めている。教職員の緊急連絡網も完備し緊急時に備えている。また、平成19年2月には学校法人藤村学園危機管理規程を制定し、非常事態発生に対し迅速に対応できる態勢の整備を図った。

教育研究成果についても、学内外に配布し広報活動体制は整っている。

#### [基準11の改善・向上（将来計画）]

今後も時代の変化に対応するよう組織倫理規程等を見直していく必要がある。他大学の事例などを参考に、未然に防止する対策も検討する。

あらゆる危機に対応できるモデルケースを作成し、訓練等を実施し、緊急時に対応できる態勢を整備充実していく。



#### IV. 特記事項

##### 1. 創設者藤村トヨの教育実践を受け継いだ個を大切にすることを実践している

本学の教育理念や基本的な方針は、本学が実質的創設者と位置づけている藤村トヨの教育実践に負うところが大きい。女子の指導には女子の指導者が求められているという時代を背景に、学生と寝食をともにして教育に当たったトヨの教育実践について、藤村学園創立 100 周年を記念してまとめられた「藤村学園 100 年のあゆみ」に次のように述べられている。

『トヨは私立高女の講師などを勤め、収入のすべてを学校の経営に投入した。外見は私塾とみてもみずぼらしい極みであったが、教育内容には熱情があったと、当時の卒業生は一樣に感動を物語っている。特に結婚生活を断念したトヨは、全寮制の原則を堅持し、あたたかい家庭的雰囲気の中で、しかも厳しく、ほとんど 1 年間無休で勉学修業させた。この校長の姿勢が学風を確立していったと思われる。校長自ら公務はもちろん、家庭的一切の作業を行い、寄宿舎内に用務員等を雇用したことはないという。女子医専に通学していたころのこと、トヨは自ら生徒 20 人の炊事をした。3 か月後、生徒は自覚して手伝うようになり、6 か月目には炊事場からトヨ校長を退けて生徒だけで働くようになった。以来人を雇わぬ慣例ができたという。』（「藤村学園 100 年のあゆみ」 pp30-31）

現代において、文字通りの寝食を共にする教育を実践することは不可能であるが、その精神は長い年月を経て、現在の本学の教育に脈々と受け継がれている。藤村トヨの教育実践を現代に受け継いだ本学の教育実践について、具体的例を挙げて説明する。

##### (1) グループ担任制

本学は大学創設時から 1・2 年生対象にクラス担任制を採ってきた。3・4 年生は卒業研究につながるゼミナールに所属している。ゼミナールは授業としてのゼミや卒業研究にとどまらず、ゼミ担当教員は担任の業務も担っている。

クラス担任制は、学生数が増加して 1 クラスの学生数が多くなった時に、クラスを更に細分化して「グループ担任制」とした。1 グループ 30 人程度として、学生に対するきめ細かい指導や学生が担任に相談しやすい状況を作ることに努力してきた。グループやゼミには「グループ・ゼミ指導補助費」として、学生一人当たり 1,000 円を補助し、学生との面談の際の食事や、期末テストの終了時や卒業研究完成時・教育実習終了時などの機会にゼミ・グループの学生の懇親や体験披露の会などの経費として活用され、ゼミ・グループの学生間や担任教員との親睦が図られている。

ゼミ・グループ担任制が機能している結果、欠席しがちな学生や学業やクラブ活動に悩んでいる学生に対し、早期に対応することができ、長期欠席や休学・退学に至る芽を摘むことができています。

##### (2) オフィスアワーをはじめとした、学生とのコミュニケーションの重視

学生が授業をはじめ様々なことで教員とコミュニケーションが図れるように、「オフィスアワー」を平成 17 年度から実施している。実はオフィスアワーの実施にあたって教員の

間には疑問視する声があった。その少なからぬ理由は、前述したような本学の教育実践にあった。ゼミ・グループ担任としてはもとより、授業担当者として授業の前後や空いている時間に、学生に対して話しかけ、質問に答え相談にのっているという状況から、改めて「オフィスアワー」を設けることは、学生が相談にくる機会を狭めることになりはしないかと危惧されたのである。この疑問に関しては、オフィスアワーを設けても従来どおり不断に学生の質問・相談に対応しようということで教員間の意見が一致し、オフィスアワーの実施を決定した。

オフィスアワー実施に至るまでの経緯に、制度としてのオフィスアワーの実施以前から学生とのコミュニケーションを重視してきた本学の姿勢を見ることができる。

### **(3) 多欠席学生の調査と対応**

オフィスアワーの制度化を検討する際の議論にも窺えるように、本学では不断に学生とコミュニケーションを図ろうとする姿勢が見られる。そのことは、欠席しがちな学生の把握や対応にも同様に見られる。授業担当の教員は欠席学生についてクラブ指導者やゼミ・グループ担任と日常的に連絡を密にとっている。指導しているクラブやゼミ・グループの学生が授業を欠席しているということが判明すると、当該の学生と電話等で連絡をとることを試みる。欠席しがちな学生に限って電話になかなか出ず、連絡をとることが容易ではないことが多いが、同じアパートに住む学生や親しい友だちを通して連絡をとって、事情の把握に努め、再び学業に戻るよう働きかけるという活動を行っている。

このような日常的な活動に加え、欠席しがちな学生の調査を、授業担当教員を通して組織的に行っている。調査は、卒業学年を対象に学生部と教務部が共同で授業担当の全教員に調査し、欠席の多い学生をゼミ・グループごとにまとめて担任教員に報告し、当該学生の指導を依頼しその結果の報告を受けている。調査結果は、学生の卒業要件の確認、履修や学習の指導などに活用され、卒業を諦めかけている学生を卒業への努力に導くなど効果をあげている。

### **(4) 休学・退学の申し出学生への対応**

前項に述べた欠席の多い学生の調査の結果、当該学生に事情を聞いたところ休学や退学を希望していることが判明することがある。また、授業担当者からの休みがちであるとの連絡を受けたり、友だちからの相談によって休学や退学を考えている学生がいることが判明することもある。このような休退学の申し出を受けて、担任はゼミ・クラスの中で問題はないか、クラブ活動で悩みを抱いていないかなど、詳細な事情の把握に努める。その上で、父母など保証人と連絡をとり父母の意見を求めたり、父母と共に説得に当たったりすることもある。退学を主張する学生に、冷却期間をおく意味での休学を勧めることもある。単位の取得に問題がある場合には教務と連絡を取り合っ、単位取得の可能性を探ることもある。このように、可能な限りの手だてを講じて学業を続ける道を探る活動をし、それでもなお退学止むなしとなった場合には、退学後の進路にできるだけのアドバイスをする。このような担任や教務関係の努力によって、退学や休学に伴って問題が生じることはなく、休学からの復学をした後も学生生活に早くとけ込んでいる。本学の休学期間は一切の学納金が免除されるので、経済的問題から休学して働き学費を作って復学するケースもある。

このように休学・退学を考える学生に学業の継続を促し、休学後の復学にできるだけの可能性を残すなど、一人ひとりに様々な働きかけるところに本学の理念が生きている。

#### **(5) クラブ活動へのほとんどの教員の関与**

本学は体育大学であることから、スポーツを中心にクラブ活動が大きな特徴となっている。各クラブは学生部が所管しているが、各クラブの部長は学生委員会が案を作成し教授会に報告される。体育実技専門分野の部長は実技指導にも当たるが、専門分野の異なる部長は実技指導には当たらないことが多い。実技指導に当たらない部長は学生委員会のアドバイスを受けて学外コーチを依頼している。実技指導をしない部長は、練習を見に出かけたり試合の応援に駆けつけ、クラブの活動や部員を把握をするように心がけている。

専門分野の教員がクラブ活動の指導をすることは、単に競技成績を上げるばかりでなく、専門授業の競技論として展開するための実践研究と位置づけている。その観点から本年度から、クラブを指導しその成果を専門分野の授業展開に活かすことができる教員を対象に「実践研究活動補助費」を設けた。

また、クラブ活動への教員や外部コーチの尽力に報いるため、年一度「クラブ指導者懇談会」を開催している。各クラブの部長・監督・コーチ（外部コーチを含む）を招待して、理事長・学長・後援会長・藤栄会長（卒業生の会）などが謝辞を述べ、各部の指導者の紹介やその年度の活動成果・成績を報告し合う会である。この会に参加することにより、外部コーチなども本学の指導陣としての一体感を醸成することができる。

本学のクラブは、単に運動部では競技成績、文化系クラブでは活動の成果をあげるためだけではなく、前述したようにゼミを通じた学業や学生生活全般を全うするために不可欠の活動として行われている。クラブの指導には、まさに創設者の「寝食を共にする指導」に近い考え方で当たっている。

#### **(6) 各種講座への協力体制**

クラブ活動の指導に当たる教員の学生との深いつながりについて前述したが、クラブ活動だけでなく、教員は各種の講座で精力的に指導に当たっている。

入学直後のフレッシュウイークの中で実施される「基礎学習技法講座」は、若手教員を中心に担当講師団として内容を検討し、テキストを作成して、大学での学習のしかたの基礎を指導している。「基礎学力養成講座」は、入学生の多様化に伴い、授業だけでは内容を消化しきれなかった学生を対象に補習授業を行うもので、教員が自発的に協力して実施している。

「レッツスタディ」「就職対策基礎講座」「教師力養成講座」は主として就職対策として行われている。前二者は希望者が参加でき、後者は希望者から選抜して受講者を決定している。

このように各種講座を実施しているが、いずれの講座も教員が全面的に協力して学生の資質を高め、志望をかなえられることを願って指導に当たっている。

#### **(7) 就職支援の個人対応**

就職支援は就職対策部（就職対策委員会と就職課）で行っているが、就職支援センター

には職員が常駐して学生に対応している。学生の進路の相談にはゼミ・グループ担任も大きな役割を果たしているが、就職課では相談に訪れた学生の個人的資質の把握に努め、求人に対して学生一人ひとりの資質に応じて応募を進めている。小・中・高校の教員の求人は大学の教員を通して行われることもあるが、その際にも教員と就職課とが連絡を密にとって進められている。

このような個人対応は全体の学生数が少ないから可能なことと思われるが、本学の特徴的なやり方と見ることができる。

#### **(8) 入試合格者への情報提供と課題提出**

大学の出口といわれる就職支援の個人対応について述べたが、一人ひとりへの対応は入り口である入学選考や入学手続きから入学までの期間にも行っている。学生募集の段階では、高校訪問・オープンキャンパスやスポーツの優秀選手の勧誘などで、高校生や高校の教員を対象に、一人ひとりへの対応を丁寧にきめ細かく行うよう心がけている。

また入学選考では、AO入試では面談によって応募者の個性と本学とのマッチングや、応募者の希望が本学での学修によって実現する可能性があるかなどを、大学側と入学希望者の双方向で確認するように努力している。面接は推薦入試でも必ず実施しており、試験入試においても一部実施して、学生の入学後の取り組みについて確認している。

AO入試に対しては「青田買い」の批判があるが、本学ではAO入試の導入に当たって「青田を買って育成する」という基本的考え方で、導入時からAO入試合格者に課題の提出や入学後の履修の案内などを2度にわたって送付している。現在では、推薦入試の合格者にも課題提出を1度義務づけている。

#### **(9) フレッシュウイークの実施**

全国の大学で入学後の学園生活になかなか適応できない学生が問題となっているが、本学では入学式後の約1週間を「フレッシュウイーク」として、学園生活や授業への早期の適応を促している。学生によるクラブ紹介に始まり、学園生活に必要なあらゆる分野について情報が伝えられる。クラブ紹介は、各クラブの学生によるパフォーマンスで紹介され、練習を重ねたパフォーマンスは、新入生にとって圧倒的な迫力があるといわれ、クラブ活動の趣旨や内容を的確に伝えている。

また「建学の精神（こころ）の時間」では、100周年記念行事のビデオや卒業生教員の経験談などで、本学の建学の精神、教育理念などが伝えられる。生活については、学生寮や大学周辺のアパートで生活する学生が多いことから、所轄の警察署の生活安全課による諸注意や問題への対応のしかたなどが話され、一人ひとりの学生の安全で快適な生活の確保を目指している。

また、フレッシュウイークの期間にグループ担任の紹介やゼミ・グループの会合等も行われ、担任が一人ひとりの学生とのコミュニケーションを図る場として活用されている。

#### **(10) 学生の居場所設置の努力**

本学ではキャンパスが手狭であるため、従来、昼休みや授業の空き時間に学生がくつろげる場所が少なかった。そこで、狭い学内ではあるが学生が少しでもくつろげるように、

学生食堂にわずかではあるが円形テーブルを置いたスペースを確保して休めるようにしたり、教育センターホワイエにソファを置き、また学内の通路の片側にテーブルとイスを設置して、できるだけ学生が談笑しながらくつろげる場を設けるように努力している。学内の通路脇にテーブルがあることで、そこでくつろぐ学生に通りかかった教員が話しかけるなどの光景が見られるようになった。

### **(11) 医事相談と教育相談・臨床心理士によるカウンセリングなどの実施**

学園生活の中で悩みを抱く学生がいる。そのような学生をのために教育相談室を設け、専門の教員が相談に応じてきた。当初は授業やクラブ活動についての相談が多く、教育相談で対応できる内容が多かったが、心理相談が多くなってきたことに対応して、臨床心理士によるメンタル相談室を設けカウンセリングに当たっている。臨床心理士は非常勤で週2日の相談日を設けている。専任教員での行う教育相談とメンタル相談は、密に連絡を取り効果をあげていると見ることができる。

また、健康管理センターで医事相談とリハビリテーション相談を実施しており、医事相談は校医である内科医と整形外科医である教員及び整形外科医の3人が担当し、リハビリテーション相談は理学療法士の資格を持つ教員が担当している。体育大学であることからクラブ活動などとの関係で、さまざまな相談が寄せられ手当の方法を指導したり、外部の病院を紹介して対応している。

セクシャル・ハラスメントへの対応としては、セクシャル・ハラスメント防止委員会がパンフレットを作成・配布し、相談員を明示して示す。また、「学生相談箱」を設置して各種の意見に対応している。

### **(12) 後援会活動の個人対応**

学生の保護者で後援会を組織し、本部を置き年一度総会を開催している。また、主として県単位に支部を設置し、年一度支部懇談会を開催している。支部懇談会には部館長等の教員が大学から出席している。支部懇談会に出席する教員は、父母が出席する学生について、事前にゼミ・グループ担任やクラブ指導者などに状況を確認、あるいは学生本人と面談するなどして情報を集める。支部懇談会では全体への大学の近況報告と懇談があり、収集した情報を基に父母との個人面談が行われる。個人面談では、父母の知らない学生の一面が話し合われたり、親からの貴重な情報が伝えられたりして、非常に有意義な場となっている。

## **2. 教員と職員とが役割を分担して、協力して学生を指導**

本学では教員と職員が力を合わせて学生の指導や問題の解決に当たることが多い。大学によっては教員と職員との間に溝があり、十分な意思の疎通が図られなかったり、学生の指導などが一貫性に欠けることがあると耳にすることがある。本学では、事案は教員で組織される委員会でも検討され提案されることが多いが、検討の過程や案の作成の際に、規程や組織に関係する問題について、その専門家である事務組織の検討を経て委員会に報告され、委員会案が作成されている。また、日常的にもコミュニケーションをとり、学園全体

として物事に対応しようという機運がある。

教員と職員の協働について、以下に具体的に説明する。

### **(1) 教員と職員との日常的接触**

本学の事務局は1階と2階のフロアーにそれぞれ4つの課があるが、その間は低いキャビネットで仕切られており、全体を見渡すことができる。学生との接触はカウンターを境に行われる。教員の出勤簿および連絡用のポストは最も奥に設置されているため、教員は出校すると必ず入試広報課、学生課、資格課、教務課の前を通ることになる。教員に用事のある職員は通りかかった職員を呼び止めることで、その用件を伝えることができる。また、教員も提出書類がある場合は、出勤簿への押印や配布物や郵便物の確認のついでに提出したり、所属する委員会の用件を事務方に伝えることができる。時には、仕事上の職員には迷惑なこともあるかも知れないが、課員と話し込むこともある。

このような日常的な接触を通じて相互理解が進み、業務のスムーズな遂行に役立っている。

### **(2) 委員会活動での協働**

事務局の施設設備的構造によって、委員会の業務に関する用件などを日常的な接触を通じて伝え合うことが多いことは前述した。本学は各種委員会の活動が大学運営の相当部分の業務を担っているが、教員で構成される委員会とそれを事務的に遂行する各課が、車の両輪の如く働かなければ機能しない。各委員会には、各課の課長クラスが幹事として参加し、求めに応じて説明したり意見を述べたりしている。課長クラスが委員会に参加しているため、それぞれの課の課員にも、委員会の検討過程や決定がより正確に伝わる。それによって、教員である委員は細部にわたる規程との整合性や、他課との調整などについて職員の助力を得ることができる。

このようなことから、委員会活動において教員と職員は役割に応じて業務を分担し、車の両輪として機能しているといえることができる。

### **(3) 親和会や学園祭での一体化**

教員と職員は日常的に接触し、それぞれの役割を果たして業務を円滑に遂行しているが、両者の親睦を図っている姿を見る機会がある。それは、本学教職員全員で組織している「親和会」が、年一回開催する親和会総会の場においてである。親和会総会は議事のあと懇親会が行われるが、余興の出し物は毎年かなりの稽古を重ねて演じられる。このアトラクションは教員と職員が一緒に稽古して見事に演じ、参会の教職員が一体となって楽しんでいく。このように教職員一体となって活動する姿は、学園祭でのスポーツ種目に参加するソフトボールやバレーボールの「教職員チーム」にも見ることができる。

このような行事の場をとおしても、教職員の一体感が形作られている。

### **(4) オープンキャンパス・進学説明会での協働**

学生募集の一環として、年間6回のオープンキャンパスを開催し、年間約60回の進学説明会に参加している。オープンキャンパスでは各種のブースを設けて説明をしている。

その説明には、担当の委員会の委員と職員が当たる。過去の例からどのような内容の質問が多いかや、その質問に答えるにはどのような資料を用意すればよいかなどを、教員と職員が検討して作成する。オープンキャンパス当日は、教職員一体となって説明に当たる。

また、進学説明会には入試委員会及び入試広報委員会の委員と、入試広報課員が分担して出向いている。必要な場合には、教員と職員が一緒に出張して説明するなど、役割は分担しながら協力して進めている。

#### **(5) フレッシュウィーク・オリエンテーションでの役割分担**

フレッシュウィークでの履修の説明や、教育実習を始めとした各種オリエンテーションが度々行われる。その際に資料の説明や書類の作成などの指導が行われることがあるが、事務的に資料の説明のみが行われることはなく、教員である委員がその趣旨やあるべき状態について説明し、それに基づいて職員が詳細な説明をすることになる。委員会は担当委員の配置を決め、課長は課員の配置を指示して、委員と職員の組み合わせを作成している。

このように、教員と職員がそれぞれの役割に応じて、業務を分担して学生の指導に当たっている。

#### **(6) 教務補佐員の授業および各種行事への協力**

本学では主として卒業生を「教務補佐員」として採用している。現在、教務補佐員は12名配置している。身分は職員であるが、各研究室に配置されて授業の補助を業務としているので、学生には教員の一員と見られている。授業の助手の役割を果たしたり、研究室を訪れた学生には研究室の一員として指示したりすることになる。また、健康診断をはじめ各種の行事の際には、事務的な仕事を手伝うことになる。

教務補佐員は、身分上職員であり職員としての業務を行ったり、ある時は教員の一面を持ったりすることになるが、そのことによる行き違いやトラブルが生ずることはない。それは、本学が教員と職員が役割を明確にしながら、協力して大学の運営に当たっていることと無縁ではないと感じる。この教職員の協働は、本学の教育や運営を進める上で、非常に大きな力となっている。